

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学通信 48

1986年●3月

## 特集 地域・産業の「構造転換」

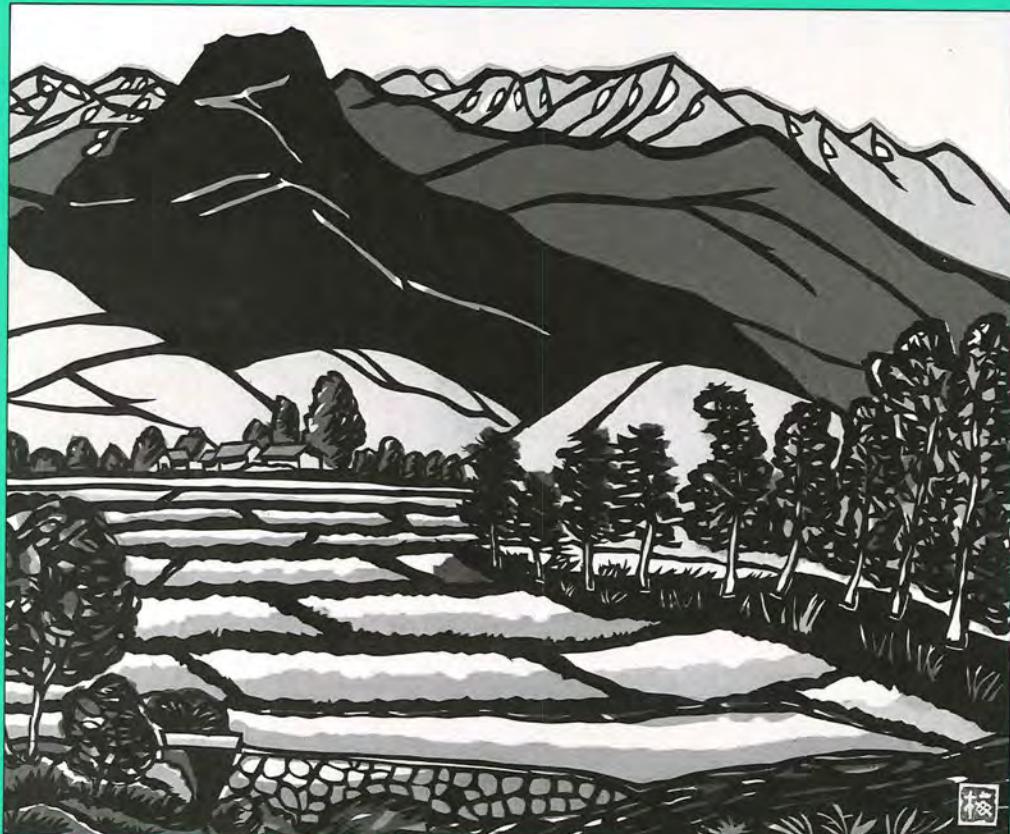
重森暁・寺西俊一・加藤一郎

巻頭言●公務労働組合運動のなかで 丸谷 肇

小特集●臨調行革下の労働と生活——公務労働の現場から

太田紘志・中井健一・山田 昇・今村 元

地域からの報告●福祉のまちづくり 武元 勲



基礎経済科学研究所



# 経済科学通信

第48号 (1986年3月)



卷頭言●公務労働組合運動のなかで.....	丸 谷 肇	2
特集●地域・産業の「構造転換」		
本特集によせて.....	編 集 局	5
地域構造の転換と四全総.....	重 森 曜	6
国際化・情報化と東京圏再編成.....	寺 西 俊 一	16
公共投資の構造転換と80年代.....	加 藤 一 郎	27
小特集●臨調行革下の労働と生活——公務労働の現場から		
国民「不」健康保険と住民生活.....	太 田 紘 志	35
「行政改革」下ですすむ公的扶助労働における労働の貧困化.....	中 井 健 一	37
地域の中小企業と商工行政の転換点.....	山 田 昇	40
大型間接税導入前夜の「合理化」の進行.....	今 村 元	42
地域からの報告●福祉のまちづくり.....	武 元 熟	45
インタビュー●初村尤而さんに聞く.....		53
読書ノート●田中博秀著『解体する熟練』.....	上田健作・小林正人	56
書評●ウィリアム・タブ著『ニューヨーク市の危機と変貌』		
.....	小 森 治 夫	62
朱い実保育園職員会編『朱い実の子どもたち』.....	今 井 幸 二	64
静岡大学「経済劇」フォーラム著『舞台の上の経済学』.....	市 橋 勝	65
基礎研だより●11年目を迎えた夜間通信研究科.....	藤 岡 慎	67
夜間通信研究科紹介.....	社会構成体論学科ゼミナール	69
誌面批評●『経済科学通信』No.46を読んで.....	浪 江 巍	70
読者のひろば●.....		52
編集後記●.....		72

表紙の切り絵は、梅川勉先生（大阪経済法科大学教授）の作品です。

## 公務労働組合運動のなかで

丸 谷 肇



国家機密法はその策動 자체が腹立たしい。この国家機密法の策動と比較しては、問題の所在を見誤るかもしれないが、最近、同じように腹立たしく許せないことがある。いわゆる「国鉄余剰人員対策」をめぐる動向である。

政府が85年12月13日閣議決定した「余剰人員対策」は、分割・民営化とともに「余剰人員」について、「国等の公共部門」3万人をはじめ官民に「雇用の場」を確保し、3年間で吸収、そのうち、国の機関については一部を61年度から実施するというものである。政府は、この「余剰人員対策」をテコに分割・民営化を強行する構えをみせ、そして、全民労協は、いちはやく、それに賛意を表明したのである。

だが、国鉄の分割・民営化については、国民的合意があるわけではない。あるのは、国鉄再建監理委員会の一片の答申だけであり、それはいまなお「国権の最高機関」である国会の議を経たものでもない。しかも、現在、国鉄再建とそれにともなう要員体制、雇用安定等については、国民世論の注目のなかで、国鉄労使の協議が行なわれているのである。

にもかかわらず、労働者の雇用安定という名分のもとに、分割・民営化を前提とした「対策」が閣議という政府の最高機関の意思として決定されるのである。しかしこれは、議会制民主主義への挑戦ではないのか、あるいはまた労使協議・労使関係に対する介入、つまりは常識的にいえば不当労働行為ではないのだろうか。

閣議決定が「対策」の重要な柱としている国 の機関への「余剰人員」の割当についても、問題は深刻ではないだろうか。

というのは、それは、現行公務員制度における採用に関する原則——「公開・競争」試験による採用——に明らかに反すると思われるからである。いってみれば政治的任用であり、時の政権が自由に公務員を採用・解雇することにみちをひらきかねない危険をもつてゐる。「公務員の任免」に関する国民の権利、「全体の奉仕者」としての公務員の性格、これら戦前の官吏制度の反省のうえにうちたてられた公務員についての憲法上の根本規定が反古にされようとしているといつても過言ではない。この点でも、「国鉄余剰人員対策」を現行公務員制度とどのように整合させていくのか、国会内外での広範な国民的な検討が不可欠なのである。

この「余剰人員対策」について国公労連は重大な疑念を表明し、政府交渉を行なうとともに、記者会見の機会をもった。ところが、これに対するマスコミの報道は、期せずして、われわれの疑問やその根拠をつたえることなく、「国公労連、国鉄余剰人員対策に反対」と書いた。当然のことながら、組織の内外から「労働者連帯に欠けるのでは」「冷たすぎる」という素朴な意見がよせられたのである。

こうした事態の展開のなかに、マスコミの論評をふくめて、われわれのたたかいがなお事態の本質にせまりえていないもどかしさを感じるのはわたしだけのことではないであろう。同時にまた、そこに、80年代前半をおおった臨調改革の投影とその新たな展開に直面していることを感じざるをえないのである。

労働組合運動の現場では、臨調路線について、 “戦後政治の総決算” 路線と特徴づけることが

多い。しかし、それだけではわれわれたちむかう相手を十分に捉えたことにならないにちがいない。“総決算”というスローガンの背後で進展している事態の新たな展開を明確にすることこそ重要だとおもわれるからである。“ポスト臨調”的現実にたちむかうことである。本誌の特集がいっかんして重視している現代社会の構造的転換の科学的解明こそが緊急に求められているのである。本誌の特集が、構造転換をすすめつつある現代社会の特質をえぐりだし、そのことによって、今日の労働組合運動が直面する諸問題への新たな問題提起となることを願わざにはいられない。

ここでは、日頃、公務労働組合運動のなかで、運動のいっそうの前進のために理論的に深める必要を痛感しながら、日常の忙しさにかまけて果たせないでいるいくつかの問題について提起し、討論の素材にさせていただきたいと思う。

それは、今日における行政民主化闘争の性格とそのなかで公務労働者、労働組合運動の果たしうる役割についてである。あとのほうの問題は、あるいは公務労働者が労働組合運動の一環として行政民主化闘争をにないうる必然性、根拠を明らかにすること、といったほうがいいのかもしれない。

臨調行革、臨調路線が「民間活力」を軸に、公共部門をはじめわが国の政治・経済・社会のありようを根底から再編しようとするものであり、そして、その5年間にわたる展開が、先に指摘したように、“ポスト臨調”とも特徴づけるべく現代社会の構造転換をもたらしつつある状況のなかで、行政の国民的あり方と民主的規制を強めていくとりくみとして、行政民主化闘争がかつてなく重要になってきていることについては、今日、広範な民主勢力の合意が形成されている。したがってそれが経済民主主義運動の一環として、全国民・全民主勢力の共同の事業であることも。

そして、この場合、次のことも疑問の余地がないだろう。

一つは、臨調路線の展開が、たとえば社会保

障や労働政策の分野における国と行政の責任の回避、したがって、その全面的な改悪として展開され、国民生活、国民の要求や権利の実現にとって新たな困難をつくりだしているのであるが、同時に、そのことによって、これと全面的に対決してたたかう以外に要求実現の道がないことをだれの目にも明らかにし、国民的共同闘争による行政民主化闘争の前進にむけての前提条件を生み出していることである。いま一つは、国と地方の行政機構のなかに大量に形成された公務労働者が、今日、行政民主化の課題をその労働組合運動の重要な柱としてにないつつあることである。いまその歴史的展開過程を別にしても、臨調路線は公務労働組合運動のそうした発展方向に拍車をかけざるをえないからである。

とすると、公務労働者が行政民主化闘争に参加し、それをにないうる根拠についても、闘争の蓄積と情勢の進展がそうさせるのであって、ことあらためて問う必要などないのかもしれない。とはいって、このことが労働組合運動の内外で公務労働論として発展してきたのには、それなりの必然性があったのであり、また、そのことをなくして行政民主化運動の今日の到達点はなかったにちがいない。

よく知られているように、公務労働論をめぐっては、公務労働の二重性——「権力的支配を担う側面と、住民のいのちとくらしを守る二重の側面」——をどのように理解するかについてはげしい論争がおこなわれてきた。

ところで、かってわたしは、国公労連が委託した共同研究を中間的に総括するかたちで、この公務労働の二重性について、「公務労働もまた、国家機能の二重性——いわゆる抑圧機能と共同事務機能——に規定されて二重性をもたざるをえない」と書き、国家機能の二重性から説明した（渡辺佐平編『民主的行政改革の理論』大月書店、1978年）。ところが、まさにこの点について、「『二つの国家』論と類似の理論」ときびしく批判された（小森治夫「社会の共同業務と公務労働」重森暁編『地域のなかの公務労働』大月書店、1981年）。そしてまた最近、わたしも参加

した共同研究『公務員の制度と賃金』のなかでの同じような説明に対して、「公務員労働者が社会の共同事務の遂行労働という機能を強めていけば、国家機構・機能の性格が変わるかのような錯覚をもたらす」と批判されている(都職労・公務員賃金のあり方検討委員会「自治体労働者の賃金闘争の歴史的到達点と新たな発展をめざして(案)」1984年)。

わたしのが、抑圧機能と共同事務機能を国家の階級支配のそれぞれの側面として構造的に述べていない点は、やはり不十分であり、批判をまぬがれないとても、しかし、これらの批判も必ずしも全面的に納得できるものではない。

といふのは、批判者も強調されるように、問題は、公務労働における「住民生活を守る側面」をどのように理解するかにかかわるからである。先の二つの批判が共通して指摘するのは、工場法や工場監督官の出現を例に、公務労働の二重性を民主主義運動との対抗関係のなかでとらえるということである。しかし、工場法にしても、また、他のどのような民主主義運動の成果であっても、それらが法律や制度として行政のなかに結実しないかぎり、公務労働者は、それをになうことができない。公務労働が、多少とも国民のいのちとくらしを守る側面があるのは、行政自体のなかにそうした側面があるからではないのだろうか。これを共同事務機能と性格づけることはまちがいなのだろうか。どのようなタイプの公務員が生まれようとも、公務員の意欲や善意だけでは国民生活を守り向上させるには無力なのである。公務労働者が国民の民主主義運動との直接的むすびつきを実現することの重要性は疑うべくもないが、しかし、それとともに重要なことは、公務員が自らの仕事として国民奉仕の職務を果たしうる状況をつくりだすことではないだろうか。そして今日、「ポスト臨調」のもとで求められている行政民主化闘争とは、このことを国民共同のたたかいによって実現することにはかならないのではないだろうか。

また、最後に、このことにかかわってふれた

いのは、公務労働者が労働組合運動の一環として行政民主化をになうにいたる根拠を公務労働の「社会的有用性」に求ることについてである。

しかし、労働の「社会的有用性」は、公務労働に限定されるものでもない。それは、「労働の社会化」の発展とともに、官民を問わず拡大していくにちがいない。また、労働組合の経済民主主義闘争の特徴の一つは、この労働の「社会的有用性」の拡大を基礎に、労働者がその従事する仕事のあり方を問い合わせていくこと、つまり、いわゆる使用価値視点から有用労働の社会的意義を追求し、経済の民主的改革を実現していくことがある。だとすれば、行政民主化闘争が国民共同の事業であるとするかぎり、公務労働者の行政民主化闘争への参加を公務労働の「社会的有用性」から説明するのもまた、よく理解できるところといわなくてはならない。同じ趣旨だが、公務労働に限定しないで、産業のいかんを問わず、すべての労働者が現代社会の構造転換と対峙し、その民主的改革を実現していくことが求められているからである。そしてまた、公務労働者の労働組合運動がこの国民の民主主義運動に参加し、その一翼をになうことこそ重要だからである。

だが、それでは公務労働の特性は必ずしも明らかにならないことも、たしかであろう。国と地方におけるその発展のレベルは措くとして、公務労働者の行政民主化運動やその一環としての行政研究活動等が、他の産業のそれとは異なって、独自的に発展してきたことは事実であり、「社会的有用労働」論はそのことをも説明するものでなければならない。「社会的有用労働」論が、元来求めていたところであるが、やはり、「有用性」の内容を明確にすることが必要なのである。使用価値視点というとき、「具体的有用労働」とどのように関連するのかをふくめて、「社会的有用労働」論の公務労働論としての発展を痛切に望むしたいである。

(まるたに はじめ、国公労連本部書記)

## 本特集によせて

編集局

国際化、情報化、ソフト化、高齢化などをめぐって、地域においても「構造転換」論が盛んである。また、四全総(第四次全国総合計画)の中身も次第に明瞭となり、すでに、テクノポリス、テレトピア首都改造計画、関西学術文化研究都市等々各省庁構想や首都圏、各地域、自治体における諸計画等が競合しあいながら、地域社会をかりたてているかにみえる。

だが、「減量経営」をかけ声にした企業社会の矛盾に満ちた転換を起動力とした日本経済の「構造転換」が、すでに現実に進行しつつある。危機管理体制を強化しつつ、国際化や情報化、ハイテク技術などを一方の焦点とし、また、臨調行革による公共部門の解体・再編を他方の焦点として、産業、金融、交通、行財政、地域、自治体、科学技術、教育、文化、福祉、医療、国民生活、等々の諸部面にわたる大幅な再編が進められようとしている、といってよいであろう。

それは、矛盾が蓄積される過程として進行しつつあることは確かである。

少なくとも、地域という視点でみても、地域社会の格差はさまざまな指標において明らかに目下、拡大しつつあり、地域間の系列化やネットワーク化が国際的規模で形成・再編されている。また、「減量経営」方式の公共部門導入を中身とする臨調行革は、福祉、教育サービスのカット、農業、中小企業予算のカット、地方財政の負担の増大、をすすめ、民活型の「生存競争メカニズム」を強めている。産業経済の発展の不均等と財政投資の配分の「後進地」切り捨て、集中促進型への転換とは、「東京一極集中」とい

う構想を現実化しつつある反面で、高齢化がいち早く現実化している過疎地域やへき地の振興をいっそう困難にしている。また、家計の硬直化と変化への対応との矛盾が深刻化するなかで、「中流意識」論に隠された地域の貧困化と協同への指向の新たな高まりを強めているように思われる。

本特集は、こうして、これまで現代の「構造転換」の実態の究明に努めてきた研究活動の視点を地域というところにおいてみよう、というわけである。

今回は、重森暁、寺西俊一、加藤一郎の諸氏に登場を願って、現代の地域構造の転換を、主として、産業と資本の論理と行財政の論理との視点から考えてみよう、としている。『通信』前号での、国際化視点からの佐々木雅幸氏のアプローチも含めて御検討いただければ幸いである。

そして、金融資本と国家の活動の対極にあらわれる、地域社会の攻防の実態は、本号、小特集「臨調行革下の労働と生活—公務労働の現場から」において試みる。ここでは、とりわけ、直観あふれる労働者研究者の強みが發揮されており、なかには、編集局の求めに応じて、職場での討議を行なって、問題の焦点の解明をおこなって頂いたものもある。

乞う、御期待である。

今後の研究に待たねばならない部分を多く残しながらも、全体として、読者の問題意識をおおいに刺激するものになったのではないか、と自負している。大方の御意見、御批判を得たいと思う。

## 地域構造の転換と四全総

重森曉

## 「過疎」のむら奥上林から

綾部市——といつても京都府と福井県の境、水上勉の生家のある大飯町と接した山深い寒村。それが奥上林地区である。かつては独立の村で、村長と12名の議員、13名の職員がいたが、1955（昭和30）年綾部市に合併され、現在は自治会連合会が存在するのみである。そして、当時2,287（471戸）あった人口が、1985年には1,041（402戸）へと半分以下に減少した。1世帯当たり人員は平均2.9人、単身世帯が36戸、2人世帯が162戸、ほとんどが高齢者である。かつて353名いた小学生は、今、わずかに35名となり、未就学児童は27名しかいない。

京都府社会福祉協議会の主催する「過疎・へき地住民大会」で話をしたのがきっかけで、昨年(1985年)、なにかとこの奥上林地区の人々とかかわることになり、自治会連合会から「地域診断」の調査を依頼された。「このままむらが死滅するのを待つか、それとも再活性化への道はあるのか」と。——地域構造の転換といい、四全総といい、そうしたこと、私は、この奥上林のような村のことをぬきに考えることはできない。

国土庁の『過疎対策の現況』(昭和59年度版)によると、新過疎法にもとづく過疎地城市町村は、1984年4月1日現在で、1,151団体(全国市町村総数の35.4%、国土面積の45.8%)である。ただし、このなかに、奥上林は含まれていない。なぜなら、綾部市全体としては、過疎地城市町村の指定をうけるほど人口が減ってはない。

ないからである。こうした奥上林のような地区を入れると、「過疎」の地域はもっと多いということになるであろう。『過疎対策の現況』は次のように言っている。

「第1は、産炭地域等の特殊な地域は除いて昭和35年～45年に過疎化が著しかった市町村ほどその後も人口減少が大きいこと、第2は、過疎地域市町村の大部分は、なお過疎からの脱却は容易でないこと、第3は、高齢化の一層の進行とともに、自然減によって再び人口減少率が高まり、第2次の過疎進行が起こるおそれのある過疎地市町村も多いことである。このような過疎地域の人口動向のパターンをみると、多くの市町村が、次の世代への継承の可能性について見通しがたたず、現在の人口の減少は小康状態にあるとしても、まだ極めて不安定であると言わざるを得ない<sup>1)</sup>と。

奥上林のようなむらの現実にふれてみると、全くその通りだという感が強い。

奥上林では、田の所有面積の規模は小さく、5反未満が7割を占める。年金プラス自家用の米と野菜といった、まさに「年金兼業」とでもいうべき生活が一般的である。豊かな山林の資源は生かされていない。最大の問題は交通、教育、医療の問題である。高校生は下宿をしなければならず、市内や舞鶴の病院にいくためには、京都駅から綾部までの国鉄普通運賃とほぼ同等ないしはより高い交通費を払わなければならない。後継者となるべき人々は大半都市でているが、ときどき帰ってきて農家を手伝う者はそのうち1割にすぎない。「定年をすぎたら帰ってくる」というのだが、村の親たちには「今すぐにでも戻ってこい」と言う勇気がない。このままでは、「定年退職者受け入れ地域」になってしま

まうのではないか、「年金兼業のむら」で消滅するのを待つだけではないか、その時、「1人ぐらしの老人をだれが看るのだろうか」というのが彼らの思いである。

今、全国各地で、「過疎を逆手にとる運動」「一村一品型村おこし運動」などといった、いわば内発的地域づくりの運動が起きている。われわれも奥上林の人々に、そのようなとりくみを進めるよう提言した。村の人々の「やる気」をどうつくりだすのか、村づくりのイメージは何か、地域から出ていった人々にまず呼びかける必要があるのではないか（「ふるさと通信」「里親制度」「学校間交流」など）、高齢者のための営農設計をたててはどうか、そして、自治体や農協からも援助を受けて、総合的な「村おこし公社」をつくり、農林産物の加工や観光開発をすすめてはどうか等々。

これらの提言がどこまでむらの人々に受け入れられ、実行され、奥上林の再活性化の契機となりうるのか、率直にいってはなはだ心もとない。

今、四全総（第四次全国総合開発計画）が策定されようとしている。その中間とりまとめ『日本 21世紀への展望—国土空間の新しい未来像を求めて—』は、「共生したネットワーク型国土の形成」を課題とし、「地域が自立しながらもより高次の次元で再統合された分散型社会<sup>2)</sup>」を志向すると言う。その「分散型社会」のなかで、この奥上林のような「過疎」のむらがほんとうに自立し、活力を蘇らせることができるのだろうか。そこに、現在の地域構造の転換と地域政策のあり方を考えるばあいの一つの視点があると思う。

## II 双眼構造か——首都圏集中か

このように「過疎」地域が深刻な崩壊の危機にさらされている一方で、大都市圏への人口と諸機能の集中がつづいている。

四全総策定の準備作業の一つとしておこなわれた『21世紀 情報化と国土—情報化の進展

が人と国土に与えるインパクトに関する調査—』は、「2000年までの情報化の成長期には中枢機能、情報生産能力、人口とともに大都市集中気味に推移するが、その後の成熟期には分散志向が強まる<sup>3)</sup>」として、当分のあいだ、大都市への集中化傾向が強まることを予測している。しかも、大都市圏のなかでも東京首都圏への一点集中傾向がみられ、「情報化の成長期には、東京圏の中核機能、人口吸収力はさらに高まり、他の2大都市圏との格差が拡がる<sup>4)</sup>」としているのである。

また、通産省立地公害局工業再配置課監修の『21世紀の産業立地ビジョン』にも同様の指摘がある。それによると、1982年度における東証1・2部上場企業の本社（全国で911社）は、その89%が三大都市圏にあるが、そのうち66%が東京圏に集中している。また、情報サービス事業所の70%は三大都市圏に集中しているが、そのうち42%が東京圏である。このように、中枢管理機能、情報機能の東京への一点集中化傾向が著しい。そして、それは、首都圏における異常な地価上昇をもたらし、住民生活の困難をいっそう激しくしているのである。東京都心の商業用地の地価表示価格は、対前年比で1984年が22.7%，85年には30%をこえる上昇である。なかには、坪5,000万円とか1億円とかいう法外な地価があらわれている。この高地価が住民を都心から追い出しつつある。一般の庶民や借家・借家人は都心には存在しえなくなってきた。サラリーマンはとても都心には住めない。次々に効外に追い出されていく。その結果、効外の乱開発、長い通勤時間、そして殺人の混雑が激化する。『21世紀の産業立地ビジョン』は、次のように言っている。

「このような高次機能の東京への集中は、高地価、用地難等の大都市の立地条件の不利性にもかかわらず進行しており、高次機能を担う産業は大都市の新たな産業のひとつであると考えられる。しかしながら、その著しい集中は、良好な住宅の供給の不足、通勤通学の遠距離化等東京の生活条件の悪化を招く一因となっていると思われる<sup>5)</sup>」。

まさしく、高地価を媒介として、高次機能の東京一点集中と住民生活困難の悪循環が進行しているのである。

関西では、『新しい近畿の創生計画(すばるプラン)』(1985年 国土庁大都市圈整備局・新近畿創生計画調査室)といったものが策定されて、関西国際新空港、関西文化学術研究都市、明石海峡大橋などのプロジェクトなどを通じて、関西の復権をはかろうとする試みがつづけられている。そのねらいは、「首都圏とは異なる特色を生かして、経済と文化を中心とした日本の中核をめざし、国土の双眼構造の1眼となり、我が國の安定的、持続的発展に貢献<sup>6)</sup>」するということである。だが、双眼構造の1眼というが、今のところ首都圏と関西の格差は歴然としており、ますますそれが拡大しつつあるのが現状である。

たとえば、東京23区と関西の中心都市の一つである大阪市とを比較すると、中枢管理機能および情報機能の配置において次のような格差がみられる。<sup>7)</sup>

東京23区 大阪市		
本 社	63.9%	13.1%
銀 行 預 金	41.1	13.0
短 大・大 学	33.8	3.4
研 究 機 関	26.0	2.5
情 報 サ ー ビ ス	51.3	13.0

これではたして二大都市といえるのだろうか。双眼構造の1眼として位置づけられうるのか。実は、大阪市は、一地方中核都市に限りなく近づいているとさえいえるのである。

では、今、東京首都圏への一点集中傾向が強まり、都市間の格差が拡がっているのはなぜか。その背景には、いうまでもなく情報化と国際化、そしてわが国に特有の中央集権的行政構造がある。

第1の情報化の問題。情報処理技術者数の全国比は、大阪は22.4%で、東京の57.4%に大きく引き離されている。供給情報量に至っては実に東京の84.7%にたいして、大阪は7.8%にすぎ

ない。情報化といっても、所詮大阪のばあいは周辺的ソフトの開発程度であって、中枢的な研究開発機能は首都圏に集中しつつある。

「情報化社会では、情報の受け入れ、情報の伝達による制御のもつ意味が、生産や生活の能率を考える上で、きわめて重要な意味をもつ」。そこでは情報機能と通信機能を結びつけた情報通信インフラストラクチャ<sup>8)</sup>が重要性をおびることになる。ところで、情報化社会は、集中化をもたらすのか、それとも分散化を促進するのか。中村紘一郎氏は次のように述べている。

「情報機能は分権を促進する面と中央集権を促す面の両面を持っているのであり、要は情報の中身が勝負になることを忘れてはなるまい。かってのよう『他所より早く電話の自動化を進める』ことがそれ自体として優位性につながる時代は終り、今や『いかなる情報を提供しうるか』が重要になっているのである<sup>10)</sup>」と。

つまり、インフラストラクチャやキャリアの整備そのものだけでなく、それによって伝達される情報の質こそが勝敗を決するということである。情報化が進めば進むほど、機械的な情報通信システムによって得られる情報ではなくて、フェイス・トゥ・フェイスの関係で交換される情報こそが重要になるといわれる。東京への一点集中は、この「良質」の情報をめがけて進んでいるのである。歴史的に形成されてきた高い研究開発機能と文化水準が、新たな集中傾向を生み出している。まさに、情報が情報を呼ぶ時代が到来しているといってよい。

次に国際化の問題。国際化とは、国際化研究会報告によると、「モノ・カネ・情報(技術を含む)・ヒト及びこれらの総体としての文化などの国境を越える往来の増大<sup>11)</sup>」のことである。同報告によると、わが国の国際化は、弱小・後進的な第一段階、第二の中進国段階(1960年代後半以降)を経て、今や第三段階を迎えている。この段階において、モノ・カネ・情報・ヒトの国境を越える往来は、バランスがとれた形に近づく展望がひらけ、場合によっては、逆のアンバ

ラスさえ生じてきているというわけである。輸出の中身は高度化し、貿易・経常収支には構造的な大幅黒字が定着した。カネの面では輸出国となった。そこで、国際化を促進する要因としてはカネの動き=金融の問題が決定的意味をもつに至ったのである。

国際的連関の性格をもった金融先物市場（債券先物市場）が85年10月東京証券取引所のなかに開設され、86年秋には、ニューヨークIBF（インターナショナル・バンкиング・ファシリティ）型オフショア（非居住者からの資金調達および非居住者に対する資金運用——いわゆる外=外取引——が、金融上、税制上の制約の少ない自由な取引として行なわれる市場）の創設が予定されている。従来から、東京金融市场は、インバウンド市場、オープン市場、外国為替・ドルコール市場、公社債発行市場、公社債流通市場、株式市場などにおいて、国内的には圧倒的な独占的地位をしめてきた。国際化の進展のなかで、東京は、国際的金融センターとして、国内におけるその地位を飛躍的に高めようとしているのである。ある調査によれば、東京金融センターの国際化の進展によって、都心3区の金融保険従業者は1981年から2000年のあいだに11万ないし38万人増大し、金融関連サービス業の雇用者は、5万ないし20万人増大すると予測されている。そして、金融センターとしてのオフィススペースの需要ポテンシャルは、400haから1150ha、超高層ビル(20万m<sup>2</sup>)にして20から50本に達するという。<sup>12)</sup> 1970年代の後半から80年代にかけて、ニューヨークは、世界的企業の本社と、金融、保険、不動産、広告、経営コンサルタント、コンピュータと法律サービス、ホテルとレストランなどの雇用増大によって「再生」したといわれている。<sup>13)</sup> わが東京もまさにその後を追って、国際的な金融センターとしての発展を遂げようとしている。東京=首都圏への一点集中傾向への予測と現実の背景には、まさにこうした“金融”を軸とした国際化の動きがあるわけである。

そして、わが国特有の中央集権的財政構造。

チャーマーズ・ジョンソンは、『通産省と日本の奇跡』のなかで、日本の高度成長体制は次の四つの要素によって構成されていると指摘した。第1は、最良の管理専門家をスタッフとしてもつエリート官僚層、第2は、その官僚がイニシアチブをとり十分効果的に活動しうる政治体制、第3は、経済に国家が介入するばあいの市場調和的手法（そのなかでもっとも重要なのは、いわゆる行政指導である）、第4は、通産省のごとき水先案内人的機関である。<sup>14)</sup> 彼によると、わが国の通産省の特色は、規模が小さいこと、政府資金の間接的管理、シンクタンク機能、ミクロ・レベルでの産業政策の実施のためのタテ割局、<sup>15)</sup> そして省内民主主義(?)などにある。まさに、このような独自の性格をもった官僚機構と、その主導のもとでの官僚と民間企業の協調体制によって、わが国の「高度成長」はもたらされた。企業の成長にとって、行政情報を誰よりも早くキャッチすること、官僚との日常的なつながりを深めておくことが、決定的な重要性をおびることになった。このようなシステムは、いきおい、中央官庁の存在する首都圏への企業の集中、そして人口の集中をひきおこすことにならざるをえない。

それでも、1960年以降の新中央集権の時代においては、国の財政金融政策が地方自治体に向けて全面的に展開され、公的支出の最終消費者として地方自治体の役割は大きかったし、戦後地方自治制度が定着していく可能性もなかったわけではない。<sup>16)</sup> その中心問題は「地域開発」であった。道路や港湾などのインフラストラクチャを整備し、鉄鋼や石油化学などの素材供給型産業を地方に配置するという問題の多い手法ではあれ、とにかく地方に生産的諸機能を分散させる試みが展開された。そうした地域開発政策そのものというよりは、それが生みだした公害や住民生活の困難などの諸矛盾を解決すべく登場した「革新自治体」によって、地方自治が発展させられる可能性があったのである。

ところが、今や、1980年代の新々中央集権の時代をむかえるにいたって、その可能性が閉ざ

されようとしている。1980年度に50兆円をこえ、83年度に100兆円に達し、86年度143兆円にもなるとする巨額の公債残高を抱えて、わが国の国家財政は深刻な危機に陥っている。この危機から脱出するため、第二臨調は、①地方政治の否認、②地方自治の画一化、③自治組織権への介入、④国負担の地方自治体住民への転嫁などを特徴とする改革案をうちだし、それを実行し始めている。これを、行政学者たちは「新々中央集権」と呼んでいるが、そのような中央集権的行財政機構のもとで、行財政と産業との結びつきのきわめて強いわが国において、はたしていかなる「分散型社会」が生みだされるというのであろうか。事態はまさに逆である。この新々中央集権制の強まりとともに、それとあい手をたずさえて、東京首都圏への一点集中化傾向が進みはじめているのである。

### Ⅲ 「民間活力」論の意味するもの

ところで、四全総の中間とりまとめ『日本21世紀への展望』は、わが国の成熟的安定成長にむけて2つのシナリオ、すなわち純資本輸出拡大型シナリオと国内投資重視型のシナリオがありうるとしている。<sup>18)</sup> 結論的にいえば、これは選択の問題ではなく、あれもこれもというのが彼等の筋書きのようである。一つは、国際収支の経常黒字要因を、財貨→技術(サービス)→資本収益へと転換させていく成熟債権国への道である。しかし、それだけでは国内的な経済活力が失われてしまうかもしれない。そこで、他方で、貯蓄がより多く国内投資にむかうためのシナリオが必要となる。その場合の最大の問題は国内需要の喚起であり、それは、①新しい技術の波を背景とする新設投資需要、②老朽化した資本ストックの更新、③研究開発投資などによって達成されるというのである。そして、そのなかでも、「長期のシナリオとして最も重要な点は、直接的には利潤を生まず、市場メカニズムによる評価が与えられない資本ストックの問題」ということになる。こうして、社会资本

分野への民間活力の導入で内需拡大をはかる政策が、国土政策のうえでも最大の眼目とされることになるのである。

自由民主党は、1985年7月、『民間活力導入方策についての第二次報告』を発表したが、そのなかで、国内的には行政改革と財政再建、国際的には経済摩擦という最大の政策課題に対処するには、民間活力の積極的活用による内需喚起こそが最善であるとして次のように述べている。

「こうした事態を改善する最も適切な手段は、国内における需要喚起であり、そのためには減税と公共投資を拡大することが最も効果的であるが、その財源は極めて乏しく、財政再建の途上、財政支出に依存しない民間活力の積極的な活用による内需喚起こそ、現在取るべき最善の政策である。」

つまり、現下の経済政策の要である安定成長のハンドルは、右手で財政再建、左手で民間活力の活用という操作によってのみ安全に達成できるのである<sup>20)</sup>と。

よく知られているように、わが国における「民間活力」論は、財界によって大規模な公共的プロジェクトを推進しようというJAPIC(日本プロジェクト産業協議会)が再発足した1983年の春ごろから、本格的に展開され始めた。その後、最近に至るまで、数多くの「調査」や「政策提言」<sup>21)</sup>がなされているが、国土庁も例外ではない。1984年4月に、『民間活力によるプロジェクト推進—定住構想推進のための各種プロジェクト活性化に関する報告—』を発表している。この報告は、日本経済研究所への委託調査の結果をまとめたものであるが、ここでも、「定住構想のためのプロジェクト」と称して、政策の全面にわたって、民間活力の活用の推進がうたわれている。

ところで、地域開発における民間活力の活用は、なにも今に始まったことではなく、旧全総(第1次全国総合開発計画=1962年)の段階からみられたことである。同報告書は、民間活力活用の変遷を、①1950年代以降の公社公団方式の導入、②1960年代後半以降の公共・民間の混合方式=第3セクター方式、③そして、1980年代

の臨調型官民分担論の3段階にわけて説明している。<sup>22)</sup> 臨調型官民分担論の特徴は、「小さな政

の撤廃・緩和、許認可の改善合理化、(6)財政援助(たとえば減税)の効率化等公的助成における新たな手法、(7)住民参加、などである。<sup>23)</sup> これらの民間活力活用路線は、電電公社のNTTへの改組、国鉄の分割民営化の試み、一連の地方行政などを通じて、今や全面的に推進されようとしているのである。

そして、今、これらの諸手法のなかでも、大型公共事業に民間の資金と活力を導入することが最大の緊急課題とされるに至っている。たとえば、先にあげた自民党の『第二次報告』は、民間活力の活用にあたっては、①国内に新たな投資目標を設定すること、②大型公共事業の実施に民間の資金と活力を大幅に導入する手法を創設すること、③行政における諸規制を緩和することが必要だとして、次の事業・施策が民間活力の最重要事項だとした。<sup>24)</sup>

#### (1) 大規模プロジェクト等の推進

- 東京湾横断道路の建設
- 明石海峡大橋の建設
- 首都圏中央連絡道路の建設促進

#### (2) 大規模公共事業に民間活力を積極的に導入するための民間に対する税、財政、金融特別措置の実施

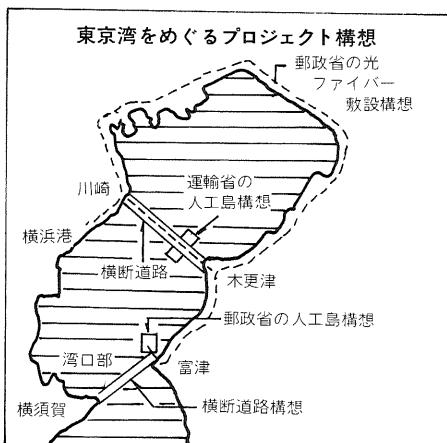
#### (3) 都市整備、住宅・土地政策、地方開発等に関する各種規制措置の緩和

1986年度政府予算案は、一般会計の伸び率3.0%という「超ケチケチ予算」<sup>25)</sup>であり、なかでも公共事業関係費は2.3%の減となっている。しかし、それにもかかわらず、東京湾横断道路に建設費55億円と調査費5億円、明石海峡大橋に建設費50億円がつけられ、いわゆる「民活」型大規模プロジェクトに、ゴーのサインが出された。それぞれ工期10年1兆円、工期13年5000億円という大規模プロジェクトである。まさに、建設省・道路公団、関係自治体、政界、経済界の四方から「カミカゼが吹いたような」<sup>26)</sup>いきおいで巨大事業の着手へと動いたのである。

自民党の四全総研究促進議員連盟は、85年11月、四全総の基本構想の重点に投資をおき、計画期間中、(1986~2000年)の公共投資総額を600

東京湾をめぐる主なプロジェクト

構 想	中心主体	概 要	規 模 な ど
東京湾横断道 路	建設省	川崎一本木更津を 海底トンネルと 橋でつなぐ	全長15km、 工期10年、 総工費1兆 円
東京湾湾口 部横断道路	建設省	東京湾の湾口を 道路でつなぐ	未 定
東京湾人工 島構想	運輸省	木更津沖の東京 湾横断道路沿い に人工島造成	工期7年、 総工費4500 億円
東京湾マリ ネット計画	郵政省	横断道路、湾口 道路を利用し光 ファイバー通信 網を整備	工期10年、 総工費6000 億円



出所)『日本経済新聞』1985年12月5日

府」論を背景に民間主体がいっそう前面におしだされていること、さらに、民間活力の活用が社会資本と社会的サービスの全分野におよぼされようとしていることにあるといえよう。すなわち、ここであげられている民間活力活用の内容は、(1)民間部門による公共的事業の遂行、(2)公共的事業への民間資金の導入、(3)公社公団等の経営形態の民営化、(4)公共部門の運営の効率化(民間への業務委託)、(5)公共部門による規制

兆円と見込んで、その財源として国土総合開発を目的とした大型間接税の導入を打ち出したと伝えられる。<sup>27)</sup>これが四全総のなかに最終的にどのようにもりこまれることになるかはわからないが、いずれにせよ民間資本を主体とした大規模プロジェクトの推進が、四全総における新たな国土政策の中心にすえられるであろうことはまちがいない。しかも、その内容は都市改造であり、わけても首都圏の再開発＝活性化である。付表に示されるように、すでに多くの東京湾をめぐるプロジェクトが計画されている。これらにくわえて、国土庁は、東京・隅田川河口から横浜港にかけての東京湾西部臨海地域を9ゾーンに分けて再開発する構想を打ち出している。四全総は、まさに列島改造論の再版、しかも首都圏と民間活力を前面におした再版になろうとしているのである。

このような民間活力活用による都市改造を主軸とする四全総は、地域と住民生活に何をもたらすであろうか。

第1に、地域間格差の拡大である。東京＝首都圏とその他の地域との格差は拡大し、一点集中化傾向が促進され、都市と農村との新たな矛盾が発生するにちがいない。これは、民間活力を活用する場合の必然的帰結である。国土庁の報告自身が述べているように、民間資本は基本的に経済性をもとめて行動するのであり、そこではなによりも市場規模が問題となる。「基本的に、大都市圏では人口の集中度が高く各種事業の可能性は高いが、地方圏では相対的にそのレベルは低いと言える」<sup>28)</sup>のである。公共事業においても、資本は都市へ、とりわけ首都圏に投資先をもとめていくにちがいない。

第2に、住民生活における格差と生存競争の激化である。民間活力とは基本的に資本それも大資本の活力であって、中小零細企業や市民の活力が中心課題とはなっていない。後者は、前者が主体となった都市改造の進行のなかで、排除され、追い払われ、消滅させられることになりかねないのである。とりわけ社会サービスの分野への資本の進出は、サービスの質の悪化、

非人間化、住民負担の増大と、市民生活における格差の拡大をもたらす危険性が高い。公共部門の後退のなかでの民間資本の進出は、企業活動の面でも住民生活の面でも、野蛮な生存競争をいっそう厳しいものにするにちがいないのである。

第3に、自然環境の破壊である。湾岸道路や横断道路、面積180haの人工島などは、東京湾の自然にいかなる影響を及ぼすのであろうか。すでに、これまでの埋め立てと産業・生活排水などによって東京湾の汚染が進み、海水の富栄養化による恒常的な赤潮の発生、有機物の過剰による海底の酸欠化(無生物状態、砂漠化)がひろがっている。まだわずかに残っている干潟を埋め尽すことによって、湾の浄化と自然再生の手がかりを完全に奪い、これらの開発事業は、東京湾を砂漠化し死の海にしてしまう恐れがある。<sup>29)</sup>その危険性は、大阪湾も同様であって、1995年までに3,600haの海面埋立て計画がたてられており、さらに関西経済同友会のコスマアイルズ構想によると実に13,000haの海面を埋立てようとしている。こうした構想への引き金になったのは、水深20mの線まで埋め立てをのばすことになった関西新空港建設計画であった。東京湾も大阪湾も今や死の海と化す危険にさらされているのである。

#### IV 内発的地域づくりへの展望

以上のように、四全総は、一方では分散型社会、共生ネットワーク社会を主張しながら、他方では事実上民間活力による都市改造成型巨大プロジェクトの推進をはかることによって、首都圏への一点集中による高度過密都市社会をつくりだすことになるであろう。都市一農村問題は解決されるどころか、新たな過疎・過密問題を生みだすことになるにちがいない。

わが国における都市一農村問題を解決し、真に共生ネットワーク型社会をつくりだすためには、いわゆる内発的地域発展を都市でも農村でも実現させること、そのための手法と主体と行

財政制度をつくりだすことが必要である。

ここで、内発的地域発展とは、次のような諸原則にもとづく地域発展のことである。<sup>30)</sup>

第1に、外部からの企業誘致などにたよることなく、まず地域にある資源、技術、資本、人材を生かして地域経済の振興をはかるという自治の原則。

第2に、いきなり全国的・国際的市場をめあてにするのではなく、地域内の需給や、地域内の分業と協業の発展を重視する自立の原則。

第3に、個人や集団の努力を地域の共同へと高めていく共同の原則。その共同の原則は特定の地域内ののみならず地域と地域のあいだにおいても重要である。

第4に、地域産業の振興や雇用の確保などといった地域経済の問題を、保育や教育、医療や福祉、環境や文化などの課題と結びつけていくという人間発達の原則。そのばあい、資本による民間活力ではなく、公共性、社会的効率、民主主義的管理にもとづく生活者としての市民活力が優先されなければならない。

このような、自治、自立、共同、人間発達の諸原則にもとづく内発的地域づくりをすすめるにあたって、今、重要なことをここで二点だけ示しておこう。

一つは、情報の地域格差をちぢめ、情報民主主義を実現することの重要性である。地方自治経営学会は、85年の10月に「四全総に対する地方自治経営学会意見」を発表しているが、このなかでは、四全総を考える基本的視点として「地域の活性化」が強調され、次のような興味深い指摘がなされている。「地方は自らの情報発信基地となるよう」という見出しのもとに、

「したがって、今後わが国においても全国の各地域がこのような他の地域にない特殊性、特殊化された産業と文化を持ち、自ら全国にそして世界に発信できる情報をもつことが必要である。地方の生き生きとした情報が互いにそのまま交換できるような方策を考える必要がある。えてして中央を経由する情報は、中央の都合のよいように着色され変形されるおそれがある。各地方がしっかりと情報発信機能を持つこと、それが各地域が中央

集中化の大きな流れに吸収されないで、しっかりと生き残れる重要なポイントであるが、國も、各地方のそのような努力をバックアップするよう、たとえば、地方からの情報が他の必要な地方の受け手に伝わるシステムをつくるなど、地方の情報が中央から管理されなくてもよい、相互情報発信システムを考えること等がとくに必要である<sup>32)</sup>と。

奥上林の人々が最後に切実にもとめていたのは、たとえば「村おこし公社」をつくるとして、そのノウハウと必要な情報である。中央官庁の手によって画一化され着色された地域情報ではなくて、各地域の内発的地域づくりの経験が交流されるシステムこそが開発されなくてはならない。研究者、自治体労働者など広義の情報労働者の媒介によって、投機的利潤追求のための国際情報にうちかつような、真に地域に根ざした文化と情報が生みだされ、それが中央官僚機構や巨大資本の手をへることなく相互発信されるようなシステムが、いかにたくみに力強く形成されていくか、これこそが一つの決め手になるにちがいない。

もう一つは、中央集権的行財政構造の改革である。とりわけ、公共投資と通産行政の地方分権化が、分散型社会、内発的地域づくりの実現にとって必要である。国土庁の『報告』も次のように述べて、地方における公共投資と企画力の重要性を強調している。

「地方都市においては、都市の集積度等が巨大都市圏に比し低く、相対的に公共部門の果たす役割を高めざるをえない、地方公共団体の企画力や都市経営の発想を一段と強める必要があろう」

「農山漁村の生活圏における居住環境整備について、経済性の面から民間部門の参入が困難であり、また農林漁業等の特性から地域の農林漁業基盤の強化と一体的整備が望まれるので引き続き公共部門の果たす役割は大きい<sup>33)</sup>と。

ところが、1983年度以降、一般会計の公共事業関係費は年々マイナスを続けており、86年度政府予算案においても2.3%の前年度比減となっている。他方で財政投融資計画が拡大され、民活型大プロジェクトに財投資金を直接投入する道が開かれようとしているのである。地方へ

の公共投資が拡大される必要がある。そして、それが内発的地域づくりに資するものとなるためには、現在の補助金システムをあらためて、できるだけ包括的補助金化するなど地方自治体の自主的権限が強められる必要がある。現在、政府のとっている、しっかりした財源保障のないままの補助率の一方的引き下げというやり方は、地方自治体の活力を殺ぐばかりである。

そして、国の通産行政の一部分を地方自治体に移譲し、地方の産業行政力を強化する必要がある。農林水産業にかんする自治体行政はまだしも、わが国に地方自治体における商工行政はきわめて貧弱である。どこでも、中小企業への融資制度が観光程度である。開発行政といえば、上位計画にそって誘致合戦をやるだけである。内発的地域づくりを真に実効あらしめるためには、地域の中小零細業者や市民の活力もさることながら、その活力をひきだし、生かしていくための、自治体の企画力、開発力を強めなければならない。なによりも今必要なことは、商工行政にかかる自治体の企画・政策・自主開発力量を高めることであり、自治体および自治体労働者と地域の中小零細業者・市民との民主主義的共同をつくりあげていくことである。

### 注

- 1) 国土庁地方振興局過疎対策室監修『過疎対策の現況』(昭和59年版), 1985年4月, 21~22ページ。
- 2) 国土庁計画・調整局編『四全総長期展望作業 中間とりまとめ 日本 21世紀への展望——国土空間の新しい未来像を求めて——』1984年11月, 239ページ。
- 3) 国土庁計画・調整局編『21世紀 情報化と国土——情報化の進展が人と国土に与えるインパクトに関する調査——』1985年2月, 13ページ。
- 4) 同上, 14ページ。
- 5) 通産省立地公害局工業再配置課監修『21世紀 の産業立地ビジョン』1985年9月, 34ページ。
- 6) 国土庁大都市圏整備局・新近畿創生計画調査室『新しい近畿の創生計画(すばるプラン)基本構想の概要』(昭和60年), 4ページ。
- 7) 三菱総研「中枢管理機能等高次都市機能の地域展開と都市の広域的機能連関に関する調査」による。ここで短大・大学は学生数、研究機関は従事者数、情報サービスは情報サービス・調査・広告業従事者数を示す。
- 8) 池上 悅『情報化社会の政治経済学』昭和堂, 1985年12月, 11ページ。
- 9) 同上, 52ページ。
- 10) 中村紘一郎『インフォミュニケーションの時代』中公新書, 1984年8月, 213ページ。
- 11) 経済企画庁総合計画局編, 国際化研究会報告『世界の中の日本、その新しい役割、新しい活力——わが経済社会の国際化の考え方——』1984年11月, 1ページ。
- 12) 国土庁大都市圏整備局委託、野村総合研究所『東京金融センターの将来展望と空間構造等の予備的検討』1985年3月。
- 13) Willcam K. Tabb, *The Long Default, New York City and the Urban Fiscal Crisis*, 宮本憲一他監訳『ニューヨーク市の危機と変貌——その政治経済学的考察——』法律文化社, 1985年9月, 第5章を参照。
- 14) C. Johnson, *MITI and the Japanese Miracle*, 矢野俊比古監訳『通産省と日本の奇跡』TBSブリタニカ, 1982年, 354~362ページを参照。
- 15) 同上, 362ページ。
- 16) 新藤宗幸「新々中央集権下の国と地方関係」『年報行政研究19 「臨調」と行政改革』(日本行政学会編)ぎょうせい, 1985年12月, 40ページを参照。
- 17) 同上, 50ページ。
- 18) 同上, 125ページ。
- 19) 同上, 125ページ。
- 20) 自由民主党『民間活力導入方策についての第二次報告』1985年7月, 前文。
- 21) この経過などについては、大野隆男「中曾根『民間活力』論批判」『前衛』1986年1月号所収に詳しい。
- 22) 定住プロジェクト活性化推進委員会報告、日本経済研究所編『民間活力によるプロジェクト推進——定住構想推進のための各種プロジェクト活性化に関する調査報告』1984年10月, 36~38ページ。
- 23) 同上, 38~39ページ。
- 24) 自民党前掲『第二次報告』前文。
- 25) 『朝日新聞』1985年12月29日。
- 26) 『日本経済新聞』1985年7月18日。
- 27) 『日本経済新聞』1985年11月7日。
- 28) 前掲、定住プロジェクト活性化推進委員会報告, 59ページ。
- 29) 風呂田利夫「わたしたちのまちづくりの方向

- と東京湾横断道路問題を考える』シンポジウム  
(1985年9月11日川崎市)での報告1「東京湾の  
自然」(『住民と自治』1985年12月号, 25ページ)。  
30) これらの点については、重森暁編『共同と人  
間発達の地域づくり』, 35-44ページを参照。  
なお、宮本憲一『現代の都市と農村』日本放送  
出版協会, 1982年, 243-244ページ。  
31) これらの点については、重森暁編『共同と人

- 間発達の地域づくり』, 35-44ページを参照。  
32) 地方自治経営学会「四全総に対する地方自治  
経営学会意見」1985年10月。  
33) 前掲, 定住プロジェクト活性化推進委員会報  
告, 80-81ページ。

(しげもり あきら, 所員, 大阪経済大学)

# 国際化・情報化と東京圏再編成

——四全総・首都改造計画の構想と現実——

寺 西 俊 一

## I. 「21世紀日本社会」論の展開と 四全総——序にかえて——

周知のように、目下、21世紀にむけた日本の新たな国土づくりの基本指針となるべき第四次全国総合開発計画(四全総)の策定作業が、国土庁を中心にはじめられていた。これは、1977年11月からスタートした第三次全国総合開発計画(三全総)における当初見通しが、多くの点でその後の現実的推移との間で大きなズレを顕在化させてきたことに端を発している。そのため「定住(圏)構想」を打ちだした三全総は、当初の計画期間終了を待たずして、1981年5月から全面的な見直し作業が開始され、その最終報告を受けた形で、1983年10月から新たな国土計画の策定をめざして今まで約2年余の準備作業が積み重ねられてきているものである。現在のところ、こうした四全総の策定作業をめぐっては、一昨年(1984年)11月に、その「中間とりまとめ」の報告書という形で、『日本 21世紀への展望』が国土庁計画・調整局より発表されている他、各種の関連報告書や幾つかの論評・記事などが少しづつ現われ始めているという段階である。したがって、今年(1986年)中に正式な形での策定が予定されている四全総の内容が、最終的には如何なるものになるかはまだ予断を許さない状況下にあるが、その基本的な輪郭は次第に明確となりつつある、といってよい。

ところで、上述のような1980年代初頭からの新たな国土計画策定にむけた一連の動きに呼応して、わが国では、この間にわかつに「21世紀

日本社会」の展望をめぐる議論が盛んに展開され始めてきた。たとえば、各界の著名人446名から様々な分野にまたがって“21世紀見通し”に関する意見を収録した岩波書店編集部編の『これからどうなる—日本・世界・21世紀—』(1983年5月)なども、その1つの現われといえる。しかし、この間のわが国における種々の「21世紀日本社会」論の基本的論調を方向づける上でおそらく決定的な役割を担ったのは、経企庁の報告書『2000年の日本』(1982年6月)であるといってよからう。周知のように、同報告書は、上述した「三全総見直し作業」の開始とともに時を同じくして、経企庁経済審議会総合部会のもとに設置されたワーキング・グループ=「長期展望委員会」(委員長・大来佐武郎)での審議結果をまとめたものだが、そこでは、これから日本経済社会の展望について、次のような見通しが述べられている。「21世紀まで20年足らずという今日の時点は、わが国経済社会にとって、1つの大きな節目にあたり、今後の20年間はいろいろな意味で、わが国経済社会の歴史的な転換期になる」。「いまやわが国の経済社会はポスト・キャッチアップの成熟段階に入っている、①人々は安定化へ、②成長は中成長へ、③国際的地位、責務を強く意識しなければならない」という方向に向かいつつある」と。そして、これから21世紀にかけてわが国経済社会が直面するであろう新しい歴史的課題としては、国際化、高齢化、成熟化というキー・ワードに集約されるような3つの潮流に対して、今後、如何に積極的な対応をはかっていくかという点が明示的な形で打ちだされた。ここで、上記3

つのキー・ワードがそれぞれ如何なる意味合いで提示されてきたのかを詳しく論ずる余裕はないが、それらはいずれも、1980年代以降から21世紀初頭にかけてのわが国経済社会における変化の基本的トレンドをそれなりに巧妙な形で表現し、方向づけたものといってよい。少なくとも上記3つのキー・ワードは、その後のわが国の各種政府系文献やマスコミ・ジャーナリズムでも頻繁に登場する一種の流行用語となった観すらある。またそうした中で、最近では、東京都の企画審議室が野村総合研究所への委託調査もふまえてまとめあげた報告書『高度情報化の進展と東京』(1985年5月)などにみるように、各自治体レベルでも独自の「21世紀展望」が打ちだされるようになってきた。同報告書では、先の経企庁の報告書にいう成熟化はソフト化としてとらえ直され、さらに高度都市化、高度技術化、高度情報化という時代的潮流への積極的対応という課題も追加されて、「2001年東京像」が展望されている。

さて、こうした最近の「21世紀日本社会」論をみると、そこには共通して次のような特徴的論調が見いだされるといってよい。すなわちそこでは、いずれも国際化、高齢化、成熟化(ソフト化)、高度都市化、高度技術化(ハイテク化)、高度情報化といった幾つかの限定されたキー・ワードをもって21世紀にむけての時代的変化の方向が描きだされ、それらへの先取り的=攻勢的対応によってはじめて、今後における日本経済社会の展望が切り開かれうる、とされていることである。もとより、来たるべき時代を先取りし、それへの積極的対応をはかっていくということ自体は社会の進歩にとってきわめて重要であることはいうまでもないが、ただ、上述したような最近の「21世紀日本社会」論では、ともすれば、これまでの日本経済社会が一貫して抱えてきた問題やこれまで重要とされながらも未解決のままに残してきた問題までが、すべて“来たるべき時代への新たな対応”というかけ声のもとに、もはや“時代遅れ”的課題として葬り去られていくという恐れもなしとは

しない。いずれにせよ、上に一瞥したような最近の「21世紀日本社会」論は、目下策定作業が大詰めに入っている四全総における国土再編成の方向、さらにはその主軸として盛り込まれることが予想されている『首都改造計画』(国土庁大都市圈整備局、1985年5月発表)における東京圏再編成の方向と決して無関係な形で展開されているものではない。むしろそれらは、相互に連動しつつ、今後総合的調整がはかられながら、最終的には四全総の正式策定の中に多かれ少なかれ反映され、集約化されていくものとみなされなければならない。

そこで以下小論では、以上のような四全総がらみで展開されてきている最近の「21世紀日本社会」論の論調を一応念頭におきつつ、とくにその中で、国際化および高度情報化への対応として目下急ピッチに進行しつつある東京圏再編成をめぐる動向に焦点をあてながら、その実態面を中心に若干の批判的考察を加えてみることしたい。

## Ⅱ. 注目されるべき東京圏都心部の地価動向——「ハガキ1枚分54万円」の“異常地価”出現——

さて、現在、四全総および首都改造計画がらみで進行しつつある最近の東京圏再編成をめぐる動向をみると、われわれがまずもって注目すべき特徴的現象の一つは、何といっても東京圏都心部でのここ1~2年の間における異常な地価急騰現象といってよいであろう。これは、きわめて短期間のうちに地価の急激な高騰化が巻き起ったという点だけでみれば、かつて「日本列島改造論」が登場したときの状況と類似しているともいえるが、その背景や意味するところは、のちに述べるように、明らかに異なる側面をもっているとみなされなければならない。ここではまず、最近の東京圏都心部における地価動向の一端を簡単に紹介しておくことしよう。

昨年(1985年)11月28日、国土庁は1985年度上

第1表 60年度上半期の地価上昇率

(カッコ内は59年度下半期の上昇率。単位%)

	住宅地	商業地	工業地	市街化調整区域内宅地	平均	60年基準地価
東京圏	1.3 (0.8)	6.1 (4.3)	1.6 (0.9)	0.6 (0.6)	2.1 (1.4)	3.2
大阪圏	1.3 (1.5)	4.3 (3.7)	0.9 (1.1)	1.3 (1.0)	1.8 (1.8)	3.1
名古屋圏	0.9 (1.0)	2.1 (2.0)	1.2 (0.9)	0.8 (1.0)	1.1 (1.1)	1.7
三大圏平均	1.2 (1.0)	5.0 (3.8)	1.2 (1.0)	0.8 (0.8)	1.9 (1.5)	2.9
地方平均	1.0 (1.2)	1.8 (1.6)	0.7 (0.8)	0.7 (0.9)	1.1 (1.2)	1.9
全国平均	1.1 (1.1)	3.2 (2.5)	0.8 (0.8)	0.8 (0.9)	1.4 (1.3)	2.2

出所)『朝日新聞』(1985年11月29日付)。

半期(4月1日～10月1日)における地価動向調査の結果を発表しているが、それによると、全国平均の地価動向は、1979年度上半期以来6年ぶりに再び上昇傾向に転じ始めていることが明らかとなった。もともとわが国の大都市圏地域を中心とする地価水準は、周知の如く、かつての高度成長期および前述した「日本列島改造論」の登場を契機としたその後の土地投機ブームの時代を通じて、すでに一般庶民の所得水準では到底手の届かない“高嶺の花”と化してきたが、それでも1970年代後半にはその上昇率が一定期間鎮静化し、いわば「高値安定化」の様相を呈してきた。それが最近になって再び上昇傾向に転じ、さらに一段と高騰化する兆しを見せ始めてきたわけである。

ところでこうした最近の地価動向の中で、とくに注目されるべき点は、第1に、上述した上昇傾向への転回が商業地地価、なかでも東京圏における商業地地価の高騰化によってリードされているということである(第1表参照)。そして第2に、より一層重要な点は、同じ東京圏内部でも、都心部とりわけ東京駅を基点とした千代田、中央、港3区にまたがる半径約2km圏内における商業地地価の高騰化がきわめて著しく、まさに“異常”ともいえる急騰ぶりを示していることである。たとえば、昨年10月1日発表の1985年基準地価の上昇率でみると、いうまでもなく東京圏における商業地地価の平均上昇率が全国的にみて最も高い水準を示しているわけであるが、その中でもとくに上昇率の高い上位20

地点を拾いあげれば、そのほとんどすべてが上記2km圏内ないしそのごく近隣の地点に集中していることが一目瞭然となるのである。<sup>11)</sup>しかもその際の上昇率の幅も、最高54.5%を筆頭に、前年度の上昇率を大きく上回っており、最近1

第2表 昭和60年東京都基準地価格(商業地)

順位	所在地	上昇率(%)
1	中央区新富町1丁目304番3	54.5
2	日本橋富沢町1番12	53.0
3	千代田区岩本町3丁目9番3	51.4
4	外神田1丁目12番1	50.5
5	神田多町2丁目2番4	49.9
6	神田駿河台3丁目3番1	49.8
7	中央区日本橋浜町2丁目57番13	49.7
8	千代田区大手町1丁目3番4	48.6
9	中央区京橋3丁目6番5	47.9
10	日本橋馬喰町2丁目1番2	47.7

昭和59年東京都基準地価格(商業地)

順位	所在地	上昇率(%)
1	千代田区神田駿河台1丁目8番9	34.8
2	神田小川町3丁目1番5	34.3
3	神田駿河台3丁目3番1	30.6
4	中央区銀座7丁目102番3	30.0
5	日本橋1丁目12番2	29.5
6	港区元赤坂1丁目307番3	28.7
7	千代田区大手町1丁目3番4	28.6
8	中央区日本橋室町1丁目8番2	28.4
9	中央区銀座2丁目101番27	28.1
10	渋谷区神南1丁目10番2	28.0

出所)『都政新聞』(1985年11月26日付)。

～2年の間における急騰ぶりの“異常”な激しさを如実にみてとることができるのである。(第2表参照)。またこの間の実際の土地売買の取り引き額は、こうした基準地価の2～3倍あるいはそれ以上というケースも決して珍しくなく、中央区の銀座6丁目では、ついに坪(3.3m<sup>2</sup>)あたり1億2000万円という取り引きまで現われるに至っている。この事態を報じた『朝日新聞』(1985年11月29日付)によれば、その問題のケースは、貸しビル業者・山京商事(本社・東京、資本金600万円)が外堀通りに面した元キャバレー跡地約270m<sup>2</sup>を総額約100億円で買い取ったというものだが、その買収価格たるや、実に「ハガキ1枚分の土地」で53万8000円にもつく勘定になる、という。同じ昨年(1985年)の8月には、千代田区紀尾井町の旧司法研修所跡地が「民間活力導入」をかけ声とした遊休国有地払い下げの第1号として、坪あたり2800万円、総額575億円で大手マンション業者・大京観光㈱に落札されたことが大きな波紋を呼んだばかりだが、その水準すらさらに一挙に4倍も上回る“異常地価”がいとも簡単に出現してしまったわけである。この旧司法研修所跡地のケースといい、銀座6丁目のキャバレー跡地のケースといい、それらはいずれも、1974年6月に、投機的な土地取り引きによる地価の狂乱的高騰化を抑制する目的で制定された「国土利用計画法」が全くの“しり抜け法”になっていることを改めて白日の下にさらけだした恰好である。<sup>2)</sup>こうした最近の“異常地価”的出現には、さすがに一部大手不動産筋からさえ、次のような困惑の声があがるもの不思議ではない。——「たとえ、銀座でも、坪単価1億円を越せば、貸しビルをつくっても家賃が高くなりすぎて、借り手を探すのが難しい。とても採算が合わない、というのが業界の常識だ」(前出、『朝日新聞』)、と。このため国土庁もついに、「国土利用計画法」の見直しに動き出したり、さらには1985年11月末、急拵東京都と合同で「地価高騰対策連絡会議」を設置するなどの対応を余儀なくされてきたが、筆者の眼からすれば、あまりにも“後追い的”対応との感

がぬぐえない。

さて、以上に紹介したような状況が、ここ1～2年の間に東京圏都心部を“急襲”している地価高騰化をめぐる動向の一端である。そこで次にわれわれが考えてみなければならないのは、こうした最近の東京圏都心部における地価現象が一体如何なる背景と要因によって巻き起っているのか、あるいはまた、そのことが、これから東京圏再編成の方向ひいては日本全体の国土再編成の方向を考えたとき、一体何をわれわれに予示しているのか、ということである。そうした点をめぐって、さらに節を改めて考察をすすめることとしよう。

#### 注

- 1) 1985年度における東京都下の基準地価上昇率上位20地点のうち、16地点が本文で述べた半径約2km圏内であり、残り3地点もその境界線上またはごく近隣地である。他1点は新宿区である。
- 2) 周知のように、「国土利用計画法」では、土地に関する権利の移転等については事前に当該市町村長を通じて関係都道府県知事に届け出なければならないとされている。そして知事は、その際の土地利用目的や予定対価の額が合理的な土地利用を図る上で著しい支障があると認めるときは、その変更等を勧告できるとされている。だが、同法23条2項では、市街化区域にあっては2000m<sup>2</sup>以下、市街化調整区域にあっては5000m<sup>2</sup>以下の土地取り引きについて、適用外と規定している。このため、たとえば東京都でみると、昭和59年の届け出対象件数は、1万317件であり、それは実際の土地取り引き総件数14万1593件のうちの7.3%にすぎないという状況である。これを都心部だけでみれば、わずかに0.9%となり、1%にも満たない。また最近、「民間活力導入」策の一環として問題となっている国公有地払い下げのケースについても対象外となっている。建設省住宅局監修『住宅六法』(昭和58年版)、ぎょうせい、参照。

### III. 國際化・情報化と東京圏再編成の今日的軸点——東京都心3区にみる“地価高騰化”現象の意味と背景——

さて、前節で述べた最近の東京圏都心部における地価高騰化現象にみる最大の特徴は、それがとくに千代田、中央、港という都心3区において集中的に現われているということである。ここでは、その背景についてもう少し立ち入って考えてみるとことしたい。

まず、この間の東京都心区における異常な地価急騰現象の直接的な要因として挙げられるのは、きわめて旺盛なオフィスビル需要の集中である。したがって、われわれは、そうした最近のオフィスビル需要の中味は一体何かをまず検討してみなければならない。そこでそうした点に改めて目を転じてみると、さしあたり次のようにいいうことができよう。

すなわち最近のオフィスビル需要増大の中味としては、一方で、潤沢な運用資金を抱え込んでいる生命保険会社等によるより有利な投資先<sup>1)</sup>を求めての不動産投資需要といった側面、あるいは節税効果をねらった償却資産としての不動産取得需要といった側面なども無視できないものと思われるが、他方では、むしろそれ以上に、国際化・情報化という今日の時代的トレンドを先取りした企業行動としてのオフィスビル需要の増大といった側面が強い、ということである。たとえば『都政新報』では、次のような興味ある指摘を行なっている。——「増大する事務所床需要にはどんなものがあるのか……。第1に急成長する都市型産業の事務所設立と規模の拡大による需要である。情報関連企業、健康・文化産業、リース業、人材派遣業などの新しい企業の活動が活発である。第2に営業拠点の集約化である。東京を中心とする交通網の発達により地方の支店等を東京に統合し、合理化を図る企業が増加している。第3に多角化を進める企業の子会社設立の活発化である。第4に外国企

業の進出である。外国企業がアジアの拠点として、世界の市場として益々日本を重視しており、事務所の開設、拡大等が活発化している。第5にOA化の進展である。OA機器の導入によって事務の効率化が図られ、人員の削減につながると考えられていたが、さほどでなく、ワープロ、パソコン、光ディスク等が広く普及し、従業員1人当たり必要床面積が従来より3~4割増加する傾向にある。第6に各種業態のソフト化によるオフィス増床圧力である。人との接触による業務が増えるとともにそのウェートが高まり、会議の増加、打ち合わせスペースの拡大需要によるものである…」<sup>2)</sup>。

さて、以上の指摘に含まれているものはいずれも、最近のわが国におけるオフィスビル需要拡大の今日的諸要因として注目すべきものばかりといってよからう。とくにそれらは、すでに前節でみた昨今の地価動向における商業地地価高騰化の背景にある要因として無視できないものといってよい。

しかしながら他方、以上に述べられた諸要因だけをもってしては、実は東京都心3区、とくにすでに前節で述べた東京駅を中心とする半径2km圏内あるいはその周辺へのビル需要集中化の意味するところを残念ながら十分に理解することはできない。そこでは、もう1つ、より高次な次元に属する重要なファクターが考慮に入れられなければならない。そして実はそのファクターこそ、まさに国際化・情報化に対応した東京圏再編成の今日的軸点として近年急速にクローズ・アップされてきている東京の国際的金融センター化およびそれと密接不可分な国際的情報センター化への構想に他ならない。<sup>3)</sup>

そこで以下、上記の点に着目した場合、見逃すことのできない重要な資料の1つとして、国土庁大都市圏整備局からの委託調査に応える形で野村総合研究所が提出した『東京金融センターの将来展望と空間構造等の予備的検討』(1985年3月)と題するレポートの内容をとくに取りあげておきたい。

まず同報告書の前文「調査の背景と目的」に

は、以下のように述べられている。少し長くなるが重要と思われる所以そのまま引用しておこう。——「わが国の経済社会の発展を考える上で、国際化の進展は、産業の高度化、情報化の進展、高齢社会への移行、価値観や意識の多様化の進展等とともに主要な変化の一つである。国際化は、人、物、金、情報等経済社会の広範な領域にわたって進展すると予想されている。この中でも金融の国際化は、特に自由化、円の国際通貨としての役割の増大等を通して我が国経済発展に大きく寄与するとともに、アジア、さらには世界経済への影響を強めていくようとしている。このような我が国の金融国際化は、東京の持つ金融機能の集積である金融センターの機能拡大、機能の高度化、機能の再編をもたらす可能性を高めている。同時に東京における金融センターの充実整備が、世界経済の発展を規定する重要なファクターとなってきた。また東京金融センターの発展は、東京大都市圏での特に中心部機能として、都心の空間構造、取引、情報交流などの都市活動や雇用需要等に大きく影響を及ぼしている。この調査は首都改造計画等の策定、推進に資するために、①東京金融センターの現状を整理し、②今後の金融環境の変化を通して東京の金融センターの成長を展望し、③都市機能としての役割を検討したものである」。

みられるように、同報告書の前文では、今後の日本経済の発展方向として、アジア地域さらには世界経済の中心的拠点としてのわが国の役割の増大が展望され、その際、金融国際化への積極的対応のもつ戦略的重要性が強調されている。そしてその場合の金融の国際化とは、いうまでもなく東京金融センターの国際化に他ならない。統いて、同報告書の本論では、東京金融センターが、近年、①高度経済成長から成熟経済への移行、②企業における資金運用・調達の効率化、③個人部門での金利選好の高まり、④国債の大量発行、⑤企業の余剰資金の運用による現先、CDの発展、⑥貿易の拡大、国際資本取引きの活発化、⑦金融の大量取引きによる効

率性の向上、等を背景として急速に発展してきたことが述べられ、さらに今後は、次のような点でその役割の一層の増大が期待される、と述べられている。①70年代以降大幅な貿易収支の黒字基調に転換し、国内における高い貯蓄率とも相まって、海外への資本投資及び海外での資金運用が進展してきた。②その結果、わが国は債務国から債権国へ転換し、金利の自由化、円の国際化を通して、積極的な金融の国際化が必要になってきている。③また、企業の国際競争力の増大や、多国籍化などによって、わが国への証券投資を中心とする資本の流入なども活発となっている。④さらに、韓国、台湾、香港、シンガポールといった環太平洋圏の新興工業国(NICS)の成長には著しいものがあり、東京での国際金融センターの役割が高まっている。⑤東京の国際金融センターとしての役割は、東南アジア、オセアニアなど環太平洋へローンを行ったり直接投資を行う基地としての役割と、ニューヨーク、ロンドンを結ぶ、24時間金融取引センターとしての役割が期待される、と。このため、周知のように、「東京オフショア市場」の創設をはじめとして東京の国際金融センター化へのプログラムが最近次々と具体化されてきているわけであるが、ここで問題の焦点は、そうした動きが、実は東京圏の新たな空間的再編成のまさに今日的な軸点として、これから東京における都市構造のあり方、さらには日本全体の国土編成のあり方をも大きく規定するものとなりつつあるということである。

周知のように、現在の東京金融センターは、日本銀行、東京証券取引所が立地している東京駅を基点とした半径約2km圏内の地区にきわめて高密度な集積を形成している。これは、従来、「金融取引の確認等のメッセージや株券、債券等の現物の授受が手から手で行われ、メッセージジャーポイントが走りまわれる範囲」という限定性、あるいはフェース・ツー・フェースの情報交換の重要性が地理的拡大を阻んできた」ためだと言われている。このことは、ロンドン、ニューヨーク、香港等の金融センターでも事情は同じ

である。だが近年、交通手段やコンピューター、光ファイバー、衛星通信等の通信手段の発達によって、また他方では国際金融業務の著しい増大やそれに関連する情報処理業務等の増大によるオフィススペース需要の拡大によって、その集積範域がもう少し外延的に拡がる傾向にある。そして、そうしたことの結果として、東京金融センターの国際化への対応は、これから東京都心部を中心とした空間構造に新たな改変を迫る大きなインパクトを与える最大の要因となりつつあるのである。

先の野村総研の報告書では、こうした点を展望して、今後における東京の国際金融センター化およびそれと不可分な国際情報センター化が都心部の空間編成に一体どのような改変を迫るものとなるかという点をめぐって、以下のように述べられている。すなわち、東京金融センターの国際化が進展することによって、都心3区(千代田、中央、港)を中心に金融・保険業従事者だけでも西暦2000年までには少なく見積っても約11万人、大きく見積れば約38万人の雇用増が見込まれ、さらにまた、それに付随する金融関連サービス業(法務サービス、会計監査事務、コンピューター・情報処理サービス業など)で

も西暦2000年までに少なく見積って約5万人、大きく見積れば約21万人の雇用増が生みだされるものと予測される(第3表参照)。そして、こうした雇用増の受け皿として必要となってくる所要オフィススペースの需要増では、床面積にして少なく見積って401ha増、大きく見積れば1149ha増となり、このことは、超高層ビル(20万m<sup>2</sup>)で約20本~50本分ものオフィスビル需要が新たに発生してくる可能性を示している、と(第4表参照)。しかも同報告書では、その後に次のように指摘されている。「東京国際金融センターの空間的拡張は、東京駅周辺の既存集積を核としながらも、膨大なオフィススペース需要の発生を受けとめる形で、徐々に外延化していくと考えられる。ただし、その範囲は、世界の国際金融センターの事例等から判断すると広域分散化はせず、既存集積中心の立地展開となる」と。

かくして、前節で述べたように東京駅を基点とした千代田、中央、港3区にまたがる半径2km圏およびその近隣の都心地区に、一部投機的思惑もからんでのオフィスビル需要が集中的に殺倒し<sup>4)</sup>、従来の常識からすればまさに“異常”とも思えるような“地価高騰化”現象が出現す

第3表 金融関連サービス業雇用者数予測結果

	金融 保 险 雇 用 者			* 金融関連サービス雇用者		
	昭 56	昭 75	年伸び率	昭 56	昭 75	年伸び率
	千人	千人	(%)	千人	千人	(%)
ケースI:(シェア7.8%)	169	280	2.7	59	113	3.5
ケースII:(シェア10.0%)	169	329	3.6	59	140	4.7
ケースIII:(シェア20.0%)	169	548	6.4	59	265	8.2

注1 銀行对外貸付残高との相関により推計。

注2 ケースI~IIIのうちシェアとは、銀行对外貸付高におけるシェアを指す。

ケースIは世界の主要国のGDPと銀行对外貸付残高の相関より推計。

おおむね現在のパリのシェア。

ケースIIはおおむね1980年におけるニューヨークのシェア。

ケースIIIはおおむね1980年におけるロンドンのシェア。

昭56 昭75(ケースI)(ケースII)(ケースIII)

注3*	情報サービス(千人)	40.9	78.4	96.9	184.6
	法律・特許(千人)	8.0	15.6	19.5	37.8
	会計・税理(千人)	10.3	19.1	23.3	43.0

出所) 野村総研報告書(1985年3月)。

第4表 オフィススペース需要量の予測結果

	実 積	ケース I (シェア7.8%)			ケース II (シェア10.0%)			ケース III (シェア20.0%)		
		昭 56	昭 75	昭56~75	昭 56~75	昭 75	昭56~75	昭56~75	昭 75	昭56~75
		従業者数	従業者数	従業者増分	スペース増分	従業者数	従業者増分	スペース増分	従業者数	従業者増分
	(千人)	(千人)	(千人)	(ha)	(千人)	(千人)	(ha)	(千人)	(千人)	
金融保険 (新規)	169	230	111	174	329	160	251	548	379	595
* (ストック)	169			57			57			57
小 計				231			308			652
金融関連サービス ** (新規)	59	113	54	116	140	81	174	265	206	443
* (ストック)	59			54			54			54
小 計				170			228			497
合 計				401			536			1149

\* ストック量(昭56年従業者)のオフィススペース増分 金融保険……(15.7m<sup>2</sup>/人-12.3m<sup>2</sup>/人)169(千人)

関連サービス……(21.5m<sup>2</sup>/人-12.3m<sup>2</sup>/人) 59(千人)

\*\*情報サービス、法律・特許事務所、会計事務所

(注) NRI作成

出所) 野村総研報告書(1985年3月)。

る、という構図がつくりだされているのである。こうした構図の中では、都心3区は、もはや單なる日本経済の支配・中心地ではなく、アジアさらには世界経済の支配・中心地へと、その位置づけが大きく塗り替えられてきているといってよい。われわれは、最近の都心3区にみる異常な“地価高騰化”現象の意味と背景を、以上のような文脈の中でとらえてはじめて、東京圏再編成をめぐる事態の本質の一端を真に理解しうることとなろう。

### 注

- 1) たとえば『日本経済新聞』(1985年11月5日付)によると、わが国の生保大手の昭和60年度の不動産投資額は、日本生命で約1380億円、第一生命で約1000億円、住友生命で約600億円にものぼっているという。ただしこれらの投資先は、東京圏都心部だけでなく、地方中核都市、さらにはアメリカへも向っている。
- 2) 『都政新報』(1985年11月26日付)「都心区が

ピンチ——押し寄せるビルと高地価の波——(4)」より。

3) この構想の詳細については、総合研究開発機構『東京金融資本市場の国際化——その構想と具体策——』(国際金融情報センター、1984年12月)を参照。

4) この中には、いうまでもなく外国企業によるオフィスビル需要の増大があり、それは、近年急速に高まっている。たとえば『日本経済新聞』(1985年10月28日付)の「様変り不動産投資(上)」では、次のように述べられている。「都心の地価高騰は日本の国際化と深く結びついている。例えば東京での外人による不動産需要。三菱地所にはオフィスを求める青い目の来訪者が引きもきらない。『今年に入てもう丸ビル2つ分のお客さんを断りました』(伊藤達二三菱地所社長)。供給が追い付かないのだ。(中略)この現象がいつまで続くのか——。日本の国際化が進展し、東京が情報の中心である限り、[地価は]上がり続けるという見方が有力だ」([ ]内は筆者による補足)、と。

#### IV. 東京圏再編成と四全総・首都改造計画をめぐる争点——いま、何が問われているのか——

さて前節では、今日の東京圏再編成における1つの重要な軸点が、今後のわが国経済の国際化戦略にとってきわめて大きな意味をもつ金融の国際化に対応して、東京圏都心部における金融・情報センター機能をより一層高度化し国際化していくとする動きの中にある、ということを述べた。そしてまた、すでに前々節では、そうした動向を主要な背景として、目下東京圏都心部では、オフィスビル需要のラッシュとそれによる異常な“地価高騰化”現象を通して、そこでの空間編成のあり方が大きな変容を迫られつつある、ということを紹介した。

では、すでに発表されている『首都改造計画』や正式策定直前に迫った四全総の構想では、そうした東京圏再編成をめぐる動きは一体どのような形で位置づけられようとしているのであろうか。

まず四全総の中間報告をみると、少くとも今後における東京圏再編成のあり方あるいはわが国全体の国土編成の中での東京圏の位置づけをめぐる問題は、ひとつの大きな焦点として浮かびあがってきているといってよい。<sup>1)</sup>すでに幾つかの論評が明らかにしているように、四全総中間報告では、「新しい国土形成に向けて」と題して、「分散型社会」を志向する「共生・ネットワーク型国土の創生」という基本方向が一応提示されているが、他方、東京圏については特別な位置づけが与えられようとしている。すなわち同中間報告は、一方で、「これから望ましい人と国土とのかかわりを考慮すると、大都市、地方中枢・中核都市をはじめとした、地域の特性を生かした特色ある諸都市相互が、自立し競争しながらも国土全体としては調和し、それら都市を核として周辺地域相互が安定して活力ある連携を保つという、いわば共生したネットワーク型国土の形成が課題である」<sup>2)</sup>

としながらも、他方では、「国際社会におけるわが国の役割の増大等経済・社会の変化に伴い、東京圏が担うべき将来の機能分担をどのように位置づけていくかが大きな論点になろう」と述べている。ここで何故、東京圏の位置づけだけが特別に重要な論点となってくるのか。同中間報告を読むかぎりでは、必ずしも説得的な論理の展開はみられない。そこではただ、とくに1980年代に入って以降の現実的趨勢として、諸機能の「量的な分散化と質的格差の拡大」という局面が注目されること、そしてそうした中で、「東京圏の相対的地位の上昇により、国土全体として東京一点集中の様相がより鮮明になってきた」ということの事実確認が行われているにすぎない。

いずれにせよ、同中間報告では、そうした現実的趨勢の事実確認のうえに立って、従来の「三大都市圏対地方圏」という図式から「東京圏対その他」という図式での国土編成への転換を今後受容せざるを得ない必然的動向として受けとめ、そうした前提の上で、先の「共生・ネットワーク型国土の形成」を構想しようとしている、とみてよいであろう。したがって四全総中間報告が示す「分散型社会」への志向とは、あくまで東京圏が圧倒的な支配力をもって君臨し、それに決定的に従属する「その他」地域が互いに競争関係に立ちながら「自立」を強制されるという形での「ネット・ワーク型社会」というものが志向されているといわざるを得ない。そしてそこに、同中間報告がいいうところの「地域が自立しながらもより高次の次元で再統合された分散型社会」(傍点は筆者による)という表現に隠された真の姿がある。それゆえ四全総における新しい国土編成への基軸は、まさに東京圏の再編・強化という点にその最大の焦点がしほられてくる可能性が高いとみられるのである。そして四全総の最終的な構想が仮りにそうしたものになるとすれば、それは、すでに述べた東京圏再編成をめぐる最近の事態を国土政策の上でも追認し、さらに助長するものとならざるを得ないであろう。

他方、『首都改造計画』でも、東京圏の再編・強化の構想はより明示的な形で打ちだされている。すなわちそこでは、これまでのわが国の国土編成において東京圏が占めてきた位置を肯定的立場でとらえた上で、さらにそれをこれから国際化・高度情報化の進展に対応した国際的中心都市として発展させていくこと、そして、そのことを軸にして、今後のわが国の国土再編成をも主導する、ということが新たな政策方向として明示されている。ただし東京圏自体の再編成については、「これまでの東京都心部への一極依存構造にかわって、分化を基調とした、複数の核と圏域を有する多核多圏域型の地域構造を形成し、これを基調として、東京大都市圏を連合都市圏として再構築する」ということが提起され、具体的には、東京都心部、多摩、神奈川、埼玉、千葉、茨城南部のそれぞれでの「自立都市圏の形成」をはかる、とされている。だが具体的に掲げられているプログラムをみるとかぎり、こうした「自立都市圏」の現実は、むしろ都心部への「従属都市圏」として再編成され、結局のところ、日本全体の国土編成が、①東京圏対その他、②東京圏内部での都心部対その他、という二段構えの形での新たな中央一極依存構造に収れんする可能性の方が強い構想となっている、といわざるを得ない。(なおこの点については、別稿でもう少し詳しく論じたので、それを参考して頂きたい。<sup>7)</sup>)

さて、以上のように、四全総で予想される構想にせよ、『首都改造計画』にみる構想にせよ、それらはいずれも、前々節並びに前節で述べたような東京圏再編成をめぐる最近の事態を追認し、むしろそれを政策的に助長する方向でのプログラムを準備するものとなっている、といつ

てよい。逆にいいかえれば、最近の東京圏再編成をめぐる動向とそれがもたらしつつある事態こそ、四全総や『首都改造計画』の構想そのものをまさに先取りした姿を示しているものということもできよう。だとすれば、いまわれわれに必要なことは、すでに述べた東京圏再編成をめぐる最近の動向が結局のところ行きつく先が如何なるものであるのかを冷静に見定めておくことであろう。そのことは、坪(3.3m<sup>2</sup>)あたりの地価単価がまさに1億円を越えるような高密度都市空間の出現という事態が、果たして東京圏の今後の発展さらにはそれを頂点とする日本の経済社会の真の発展への輝しい象徴とみなしうるのか否かを根底的に問い合わせ返すことにもつながっている。

以下、そうした点で、さしあたって指摘できる基本的な2つの論点について簡単にふれて、小論のむすびにかえておくこととしたい。

まず第1の点は、目下の都心3区がきわめて深刻な形で直面させられている地域コミュニティの崩壊とそれによる住民活力の衰退、自治体としての存立基盤そのものの危機の深化といった事態を一体どのように考えるのかという問題である。この点で最も深刻な状況にある千代田区を例にとれば、そこではかつて12万人(1960年)あった人口が相次ぐ住民の流出によって、いまやその半分以下の5万人台も割る勢いで減少傾向を続けている(第5表参照)。このため「昼の活力」とは全く裏腹に「夜の活力」はすっかり消え失せ、そこでは都市住民のくらしと文化を支えるコミュニティはまさに崩壊寸前の岐路に立たされている。四全総や『首都改造計画』が目ざす構想では、こうした事態は一層加速化され、まさに都心における住民の自治と文化は

第5表 千代田区の人口・世帯数の推移

区分	52年	53年	54年	55年	56年	57年	58年	59年	60年
世帯数	27,509	26,690	25,821	25,373	25,080	24,774	24,951	24,426	24,556
人口	67,706	65,603	63,288	61,788	60,500	59,361	59,006	57,936	57,299
人口対前年比	.....	△3.1%	△3.5%	△2.4%	△2.1%	△1.9%	△0.6%	△1.8%	△1.1%
一世帯人員	2.46人	2.46人	2.45人	2.44人	2.41人	2.40人	2.36人	2.37人	2.33人

出所)『都政新聞』(1985年11月15日付)。

(△は減、各年1月1日現在、住民基本台帳)

否おうなく消滅させられる方向で、東京圏の再編成が進むこととなろう。それが果して都市の発展を意味するのか、あるいは逆に衰退を意味するのか。われわれは、ロンドン、ニューヨークその他の歴史的経験からその回答を引きださなければならないであろう。

次に第2の点は、四全総や『首都改造計画』の構想がその前提として是認しようとしている「東京圏対その他」という図式での国土編成への現実的事態の進展を一体どのように考えるのかという問題である。すでに述べたように、四全総中間報告では、こうした趨勢の是認を前提にした上で、各地域が「自立」した形での「分散型」「共生・ネットワーク型社会」の実現めざす、とされている。だがそこには、すでに指摘したように隠しきれない矛盾がある。なぜならば、「東京圏対その他」という国土構造の上に構築される「ネット・ワーク型社会」とは、あくまで、「その他」諸地域が東京圏に決定的に従属した形でネット・ワーク化されるという社会でしかあり得ないからである。そしてまた、これから国際化、情報化への対応も、それが事態の進展への単なる迎合的対応であるかぎりは、東京を頂点とした従属性のネット・ワークのヒエラルキー化を一層促進させることとならざるを

得ない。それゆえ、四全総・首都改造計画の構想をめぐっていま鋭く問われていることは、上面述べたような最近の趨勢を国土政策・都市政策のレベルでも追認し、さらに一層助長する方向へと進むことを是とするか否かということである。それは、21世紀にむけての日本の選択におけるきわめて重大な岐路である。

#### 注

- 1) 東京自治問題研究所研究双書1『都市・21世紀・自治—四全総・首都改造・東京問題資料集—』1985年8月、参照。
- 2) 国土庁計画・調整局編『(四全総長期展望作業中間とりまとめ)日本、21世紀への展望—国土空間の新しい未来像を求めて—』1984年11月、239ページ。
- 3) 同上、237ページ。
- 4) 同上、236ページ。
- 5) 同上、239ページ。
- 6) 国土庁大都市局整備局『首都改造計画—多核型連合都市圏の構築に向けて—』1985年7月、45ページ。
- 7) 拙稿「大都市圏再編成と首都改造計画をめぐる動向」〔前出1〕の第Ⅲ部2章に所収〕および拙稿「“首都改造”の構想と現実」〔『都政新聞』1986年1月10号に掲載〕を参照されたい。

(てらにし しゅんいち、所員、一橋大学)

# 公共投資の構造転換と80年代

## ——山田明「公共投資の変貌」をふまえて——

加 藤 一 郎

### I 公共投資と資本主義的発展理論

80年代の日本独占資本主義の構造転換を公共投資論の視角から考察していくというものが本稿の課題である。

あらかじめ、公共投資論にたいする筆者の認識を提示しておくと、公共投資論＝社会資本論は、マルクス経済学において、解釈学におちいりかねなかった現代独占資本主義論を現状分析の理論として再構築するための理論としての性格をもっていた。とくに、日本の現代独占資本主義の分析においてである。

それは、第2次世界大戦後の日本経済を特徴づけうるメルクマールのひとつとして公共投資があり、「投資国家」と位置づけられるような日本経済の定性的＝質的な性格を反映していたからである。また、実証的分析が一定程度可能であり、抽象的議論におちいることなく現代資本主義分析にせまることができたからである。

したがって、公共投資論＝社会資本論は、「論」そのものとして議論することの意義に一定の限界があった。すなわち、現代独占資本主義論の理論的深化をはかろうとせずに抽象的議論をたたかわすだけでは意味がないものであった。

同時に、公共投資＝社会資本の実証的分析は、現代独占資本主義の実態を分析するという視点なしには、意味のないものである。

いいかえれば、公共投資論＝社会資本論は現代独占資本主義論の理論的深化をめざすべきであり、公共投資＝社会資本分析は現代独占資本主義の実態を分析する、とくに、日本独占資本

主義の実態を分析するものでなければならないと考える。こうしたかたちで公共投資を論じる必要性は1980年代以降、ますます増大していると、筆者は考えている。

さて、本稿の課題に直接とりかかる前に、公共投資＝社会資本について若干述べておきたい。

社会資本論は、そもそも発展途上国への開発理論として1950年代に登場したものである。ここで、当時の世界経済について詳細に論じる余裕はない。筆者の勝手な感想を述べるにとどめざるを得ない。

まず、植民地解放闘争である。第2次大戦後、幾多の植民地諸国が独立を達成した。しかし、それらの国々の経済的発展は決して好ましいものではなかった。「帝国主義」ではなく「民主主義」を建前とする資本主義国家からすれば、その状態は、「共産主義」への傾斜を生み出すものであった。

発展途上国の経済発展をはかること、すなわち、「共産主義」からの離脱をはかる理論が、ロストウのいう「take-off」の理論であり、そのため必要な条件としてとりあげられたのが社会資本である。

第2に、第2次世界大戦は、資本主義世界をアメリカを中心とする資本主義世界へ転換する契機であった。そして、50年代は、資本主義世界の戦後復興過程を経て、アメリカ資本主義が本格的に对外進出をおこなった時期である。そして、その資本輸出はそれまでの証券投資ではなく、実物投資＝社会資本投資であった。

すなわち、社会資本論はアメリカを中心とする資本主義世界の再編成＝発展途上国への資本主

義的発展のための理論として提起されてきたものである。

ところで、日本の場合における社会資本論のとりあげられ方は、必ずしも、発展途上国そのと/or同じではない。

しかし、発展途上国の開発手段として登場してきた社会資本論が、発展途上国とはいえない日本において大きな注目を集めることになったのには、いくつかの理由がある。

まず、社会資本論がもっている性格である。社会資本論は、ハーシュマンが正当に指摘しているように、直接的生産活動＝民間資本の資本蓄積活動の領域が、「聖域化」されるような環境のもとで、そこに公的部門は介入しないという条件のもとで提起される概念である。発展途上国の場合、直接的生産活動は、アメリカを中心とする資本主義国家の民間資本の対外投資の対象であり、その資本蓄積活動を支えるものとして社会資本が位置づけられる。

日本の場合、50年代末の時期は、日本資本主義が一定の戦後復興をとげていた時期である。一定の復興をとげた日本資本主義が、一層の資本蓄積活動の領域拡大をはかるための手段として社会資本が位置づけられたのである。

ここで、注意しておかなければならぬことは社会資本には2つの側面があるということである。ひとつは、独占段階の資本主義に特徴的な過剰な資本のはけ口＝処理としての側面と、資本主義の発展が未熟なゆえに民間の資本の投資対象とならない領域という側面の2つである。発展途上国社会資本は、アメリカ資本主義の過剰な資本のはけ口としての側面と、発展途上国における資本主義の未発展という側面とを結合するものであった。

日本における社会資本は、一面では発展途上国と同様にアメリカ資本主義の世界体制の中に日本資本主義を組入れていくという側面があった。貿易・為替の自由化からはじまる一連の自由化、また石炭から石油へのエネルギー転換等は、社会資本投資を最重点政策とする高度経済成長政策の中でおこなわれたものであるが、そ

れは同時に、アメリカ資本主義の世界体制のもとに日本を組込んでいくという側面をもっていたのである。

他面、日本における社会資本の位置づけが発展途上国と異なる点は、戦後一定の復興をとげた日本資本主義が更なる資本蓄積の基盤として社会資本投資を必要としていたということである。発展途上国において、経済発展のために当時必要とされていたのは、基幹産業そのものへの投資であり決して社会資本への投資ではなかった。日本においては基幹産業における資本主義の確立が基本的に完了していたのである。

つまり、基幹産業部門における日本資本主義の一定の確立が更なる資本蓄積を進めるための基盤的条件として社会資本投資を必要としていたのである。逆にいえば、日本資本主義が基幹産業部門において一定の確立をみていたとはいえ、まだ未成熟であったが故に社会資本領域を国家の事業としてゆだね、それを媒介として資本蓄積領域を拡大していったのである。産業構造の高度化、地域開発といったことは全て社会資本を媒介とする資本蓄積領域の拡大を意味した。

そのことは、日本資本主義が一層の発達を遂げた場合には、社会資本そのものが民間資本の投資対象となる事態を想定するものである。資本主義の発展は生産の社会化を示すものであると考えられているが、それは必ずしも国有化の進展を意味するものではない。とくに、現代独占資本主義の資本主義的発展を考える場合そうである。そして、現在の事態はまさにそうした傾向を示しつつ進行しているのである。公共投資の構造転換はこうした現代独占資本主義の資本主義的発展との関連で考察されるべきものである。

## II 構造転換と公共投資

—山田明の見解を中心に—

ところで、ここでは公共投資の構造転換ということについて少しふれておきたい。

というのは、当然のことであろうが、構造転換は社会構成体の転換、もうすこし具体的にいえば、資本主義社会から社会主義社会への移行の問題と密接にかかわる概念であると考えられているからである。

確かに、現在の構造転換はさまざまな意味において社会主義社会の物質的基盤を形成しているものであるかも知れない。だからといって、現在の構造転換を社会構成体の転換の問題としてとらえることが直ちにおこなえると考えることはできない。

新しい科学技術の発展とその産業への応用は、今日、著しいものがあり、それは新しい産業また新しい生活様式を生み出している。

しかし、それらは現在のところ、新しい社会構成体への移行の証左として考察するよりは、古い社会構成体の中での矛盾の展開として位置づけておいたほうがよいように考える。もちろん社会構成体の転換という歴史的な視野でみれば、矛盾の展開こそが新しい社会構成体を準備するものである。しかし、それはかなり長期にわたる歴史的視野から見てはじめていえることである。

次に構造転換という場合、当然いつからどのような転換がみられるのかが示されなければならない。この点について、山田明が最近の日本財政学会において詳細な報告をおこなっている。ここで、山田の報告をひきあいにだすのは、山田の報告が現代の公共投資の構造転換に関する詳細な分析であるからというだけではない。筆者も山田と同様の関心をもっており、山田とは別の方針ではあるが、公共投資の構造転換について実証的分析を試みたことがある。他の分野でも恐らくそうであろうが、実証的分析となるとなかなか継続的な統計数値を手にいれることができない。そして、現在、公共投資をめぐっておこっていることを考えるなら、山田の分析はこれまでの研究業績の上にたつ最後の実証的分析であるように思えるからである。そうした意味でも山田の報告を検討しておくことは重要であるし、また、公共投資の実証分析を引き

続きおこなっていくためには新しい理論的枠組みといったものも検討しておかなければならないのである。

さて、現代の公共投資の構造変化を、山田は次の4点でとらえようとしている。まず、財政危機のもとで、公共投資の投資総額が低減してきたこと。第2に、いわゆる産業基盤から生活基盤への転換が進んでいること（しかし逆転現象もあらわれはじめている）。第3に、地方圏にたいする公共投資の伸び率が増大し大都市圏の伸び率が低下した（但しここでも逆転現象がみられる）。第4に、公共投資の資金負担が国費から地方費にシフトしていること、である。（日本財政学会第42回大会報告「公共投資の変貌」）。

山田の分析は、現代の公共投資の構造転換とさらには地域構造を検討していく上で貴重な材料を提供している。

まず、ここで山田が分析している対象は公共投資であるが、この公共投資にたいする分析はとりもなおさず地域構造を分析するものともなっている。第3点、第4点はいうまでもないが、地方圏の公共投資が生産基盤を中心としていることを考慮すれば第2点もまた地域構造の分析とかかわるものである。第1点も、現在の財政調整制度が地方圏に重点的に配分されるシステムになっていることをふまえれば、地域構造の分析と密接にかかわっている。

たとえば、「日経」地域経済研究室の調査は、1980年代にはいって1人当たりの県民所得などの地域間格差が再び拡大しあげていていることを示しているが、その原因のひとつは財政再建のありを受けて地方への公共投資が抑えられていることにある、としている（「日経」85・4・2）。

ところで、公共投資論はそもそも地域との関連でとりあつかわれてきたものであり、またとりあつかわなければならぬものである。すでに述べたように社会資本論そのものが、アメリカ資本主義による発展途上国の組込みの理論として登場してきたものであり、日本において

も地域開発＝地域の再編成と深い結びつきをもっていた。本稿ではその点について十分検討することはできないが、公共投資論は地域論としても検討されていかなければならないであろう。というのは、第1に、地域開発が公共投資を軸としていたことはよく知られているが、それからいえることは公共投資の構造転換は必然的に地域の構造転換に結び付くと考えられるからである。

第2に、公共投資の変貌なり、構造変化ということを問題にする際、当然、その変貌なり構造変化がいつから始まったものであるかが問われる。山田の報告は、そうした変化の時期、変化の状態をとらえることが、いかに困難であるかを含めて、提示している。ここでは山田の分析に従いながら、構造転換の時期について検討してみたい。

まず、財政危機のもとで公共投資の投資総額が減少していくという状況は1980年頃を境にしておこっている事態である。この点についてはのちにもう一度検討する。また、山田の報告の第4点、資金負担における地方費の上昇も、1980年頃以降の状況とみなせるであろう。

たとえば、1974年度と1980年度、つまり、国債の大量発行のもとで、普通建設事業費における補助事業費の割合と財源に占める国庫支出金の割合の変化をみると、補助事業費の割合は、市町村で46.4から52.4パーセントへ、都道府県を含めた純計額では55.0から60.0パーセントへ増加し、財源に占める国庫支出金の割合は、市町村で16.5から20.6パーセントへ、都道府県を含めた純計額では26.9から32.1パーセントへ増加している(加藤「都市財政と公共投資」『都市問題』第74巻第5号、1983年5月号)。すなわち、70年代後半においては、むしろ国費の上昇傾向がみられるのである。いいかえれば、国費の減少傾向は、1980年以降のこととしてとらえるべきであろう。さらに、この傾向は現在ますます進んでいる。1985年度にはじまった社会保障関係費を中心とするいわゆる高率補助金の削減は、1986年度には公共事業の分野にも適用されよう

としている。これはますます公共投資の財源に占める地方費の上昇傾向を強めるであろう。

ところで、山田の指摘する第2点、すなわち公共投資が産業基盤から生活基盤への重点が移行してきた、あるいは第3点、すなわち都市圏中心の公共投資から地方圏中心の公共投資に変化してきたという点も1980年代以降の特徴というよりも、1960年代後半からごく最近までの傾向を示しているように思われる。山田自身もその点をふまえて最近逆転現象がみられることを付言している。

さて、これまで日本財政学会における山田の報告を中心にして、現在の公共投資の変貌＝構造転換を分析していく上で欠かすことのできない論点のいくつかにふれてきた。そこで示したことは、変貌なり、構造転換という場合、少なくとも公共投資に焦点をあてるかぎり、とりあえずは1980年頃を変化の時期区分としてはどうかということである。この時期はいわゆる臨調＝行革路線がはじまった時期である。本稿ではこれ以上ふれることはできないが、いわゆる臨調＝行革路線は、現代独占資本主義がなお一層の資本主義的発展をはかるうとする時、必然的にでてこざるをえない路線のように思われる。

付言しておくと、山田の分析はかなり長期にわたるものであるため1980年頃という時期を構造転換の時期として位置づけてはいない。1980年頃を構造転換の時期と考えているのは、あくまで筆者の見解であり、山田には何ら責任のないことである。

1980年頃を変化の時期区分としてとりあげると、そこで示されている特徴は、1960年代後半以前の状況とはもちろん異なるものの、一見すると1960年代前半までの産業基盤・都市圏優先といった状況と似かよったものになるということである。しかし、1980年代に明らかになりはじめた構造転換は、1960年代前半までの状況に戻るということではない。そのようにみえるのは、あくまで外見的なものにすぎない。山田の報告の第1点にあげられている財政危機を軸として考察していくなら、1980年代と1960年代前

半までとの違いは自明のこととなる。

1960年代前半までの状況への逆転現象という外見的状況を生み出している原因は、公共投資が1980年代にはいって資本蓄積と極めて密接な関係をもたせられはじめたからである。1960年代後半から70年代後半までの時期は、住民運動や労働運動の高揚を反映して、国民生活の下ざさえや国土開発の均衡性が重視された時期である。もちろん、これはあくまで部分的な現象ではあったが、そうした傾向があらわれていた時期である。80年代にはいって公共投資は再び60年代前半までと同様に資本の運動に全く規定されるものとなってきているのである。

他方で、1960年代前半までの状況と80年代にはいってからの状況とが質的に異なるのは、60年代前半までの状況が公共投資＝社会資本投資を媒介とする資本蓄積であったのにたいし、80年代は公共投資＝社会資本投資そのものが民間投資の対象となっているという点である。すなわち、日本資本主義の発展の相違が80年代における公共投資の構造転換をひきおこしているのである。

### III 民営化と公共投資の解体

さて、公共投資をどのようにとらえるかについては様々な見解があるが、一般的には、特に実証的な分析をする場合にしばしばもちいられてきたのは、山田がおこなっているような『都道府県別行政投資実績調査』の数値であろう。もちろん、ここでとりあげられている数値の概念もまた変化してきているのであるが、暗黙の前提とされていたことは、公共投資とは一般会計をはじめ政府部門、すなわち国有企業、地方公共団体をふくむ国家のおこなう投資であるという含意である。

しかし、1980年代の大きな特徴は政府部門の民営化にある。地方公共団体においては、地方行政改革の名のもとに民間委託、民営化が進められてきている。国有企業の場合、電信電話公社・専売公社の民営化に続き、国有鉄道の民営

化も具体的な日程にのぼっている。すなわち、いままで政府部門のはたすべき役割と考えられていたものがそうではなくなってきているのである。

もちろん、これまでにもそうしたことがなかったわけではないが、現在それは決して無視することのできないものとなっている。

これからいえることは、次のいずれかである。公共投資をあくまでも国家による投資と位置づけるなら現在の事態は公共投資が解体されていく過程である。あるいは、公共投資を、実質的にどうとらえるかという議論はひとまずおいて、必ずしも国家による投資と位置づけないことがある。後者の見解については本稿ではふれないが、検討の価値はある。

そこで現在の事態を公共投資の解体過程としてとらえるとどうなるであろうか。山田は行政投資の推移を5ヵ年毎に1960年からみている。いま、その合計額を示すと1960年－64年は8兆1687億円、1965年－70年は18兆2936億円、1971年－74年は47兆7498億円、1975年－79年は105兆4910億円、1980年－83年は113兆4193億円である。1980－83年の数値は他と違って4ヵ年のものであるから、それを単純に平均して5ヵ年にすると約142兆円であり、恐らく150兆円を大きく超えることは考えられないであろう。そこでとりあえず150兆円として各期間の伸び率を計算してみると、それぞれ124パーセント、161パーセント、121パーセント、42パーセントとなる。つまり、1980年以降の行政投資は様がわりしている。5ヵ年（4ヵ年といったほうが正確であろうが）で倍増をくりかえしてきたものが、1980年以降には伸び率が半減（これも正確にいえば3分の1から4分の1）しているのである。

さらに、山田は1975年以降について各年毎の伸び率も示めしている。それによると、80年は6.8パーセント、81年は3.3パーセント、そして82年はマイナス0.1パーセント、83年はマイナス2.7パーセントとマイナスになっている。こうした数値は、電電や専売の民営化の影響を考

慮にいれざるをえない今日ではもっと劇的なものになってくるであろう。

ともあれ、量的にみていった場合においても公共投資はその伸び率が一時的に低下したというようなものではなく、減少している。解体の傾向をみいだすことができるのである。しかし、このように述べると多くの反論もまたてくるであろう。予想される反論はとりあえずは2点である。

第1点は、公共投資そのものの概念にもかかわるが現代資本主義の概念自体に関するものである。第2点は公共投資をめぐる日本の特質に関するものである。

第1の点を簡単に示すと次のようになるであろう。現代資本主義は国家独占資本主義として位置づけられる。それは生産の社会化が進み、生産手段の社会化が進む段階である。したがって、一時的な現象として公共投資が減少するとしても、それはあくまでも一時的な減少にとどまるであろうという見解である。この見解は、戦後の日本資本主義が公共投資を軸として発展してきたこと、そしてそれが政権の政権を支える基盤ともなっているという、すなわち、公共投資をめぐる日本の特質の認識ともかかわって根強い見解となっている。

もし、ここで資本主義と社会主義を歴史的発展段階の異なるものとして明確に位置づけ、そうした中での生産の社会化を問題にするのであれば、それは私的所有から公的所有に代表される社会的所有への移行を念頭におくものであろう。そして、80年代の現在の構造転換がそういうものとして位置づけうるなら、公共投資の構造転換もそうした脈絡の中に位置づけるべきであろう。

確かに、きわめて長期の歴史的視点を重要視するならば、こうした位置づけもなしうるであろう。しかし、現在の状況はむしろ歴史的逆流の時代と位置づけるほうが正確なのではなかろうか。つまり、財政危機も含めた資本主義の危機を一層の社会化の進展によって切り抜けるのではなく、社会化の抑制によって切り抜けよう

としているのが、現在の状況ではないだろうか。

そのようにとらえることができるならば、公共投資の解体傾向は現在の政策体系が継続する限り続くと考えるべきであろう。

もちろん、こうした公共投資の解体には大きな抵抗が存在する。土木建設業をはじめとする個別資本の抵抗、公共投資の減少によってその存立基盤を危うくされる地域の業者や政治家の抵抗である。

しかしながら、財政危機はこうした抵抗を排除せざるをえないまでに深刻化している。さらに、基幹産業部門においてその支配権を確立した独占資本主義は、その生産物の半ばを輸出に頼らなければならないまでに肥大化し、たえざる過剰生産の圧力に脅かされている。肥大化した独占資本にとって、資本の蓄積領域としての対象にならない国家事業は基本的に存在しない。あるいは国家事業がどれほど安全かつ有利になしうるかということだけである。

また、こうした国家事業を資本の蓄積領域としてとりこまなければならないほど、現代の独占資本は肥大化しているのである。

ここでいう国家事業は何も公共投資に限定されるものではない。社会福祉事業にしろ、家事にしろそうである。極論すれば、すべての国家事業が独占資本に担われるような高度に発達した資本主義社会に到達しているのである。これらは見方によれば確かに社会主義への移行の物質的基盤を形成しているものである。だが当面それはまさにその正反対の方向で動いている。私たちが、決して見逃してはならないことは、資本主義の発展が自動的に社会主義の物質的基盤を生み出すものではないということである。また、その歴史的使命をおえた資本主義は必ずしも生産の社会化を進めはしない。現代の日本独占資本主義のように肥大化し腐朽化した資本主義は生産の社会化の阻害物とさえなりうるのである。こうした、生産の社会化の阻害物とさえなりかねないまでに肥大化し腐朽した日本独占資本主義のもとで80年代の公共投資の構造転換がおこっているのである。

民営化やそのもとでの公共投資の解体傾向を、一時的な現象として位置づけるのではなく、むしろ、現代独占資本主義がその資本主義的延命をはかろうとしているなかででてきている、必然的な傾向として位置づけるべきであろう。

#### IV 社会資本論と国家独占資本主義論

80年代の公共投資の構造転換を考えていく上で避けて通ることのできない問題は、いま少しふれた資本主義の発展は生産の社会化を進展させ、そして公共投資の比重も拡大していくであろうという見方である。

それは公共投資論と表裏一体の関係で論じられてきた社会資本論の理解に際して、十分明らかにされないまま論じられてきた点と密接な関係があるように思われる。つまり、国家と資本の関係についてである。公共投資論＝社会資本論がそもそも国家と資本との関係を体現するものであり、また国家と資本との関係を明らかにしなければならないものであったにもかかわらず、それが十分に明らかにされていたとはいえない面がある。

さて、社会資本論におけるマルクス経済学の典拠のひとつとしてしばしばとりあげられ、社会資本を国家と資本の関係のなかで位置づけているのがマルクスの『経済学批判要綱』である。この『経済学批判要綱』のなかでマルクスは、共同社会的・一般的諸条件という概念について論じている。これは、社会資本の基礎概念であるとしてしばしばとりあげられてきたものである。筆者もまたこれが社会資本の基礎概念であろうと考えている。

ただ、この概念について検討する時には、概念について論じられている点とともに、マルクスが何を問題としていたのかも問わなければならないと考える。ここでマルクスが問題としていたのは、国家によって担われていた事業、具体的には道路のような公共事業がいかにして資本によって担われるようになるか、特に、固定資本としてとらえられるようになるかというこ

とである。

マルクスはそのための条件をあれこれと検討し、直接的な生産活動をまかなって余りあるような過剰な資本の存在、特に利子生み資本として運動する資本が大量に生まれることをあげている。一部で指摘されているような共同社会的・一般的諸条件が固定資本の第2形態を示すのではなく、共同社会的・一般的諸条件が固定資本として包摂されるためには、過剰な資本が大量に発生し利子生み資本として存在しなければならないのである。これがマルクスの指摘していることである。

詳しく述べると、マルクスは共同社会的・一般的諸条件が資本主義的事業としておこなわれるための条件として、資本そのものの大きさ、利潤ではなく利子を生む株式資本、道路が利益を生むこと、資本家の所得をこの交通手段の一項目に投下する享楽的富の存在の四つの条件をあげている。

すなわち、生産過程において直接的に剩余価値を支配する資本ではなく、利子で満足する享楽的富の存在を前提としているのである。

これが、剩余価値→利潤→利子というひとつの転化形態を示し、資本主義的生産の高度の発展を示すものであることはまちがいない。しかし、同時に、その過程は、直接に剩余価値の支配をめざす生産的資本から、利子で満足する資本=享楽的富への転化という意味では資本主義的生産の腐朽化を示すものもある。（加藤「『社会的生産の共同的・一般的諸条件』について」『経済』1975年1月）。

マルクスが、共同社会的・一般的諸条件が固定資本として包摂されるようになるまで資本主義が延命すると考えていたかどうかは明らかではない。むしろそうなる以前に資本主義は崩壊すると考えていたのではなかろうか。そうしたことが、『資本論』における叙述のなかで共同社会的・一般的諸条件についての言及が不十分であるのか。あるいは、『資本論』の叙述がもっと進めば叙述されたものか、検討する必要があろう。ただ、現行『資本論』においても不十

分ながらこの点についてふれられていることだけを指摘しておきたい。

さて、現代の資本主義はマルクスが想定していたか否かは別として明らかに過剰な資本が大量に存在し、またそれが利子生み資本として運動している。独占資本はそれが産業資本に立脚しているものであってさえも、多かれ少なかれ利子生み資本=金融資本としての性格をもつようになっているのが現代の日本独占資本である。共同社会的・一般的諸条件が、固定資本として包摂される条件にはこと欠かなくなっているのである。

80年代の公共投資の構造転換とは、マルクスが理論的可能性として論じたと思われる過剰資本の大量発生と独占資本の肥大化のなかでおこっている事態なのである。

つまり、資本主義の発展のひとつの可能性のいきつく先として現代の公共投資の構造転換がおこっているのである。もし、現在の日本の生産力の発展だけを考えるならいつ社会主義に移行してもおかしくない段階にある。しかし、社会主義への移行は生産力の発展とは別の条件を考えられなければならない。と同時に、資本主義の発展は必ずしも生産力の発展を促すものではない。現在の状況はそのことを端的に示しているように思われる。

国家事業の分野までをも資本がその蓄積領域としていくという意味では、なお資本主義の発展が進行するであろう。しかしそれが国民の生活向上に結び付かないことはいうまでもなく、生産力を発展させることもないであろう。生産力の発展に寄与せず生存本能だけで、利子を求めて運動しているのが、今日の発達した資本主義の姿である。

ここで、ひとつだけ具体的な事例をあげておきたい。それは、東京湾横断道路の財源問題である。膨大な、恐らくは回収不能な建設費を必要とするであろうこの事業の財源は、独占資本が国家事業を自らの支配下におこうとする時に、いかに利子生み資本の大量の存在が前提とされるかを示している。無税国債の発行という租税

体系を混乱させるような構想はさすがに否定されたものの、特別公共事業債というこれまでとは異なるかたちでの国家信用を発動することによってはじめて、財源のてあてができるのである。国家=公信用に支えられながら、利子をもとめて運動する享楽的富=投機的な金融資本が、いわば現代の資本の支配的な形態なのである。そして、公共投資がこのような資本の運動のなかにまきこまれていくことによって、現代の構造転換がおこっているのである。

最後に、国家独占資本主義論について一言述べておきたい。

というのは、本稿では意識して国家独占資本主義という表現をもちいなかったからである。何故かというと、国家独占資本主義という表現をし、そこでの構造転換ということになるとあたかも社会主義への移行を論じることになる気がするからである。とくに、資本主義の発展は独占資本主義を生み出し、独占資本主義の矛盾は国家独占資本主義を生み出したというような、国家独占資本主義論におけるいわゆる段階説的な見解をとると、国家独占資本主義の構造転換とは社会主義への移行である他ないという議論になろう。

国家独占資本主義が社会主義の入口であるという議論は正しいであろう。そして、現代の構造転換のなかに、社会主義への移行の諸条件が形成されている側面があることは筆者も否定しない。しかし、現代の構造転換はそれよりもむしろ資本主義の腐朽化を示すものととらえるべきであろう。

そもそも、住民運動や労働運動の問題をぬきにして国家独占資本主義論を論じることはできないだろう。また、社会主義への移行という限り労働者階級の主体的な力量が強まっていなければ考えられないであろう。

もし、現代を国家独占資本主義「段階」と位置づけることができるとしても、その国家独占資本主義は独占資本の発展が国家事業さえも資本蓄積の領域に転化してしまうような国家独占資本主義である。  
(以下、44ページに続く)

## 国民「不」健康保険と住民生活

太田 紘志

### 暑くて永い夏

南国高知の夏は永くて暑い。そのうえ国保の仕事に携わる私達にとっては一層永い夏となる。毎年7月には、国民健康保険料納入通知書を加入世帯に送付するからである。保険料額を通知すると、異議申立てや問い合わせの来庁と電話応対に明けくれるのである。朝、出勤すればすでに来庁者があり、電話も一斉に鳴り始める。1台の電話をとれば、その電話から1時間、2時間、ある時は半日離れられなくなる。交換手のところには何人もの待機者が居り、交換手が怒鳴られることもある。今年のピーク時には、来庁・電話合わせて1日700件余で、係員1人で30~40人の応対であった。これも1件で言えば5~10分もあれば、1~2時間かかる場合もある。声を荒げる人、泣き出す人、年のいった人、若い人、女性・男性入りまじっての応対である。これらの原因はすべて保険料の高さにある。こうなると夏休みどころでなく、日常業務はすべて時間外や日曜出勤でしか処理できない。それでも1985年には初めて庁舎にクーラーが入ったのである。やっと涼しい夏も経験した。

### 母子世帯のなげき

母1人子供3人の母子世帯が生活保護費を受給(生活・教育・住宅)した場合、年間200万円位の保護費が支給される。所得税、住民税は当然非課税である。この世帯が国民健康保険加入者でこの200万円が給与収入とすれば、年間14.6万円の保険料(高知市・昭和60年度・寡婦減額あり)を支払わねばならないのである。これを7月か

ら翌年の2月まで、毎月18,200円を8ヶ月間で支払うことになる。住民税非課税世帯、または均等割のみ2,700円のみであっても、保険料は数万円から十数万円を支払わねばならない世帯も多くある。つまり、生活保護費以下の収入であっても、多額の保険料がかかるようになっている。また前年の収入がわずかな収入であっても、前年の数倍から10倍以上の保険料になるのもめずらしくない。来庁した加入者から、こんなに保険料が高くては健康保険でなくて不健康保険だとしかられるのに、ついうなづきたくなる。

### 暴力団抗争事件

山口組系と一和会組系の殺人暴力抗争事件は、1985年の大きなニュースのひとつであった。また週刊誌・スポーツ紙にとりあげられたように、そのひとつの焦点として高知が紙誌面をにぎわしたものである。高知には両暴力団の幹部と事務所があるからである。高知は住民対比での暴力団員数が全国でトップクラスと言われている。国民健康保険法は「住民はすべて国民健康保険の資格がある」となっている。したがって暴力団員も当然国民健康保険の加入者である。しかし彼らは保険料を支払わないばかりか、差押えるべき動産・不動産も持ち合わせていない。当然、保険料も全額滞納と言うことで、保険証の不交付ということになる。そこで抗争により傷害があれば保険証の交付を求めてくる。滞納分の支払いの話を含めて、私達が直接彼らと話をする事も多くなる。しかし彼らの権利の主張に対して保険証の不交付が法的に対抗できないところがあり、頭の痛いところである。

### 病院・病床・入院日数全国1位

医療費の多少が国保料に反映される。医療費総額の約3割が保険料として計算されている。高知の医療費は全国において高位置にある。高知の医療施設数は全国1位。10万人あたりの病床数は、2,524床と全国平均1,225床の倍、最少の埼玉784床の3倍以上となっている。当然、1日平均入院患者数も全国1位である。高知の医療費の高さは、このことが最大の根本原因であると言われている。これ以外にも、高齢者比率の高さが大きな理由としてあげられている。需要と供給の関係は医療費にもあてはまる。病人(需要)が多いから医療施設(供給)も多いのである。となると、眞の原因は県民生活の貧困にある。県民所得は全国平均の約8割、働く場所が少ないと社会的諸条件の貧困があげられる。しかし、もっと深い原因究明はまだなされていない。だが、高知県・市民は医療費と保険料の支払いに多額の出費を余儀なくされているのである。

### 福祉から保険へ——公的保険の破壊

老人保健法が成立したときから、老人福祉が老人保険へ変質させられた。老人医療費が年々増加するのを抑制するために、医療・保険へあらゆる手立てが研究されたのである。医療現場そのものに対して差別と区別を導入、住民負担の導入である。戦中1度のみやったという健康保険本人の1割負担がその典型である。また政府支出を抑制させるための「退職者医療制度」の新設は、全国の区・市町村の地方財政に2,000

億円の歳入欠陥をおこすと言われている。高知市でも、昭和60年度予測でも政府支出が前年より10億円を超す収入減となっている。これをいまでも限界と言われている保険料に上乗せすると、30%もの値上げをせざるを得なくなる。全国で一斉に保険料が値上げされたのは、この背景がある。誰も好き好んで病気になる人はいない。病人をつくらないためにあらゆる政策をとることなしには医療費の抑制にはつながらないのである。

### 生活の痛みを行政に運動に

保険はそもそも危険を分散することに誕生の由来がある。危険を分散する前に、保険料そのものが生活破壊の危険を課しているのは本末転倒である。また、保険の眞の役割は発達を阻害する要因をとり除くことである。私達は常日頃もっとも市民の生活の痛みを感じとる仕事をしている。また一方、保険料の徴収率を上げないと国からの交付金がカット、減少させられるという理不尽な抑圧もされている。そのうえ40年余の革新市政を守り発展させる使命もあり、住民に奉仕する地方財政も追求していく必要もある。未曾有の地方財政危機と言われる今日、私達の仕事や運動はますます困難に直面しているように見える。しかし、このような時期にこそ私達自身の発達を追求できる諸条件も出来はじめているのではないだろうか？　また市民の生活の痛みを感じとれる私達にこそ眞の出番があると言えるのではないだろうか。

(おおた ひろし、所員、高知市役所)

## 「行政改革」下ですすむ 公的扶助労働における労働の貧困化

中 井 健 一

### はじめに

「数年前、福祉事務所で仕事を始めた当時は、先輩や上司から『相手の困っている中味とか原因をよく聽け』と言われたものだ」。しかし最近は職場からこのような雰囲気が消えつつある。病気で働けないと相談に来所した人々に「若いのに働け」あるいは「不摂生」や「貯え」「生命保険」などの自助努力の欠如について説教をして帰らせた上で「ほんとうに困っているのなら又くるやろ」と自分自身のうしろめたさを納得させる。

福祉事務所へ来るような連中は「努力が足らんのや」「そいつが悪いんや」との気分に追い込まれて、住民の貧困化に対する共感、共振が喪失しつつある……。

今、福祉事務所に働く社会福祉主事（別にケースワーカーと呼んでいる）が担う公的扶助労働は、国民の生存権と発達を担ってゆく労働が危機に直面していると同時に、公的扶助労働者自らの人間発達をも危機をむかえている。

いったいこのような現象はどこからもたらされるのか？ 以下に解明を試みることとする。

### 1. 公的扶助労働の本質と国家目的への 労働の統合手段

公的扶助労働こそはその“労働過程において”「構想」と「実行」がみごとに統一された、すべて精神労働の内容をその本質としている（表参照）。

同時にその労働は、“ケースワーク”と呼ばれるように、個別の生活問題を個別にあつかう

労働過程であり、労働を定型化・分割・分業化できない性格上、これを支配管理することが困難な公務労働の分野のひとつである。その事は反面、自立した労働を追求しやすい側面があると言うことだろう。

実はこの点が支配機構にとって重大な関心事であり、時々の国家目的に彼等の労働をどう統合してゆくかが課題となっているのである。そのメカニズムのひとつに、まずおびただしい量の通達、通知の他、日常の行政ルートでの厚生省→県指導と言われるものがある。

これによって、“制度を運用する過程では”「構想」部分は国家官僚群が完全に掌握しており、同時に「構想」がどう「実行」されたかは生活保護監査で点検する。この監査の指摘事項は確認監査によって再点検するようになってい

付表 公的扶助労働過程分類

労働場面	精神労働としての労働内容
相 談	対象者がかかえている生活上の困難を（そこにいたった原因も含め）客観的に把握、認識する過程
処遇方針 を立てる	生活の崩壊に直面した人々に自立した力をつけていくための援助を、どう組み立てるか。生活保護法をはじめ各種の制度、施設、施策、民間の社会資源も含めどのように動員し得るか。自己（ワーカー）の専門性をどう活用するかがきめ手。
援助 労働過程	処遇方針に基き、医師、ヘルパー、保健婦、教師、セラピー、各種福祉司、家裁調査官、弁護士、各種相談員との協業を行う具体的労働過程（普通数年間続く）。

る。従って、毎年度の厚生省監査方針を追溯することによって、生活保護行政の国家目的がどこにあり、公的扶助労働者にいかなる仕事を要求しているかをほんつかむことができる。

## 2. 「行政改革」下での厚生省監査

大友信勝氏は、現在は生活保護行政をめぐる戦後第3期の危機と位置づけている。<sup>1)</sup>この第3次生活保護「適正化」攻勢は1978年から始まったが、生活保護監査方針にそって見てゆくと特徴は次のようになる。<sup>2)</sup>

まず、1978年は「届出義務履行の確保と的確な指導、指示の推進」、要するに生活保護法が持つ階級性の側面(法62条懲罰規定、法27条指導指示条項など)を押し出して、相談、援護活動よりも指導、指示などの行政行為を強要してゆく。そして1979~80年は「保護の適格性の確認と訪問調査活動の確保」を打ち出す。これは後に詳しく分析するが、公的扶助労働変質の契機となったものである。

1981年は「不正受給防止対策の推進」をかかげるとともに、いわゆる123号通達が出る。この通達は、懲罰規定や刑法の罰則をもかかげて、生活保護申請者、受給者から扶養義務、資産調査について無条件、無期限の包括同意書を取ると言うもので、保護請求権の抑制をねらいとする生存権への侵害を受けとめられている。

これらの動向は、おりからの第2臨調の発足と不可分に結びついていたと言えよう。そして職場では、この1981年が公的扶助労働の転換点となった。

さて監査の具体的場面は、1981年以降どのように変化してきているのだろうか。

「昔は監査の時、自立を達成するためどう援助するか、処偶論議もできていた」

「ところが最近はどこを責めどこを削るかと言う“カット論議”が中心になってきた」

「記録だけでは通らない。必ず証明書の裏づけを要求する」

「ここ数年、稼動能力、資産、扶養義務関係の点検が強まってきた」

「昔の監査指摘は“漏給防止”もあったが、最近は“濫給防止”にしぶりこまれている」

これらの職場の声を要約すると、“保護の補足性原理”を徹底するとともに挙証主義が強まっていると特徴づけることができよう。挙証主義によって対象者とともに労働者の管理が貫徹されるのである。<sup>3)</sup>

次に1979年監査方針にうたわれている「訪問計画確保」とはいったい何か。

訪問計画の本質は、公的扶助労働者一人ひとりの目標管理を通して、全体として「構想」する側の進行管理を達成しようとするものである。もともと公的扶助労働は量的(ある事務量をこなせばよい)、均質的な労働とは無縁なものであって、あらかじめ立てた計画どおり訪問して仕事をこなせる性格のものでは決してない。最近のサラ金、ギャンブル、アルコール依存を契機とする子供の非行、家族の解体、人格崩壊など貧困化現象の多様化、複雑化のなかで特にそれは言えよう。ところが訪問計画どおり100%実行されているかどうかが監査事項となっているのである。

## 3. 公的扶助労働貧困化の実相

このようにして、政策目標への労働の統合の強化は、公的扶助労働をどのように変質させつたるのでだろうか。

まず第1に、一部の例外を除いて職場の管理監督者が萎縮して裁量の幅が少なくなつて人間味が喪失してゆく現象が見える。

挙証主義的雰囲気が強まって、書類整備が労働の中ではますます重要な位置を占めてゆく。定期的に訪問をこなし、その時は生活問題の把握、相談よりも証明書の提出の指示、「家の中をかたづけろ」と「指導」(この例のように指導条項は生活への介入を生んでいる)して、訪問は100%こなしている体裁をととのえなければならない。

一時期“シラケ”が議論になったが、最近は事務処理に追われてシラケているヒマもないと自嘲する労働者。逆に事務処理さえきちんとや

っていればそれで済むのだから楽だと居直っている労働者。

これはまさしく公的扶助労働の持つ本質的に精神労働としての労働内容が形骸化して事務処理労働に矮小化、単純化しつつある姿ではないだろうか。ケースワークの「計数ワーク」への変質が完了しつつある。これこそ「行政改革」下の公的扶助労働貧困化の第1の姿と言える。

第2に、挙証主義労働が人々の生活を見えにくくしていると同時に、123号通達を対象者とケースワーカーとの関係で見ると、「あなたの言うことは信用しません」との公的扶助労働者の確認宣言を意味する。従って、相互の信頼関係のうえに成り立つ相談、援護活動がますます困難になる。

「子供のテレビゲーム機の収入源は何か」がケース記録に現われたり、「調査は昼食時をねらってゆけ、何を食っているか見とどけて来い」などと言う管理者が増加してゆく。相談、援護労働が調査労働へ転化を完了する、これが「行政」下での労働の貧困化の第2の姿と言える。

#### 4. 労働の貧困化の中から生れる 新しい労働者群像

さて、労働の貧困化は他方の極に对立物を生み出さざるを得ない。今、公的扶助労働者は悩む労働者と、1日も早く他の職場へ変りたいと言う層との二極分解が進行中である。悩む労働者の中から新たな労働内容が創造されつつある。例えば、A(アルコール)依存による生活の崩壊

に直面している人々への援助活動として、まずケースワーカーが断酒会やAセミナーに参加、学ぶことから始めて、A問題への取り組みを事務所全体へ共有化してゆく。そして専門医、保健婦などとの協業を組織しながら、断酒会へ人々を組織する過程を通して、人格と家計の自立、発達、成長を援助してゆく公的扶助労働の例が報告されている。<sup>3)</sup>

問題は、こうした労働の創造の中から生まれてくる新しい公的扶助労働者群像とはいかなるものかの解明こそが重要であるが、紙数もつきたのでこの点は別の機会にゆずることしたい。(本稿は次の人たちとの討論を中井がまとめたものです。中井執筆となっていますが、この現場の人々との共同作業がなかったら生れることができなかつたものです。付記して感謝申し上げます。共同作業者：尼崎市大庄福祉事務所、原逸郎。同武庫福祉事務所、竹村寧史。同立花福祉事務所、堀純一、羽方昭一の各氏。)

#### 注

- 1) 大友信勝「生活保護行政の現状と変遷」第17回公的扶助研究（以下公扶研と略称）全国セミナー資料集。
- 2) 日本福祉大学研究記要第58号(第20回公扶研レポート資料集に再録)，資料1，生活保護監査方針の推移(大友信勝)。
- 3) 公扶研第20回レポート資料集，362ページ，三鷹市福祉事務所玉木博の報告。  
(なかい けんいち, 所員, 公務労働者)

# 地域の中小企業と商工行政の転換点

山 田 昇

## 1. 不況感つづく中小企業

景気の局面は拡大から停滞へと基調が変化してきているといわれる。しかし、自治体行政の末端で直接、商工行政にたずさわっている立場からみると、この間の景気の上昇は、いわゆる先端企業といわれる大企業やその下請の一部を中心としたものであり、地域一般の中小企業にとっては、実感と大きくかけ離れたものでなかったろうかと思われる。

景気がこのままさらに下降していくとすれば、地域の中小企業にとって、うす明りが見えないまま黒い雲に覆われるという状態に追いこまれるのではないかと危惧される。また一部「好況」の恩恵に浴した中小企業にとっても、当然その間に「ハイテク化」に対応した設備投資を強いられており、その投資負担が重くのしかかってくるものと考えられる。このようななかで、中小企業の「経営と暮らし」を守る商工行政の新たな展開が必要になってきている。

これまでの景況の二重構造の影響を最も大きく受けたのは、小売商業と建設業の中小企業ではないかと考えられる。小売商業は勤労者の消費購売力の低迷により、また建設業は公共事業の抑制や住民建設の低迷によるものといえよう。特に小売商業においては、需要全体の低迷に加え大手小売商業資本と直接競合することや消費者の生活スタイルの変化に伴い消費構造が厳しく変化していることが、中小商業者の対応を一層困難にしている。

## 2. 転換期にある小売市場

その典型的な例として、小売市場があげられる。小売市場は従来、対面販売による商人と顧

客の人的交流と商品情報の提供、多業種の集合によるワンストップショッピング機能、一業種複数店舗による価格競争等によって、庶民の買物場所として親しまれてきた。しかし商品の多様化と規格化並びに買物客層の広がり等により消費者の間にはセルフ販売志向が高まり、またワンストップショッピング機能はスーパー形態としてより合理的に追求され、更に大手小売企業はその資本力による目玉商品販売によって消費者を引きつけている。このような状態のなかで、あと10年もすれば現存する小売市場は半減するのではないかともいわれ、少なくとも2~3割は減少するものと予想されている。これまで集団の力で大手商業資本に対抗してきた小売市場商業者ではあるが、その組織力を一層発展させ地域住民の生活の一拠点として再度定着していくことが出来るのか、大資本との競争の中で淘汰されていくのかの転換点にたたされているように見える。この状態を突破し生き残っていくことは容易なことではないであろう。なぜなら大手小売資本も限られたパイの中で自らのシェアを拡大するために、法的規制すれすれの販売攻勢をかけてきており、またGMSからCVSに至るまで各種の業態を開発してパイのすきま埋めてきているからである。一方小売場 자체、一般に商業者とオーナーが異なり、その利害が一致しにくい面があるからである。

## 3. 制度融資利用の低迷

景況の二重構造は、自治体商工行政の大きな柱の1つである制度融資にも大きな影響を与えている。自治体の融資制度は、京都府を先駆として、自治体独自の中小企業行政として発展してきたものであるが、最近それを利用する中小

企業者が年々減少する傾向がみられる。自治体の制度融資は中小企業者の中でも比較的零細な業者の利用が多いが(特に無担保、無保証人融資等), それらの層では経営環境の悪化から, 借入れを避けようとする志向が働いているためと考えられる。大企業では余裕資金を運用して財テクに励んでいる所も多いが, 零細企業では借入れをしても返済するめどがたてにくくなっているといえよう。一方, 都市銀行が中小企業分野に積極的に進出してきており, 中小企業でも比較的経営内容のよい所に対しては, かなり低い金利で融資しているといわれ, それらの層も制度融資から銀行プロバーに移行している面も考えられる。中小企業の信用力を補完する機関として信用保証協会があるが, その利用金融機関として近年, 信用金庫等地元金融機関の比重が減少し都市銀行の比重が増大してきている。

また, 制度融資は基本的には信用保証協会の保証によって裏付けされているのであるが, 行政改革とのからみでその保証制度の運用が厳格となってきた。つまり府県段階の信用保証協会は国レベルの保険公庫に再保険しているが, 保険公庫が毎年赤字を出しておる, その解消を国から迫られているからである。

制度融資としては国の施策の延長としてあるものもあるが, それは府県の財政の他に国の資金をプラスしているものであり, その分だけ金利や融資額・期間等で有利になっている。それを小売市場の活性化等, 大きなプロジェクトに活用したいという中小企業者の要求も, 他方では大きくなっている。

制度融資は今後も中小企業の経営を守るために発展させねばならないが, 一部にその悪用を狙うものがあり, 厳正な運用も重要である。

#### 4. 中小業者の団結と商工行政

低成長下の中で中小零細企業が「暮らしと営業」を守っていく困難が一層増大していく一方, 「行政改革」によりそれらの経営基盤を安定させるための自治体の商工施策もせばめられてき

ている。そのため今後中小企業者にとって重要なことは, 団結の力で大資本の横暴を規制し, かつ既存の自治体の諸施策を活用しながら社会の構造変化に対応できる力を共同で養っていくことであろう。また, 商工行政もその方向に転換していく必要があるといえよう。商業問題にしても大資本の圧迫を法令の改正や行政指導で今以上に抑制していくことが望まれるであろう。また, 例えば小売市場をみれば, 市場商人自体も時代のニーズにあった経営方法へと脱皮していかねばならないといえる。そのためには, 自店の利益のみならず, 小売市場全体としての魅力作りという広い視野へと経営意識を革新していくことが重要といえよう。つまり共同体としての組織力をより有機的に高めていくことである。

制度融資をみてもそれをより発展させていくためには, 金利面や保証制度での改善を図ることが必要であろう。また, 現状の制度であっても, 中小企業者が共同で活用すれば, 非常に有利な面も残っている。例えば長期無利子資金もある高度化資金等である。しかし, これらは中小企業者の共同事業を対象とするものであり, 有効に利用するには, 中小企業者が「一国一城の主」から脱皮し, 「共同経営」のパートナーシップを確立していかねばならない。

ともあれ中小企業の経営基盤を安定化していくためには, 中小企業者が大きく結束し, 中小企業予算の増大や大資本の法的規制の強化を実現する必要がある。そのためには地域住民の理解を得ることが重要であり, 環境問題や消費生活問題等で地域住民と広く連携し, 自己の経営ばかりでなく地域全体の問題にも目を向けていくことが重要である。つまり住民自治の担い手としての活動の強化であり, 商工行政もそれを援助していく必要があろう。

(やまだ のぼる, 所員, 自治体労働者)

# 大型間接税導入前夜の「合理化」の進行

今 村 元

## はじめに

第2次臨時行政調査会は、基本答申を昭和57年7月末に出したが、政府・財界は、この基本答申の線に沿ながら、自民党および政府の両税制調査会を通じて、民意を装いつつ“税制改正、直間比率見直し”を発言し、その中で、国税庁は大型間接税導入を目指みながら、徴税強化による財政再建を成功させようと、大「合理化」攻撃を進めている。

この大「合理化」攻撃の中で、国民や職員との間で、様々な矛盾が起っており、論すべき点は数多くあるが、紙数の関係で、仕事を通じた「合理化」の状況を見てゆくことにしたい。

## 1. 国税庁方針の推移

国税庁は、昭和48年頃までは、自主申告尊重の方向に進んでいたが、昭和49年頃、この方向から反転した。確定申告前に行う事前調査等を増加させ、昭和50年3月からは“一般消費税導入をにらんだ接触率つまり調査等で納税者に当たる割合の向上”を、昭和54年からは「申告水準の維持・向上」をはかった。昭和56年3月に第2次臨調が発足し、7月に第1次答申が出た昭和56年には、これに加え「適正申告の確保」と方針を一段と強化し、確定申告期をゴールとして申告水準の引き上げを行う方向へ進み、昭和59年には「納税環境整備に関する法律」を施行している。

## 2. 人員配置の変化

第1表は、昭和44年からの定員の推移であるが、この10年間の事務量増約1.3倍に対して、

定員増は764名(1.5%増)で、行革下(昭和56年以降)の現在では、年に10数名増と一層抑制され、職員の苦しみの一原因になっている。

第1表 部門別定員推移表

	直 税	間 税	徴 収	管 理
昭 44 年	人 23,087	人 4,367	人 3,034	人 5,460
昭 54 年	25,713	3,631	2,562	4,806
差引増減	+2,626	△736	△472	△654

この中で、国税庁は、直税重視、接触率優先、内部事務要員切捨ての事務運営を進める一方、青色申告の普及、記帳義務づけ、青色申告会、法人会、納稅貯蓄組合、間税協力会等納稅協力団体の育成、国・県・市(町)三税一体の事務処理等、納稅環境の整備を進めている。

第1表のように、昭和44年からの10年間で、直税部門は2,626人(11.4%)増え、内部事務専門で、租税債権の管理を行う管理部門は654人(12.0%)減っており、行革下の現在ではこの傾向に一層拍車がかかっている。

なお、内部事務要員の問題では、今まで主力であった婦人までが調査専門の部門へ配置される中で、配置された婦人は、母性保護無視や、社会に残存している婦人蔑視の考え方の中で、つらい思いをしている。その一方で、内部事務担当者はノイローゼ、成人病等で勤務時間に制限を受けている者と新入職員で構成されるようになっており、そのうえに、出張等の新たな事務の持込みで、休暇をとることや通院することがむつかしくなり、死亡したり、退職したりするものが出ていている。

### 3. 仕事の変化とその投影

直税事務は、第2表で見るよう、1人当たり事務量は昭和35～45年の指数増が122、45～55年が51、55～57年の増加を10年分になおすと130になり、行革後の事務量増は最高になっている。

第2表 申告所得税事務1人当たり事務量推移

	昭35年	昭45年	昭55年	昭57年
納税者数	222人	493人	605人	663人
指 数	100	222	273	299

昭和52年以前は、提出された申告書の中から、不正発見と“3年一巡”を基準に選定し、1納税者あたり数日間かけて調査し、修正申告を求めて確定申告後に行う一般事後調査方式一本槍であった。しかし、“申告水準向上”的方針が出てからは、1～2日の簡単な調査で“増差”つまり前回所得額より増加した所得額を出し、修正申告を求める“短期実額調査”が加わり、最近では納税者を呼出し、話し合って修正申告書を出させる“納税相談”方式、業種毎に調査に基き所得を推計して申告指導する“業種指導”，地域の人を呼び出してチェックする“地域指導”を加え、接触率を向上させるように変わって来ている。

この事務運営で、職員は実績づくりに追われるようになり、正義感は損なわれていっている。

また、“課税の公平”的かけ声のもとに、新しく税額が出るようになった新規有資格者を拾いあげることに力を入れている。

さきの事務量の急激な増加も、このような事務運営の成果とみることができる。

「確申期ゴール」論は、1年間の事後調査兼事前調査で見込所得を出して「申告水準向上」の成果を「確申期」に刈り取り、さらに次年度の徴税強化の出発点にするものである。

この事務運営の基礎は1年間の事務計画で、国税局は物価上昇、地域の経済情勢等から、所得増加を見込み、各署の計画を前年プラスアルファーでたてさせている。この計画に対する達

成状況を、接触率、更正決定・修正申告での補正割合である更正率、増差、件数等を柱に、機会あるごとに追求し、勤務評定、差別人事等能力主義管理と相まって、国税労働者を成績競争に駆り立てる仕組みになっている。現場では、これを局主導又はノルマ主義事務運営と呼び、管理者に抵抗したり、第一組合を通じて交渉したりしているが、当局は第二組合一部幹部の協力をも得ながら、これを強行しており、国税労働者の悩みや苦しみの根源になっている。

この事務運営のもとでは“増差を出せないのは調査技術が悪い”という考えが横溢し、疲労や精神的緊張が高まっている。

35歳の調査官が、仕事を苦に自殺(56・9、サンケイ、朝日各香川版)、筑紫税務署の某調査官が切羽詰まって修正申告書を偽造(60・9、朝日九州版)などは、この事務運営の犠牲である。

また、自殺者、ノイローゼ、成人病などの健康破壊が進み、1年に100名を越える現職職員が死亡している。

残業が多くなり、朝8時から夜中の12時までの張り込み調査を計画したが第一組合の闘いの中で撤回した(高松)、保育時間が終った幼児を遊ばせながら残業した(堺、高知)等のきびしい状況がみられるようになり、必要資料は勤務時間外にも集めよ等、四六時中仕事を忘れぬよう要求されている。

### 4. まとめ

以上のように、国税庁は、大「合理化」攻撃と納税環境の整備で、大型間接税導入に即応できる体制を完成させつつある。

この大「合理化」攻撃は、国税労働者を労働強化に追い込むとともに、納税者=国民の生活を破壊するものにならざるを得ない。

“増差”主義のもとでは、困難をさけて、とりやすい所からとるようになってゆく。

多くの国税労働者は、事務量の増加と“増差”的追求の中で、納税者と対立せざるを得ない立場に立っており、苦しみながらも、内職課税などの“弱い者いじめ”的な課税や“課税の公平”

が失われてゆきつつあることに、心を痛めている。

納税者＝国民の苦しみと、国税労働者の苦しみの根源は、第2臨調路線のもとでの国税庁の大「合理化」攻撃に帰着する。

この苦しみをなくするためにには、力を合わせて、第2臨調路線と闘うしかないし、また、それは可能なのではなかろうか。

(いまむら げん、所員、税務労働者)

---

(34ページよりの続き),

肥大化し、腐朽しながらもなお独占資本の発展していく国家独占資本主義である。決して、国家独占が拡大していくことが法則的に確認できるような国家独占資本主義ではない。

公共投資の構造転換をどのようにとらえるか。本稿では、筆者の見解を率直に提起してみた。また、それとかかわって、国家独占資本主義論にも若干ふれてみた。恐らく、勇み足の点も多いのではないかと思う。しかし、公共投資の構

造転換を正確に分析していくためには、現代独占資本主義論ないし国家独占資本主義論の助けを借りなければならないと考える。また、公共投資の構造転換の分析は、現代独占資本主義を分析していくものでなければならないだろう。

今後とも、そうした視点から分析を進めていきたい。批評をいただければ幸いである。

(かとう いちろう、所員、高崎経済大学)

## 福祉のまちづくり

——大津における障害乳幼児対策を例にとって——

武 元 熱

### はじめに——障害乳幼児対策大津方式と ”3つのゼロ”——

大津は、古くから開けた水と緑の町で、琵琶湖を抱えるように、南北に48キロ、幅が可住地域で3キロと非常に細長い町です。そして、北陸と京都、大阪を結ぶ水路、交通の中心であり、また、昔からの観光の要地でもありますし、文化財も豊富に存在しています。

現在の人口は23万、うち13万の人が昼間は大阪、京都、神戸方面へ仕事でかけていき、県下各地から12万ぐらいのひとが学校や仕事のために入ってくる。県庁の所在地でありながら京阪神のベッドタウンという性格をもっています。

さて、今日のテーマのまちづくりですが、まちづくりにはさけて通れない2つの側面、ハードとソフトの面があります。ハードのまちづくりは都市施設などの建設、ソフトの方はまちをつくり上げまちを経営する人たちの人間関係の建設の問題です。そのうち、後者のソフトな面のまちづくりについて報告したいと思います。具体的にいえば、障害乳幼児対策大津方式をつくり上げてきた大津のまちづくりです。

障害乳幼児対策大津方式の内容は厳密にいえば、乳幼児健診大津方式(1974年に確立した)と、この基盤の上に立つ障害乳幼児対策大津・1975年方式の2つで、両者があいまって全国の障害乳幼児対策の行政水準からみて、独特な地位を持つに至ったひとつの就学前対策をつくり上げています。

こうした大津方式の際だった特徴は、「健診も

れをなくす」「発見もれをなくす」「対応もれをなくす」という”3つのゼロ”を掲げていることにあります。そこで、この”3つのゼロ”を中心にして、大津方式の特徴やそれを支えている考え方、思想について説明し、大津における福祉のまちづくりを考えていきたいと思います。

### I 健診の科学性と大津方式

#### きめ細かな乳幼児健診

いうまでもなく、乳幼児健診というのは、赤ちゃんの健やかな発達のために医学的に、あるいは心理学的に赤ちゃんの発達の状態を正しく観察するとともに、必要なアドバイスをするということが本来の役割です。ところが、この健診の持ち方は、全国的にみて健診の時期一つをとっても、各地域、各自治体によって相当違っています。大津の場合、赤ちゃんの誕生から就学に至るまで、まず妊娠から出産にかけての妊婦教室という「妊娠の手続き」の時期、出生時の未熟児新生児訪問、1か月以内の先天性代謝異常をみるガスリー法検査、そして、3か月健診、4か月相談、6か月には赤ちゃん手帳による観察連絡、10か月相談、12か月、18か月の観察連絡、2歳児健診、2歳半の観察連絡、そして、3歳6か月児健診と、きめ細かい健診が実施されています。実は、大津方式の特徴が、こうした健診の時期の設定、持ち方にも示されていますので、健診もれゼロの問題に入ります前にこの点の説明をしてみたいと思います。

そのうち法的な根拠のあるのは、3か月健診、1歳半(18か月)健診、3歳健診です。法的な根

拠といつても厚生省の通知、通達のたぐいです。したがって、3か月健診、1歳半健診、3歳健診といつても、すべての自治体、地域で実施されている訳ではありません。『障害者問題研究』(20号、1979年)に載った全国の中都市での健診の実施状況調べ(田中ら)によると、3か月健診を実施している市は55.3%、6か月健診は24.5%、9か月健診は12.8%、1歳半健診が24.5%(調査当時はまだ通知が出されていなかった)、そして2歳で17.0%、3歳で83.0%です。

### 発達の原動力を読みとる健診技術

健診のきめ細かさに加えて、実施時期の設定についても大津方式には特別の意味が込められています。通常、乳児の時期には3か月、6か月、9か月という具合に3の倍数の時期に健診が行なわれています。「発達に3か月のおくれがあれば障害を疑え」というのです。3か月から4か月にかけて首がすわるものと6か月になってしまって首がすわらない場合は障害を疑えという訳です。これはそれなりに根拠のある数字です。

ところが、3、6、9、12とみていっている場合でも、たとえば夏にむかう3か月と冬にむかう3か月では発達面で差がありますし、明日4か月になる乳児と昨日3か月になったばかりの乳児とのタイムラグをどう見るかという問題、さらには最近では居住空間の狭さという社会的環境によってあまりハイハイせずに立ち上がるということもあります。赤ちゃんは生後1年で体重、身長それぞれ2倍以上にもなりますから、小さい時の1か月の差は大きい訳で、しかも外から「何ができるか」という観点だけでみると不十分なことがあります。これにたいして、大津では次のような考え方で健診の時期を設定しています。

生まれてから6か月までは乳児期前半、6か月から1歳半までを乳児期後半と呼び、そこには質的な違いが存在しています。通常、赤ちゃんは生まれて1か月くらいたちますと、外界の刺激を点として受け止めます。1か月くらいの赤ちゃんを上からのぞけばお父さんやお母さん

の顔をじっと見ますが、顔をそらすと見失ってしまいます。ところが、2か月から3か月くらいになると、線として追いかけるようになります。即ち、点から線への認識です。それから、4か月くらいになりますと、今度は面として、上下左右に追いかけるというふうに、認識力が弁証法的に発達していく訳です。

こういう認識力の変化の上にたって、6か月くらいになりますと、寝返りという移動する力を身に付けるようになります。明らかに質的に違った力です。こうして、乳児期の後半がはじまる訳です。脳の発達が、外界の刺激を受け止めて自分のなかで再構成してもう一度働きかけるという、まさに労働の産物とでもいうような仕方で法則的に高次化しながら進んでいきます。中核機制の高次化というそうです。そして、それから1歳半までの時期には、寝返りから、お座りができ、這う、つかまり立ちができて、片手ささえ歩きができる、そして、二足歩行へと、系統発達の筋道を辿りながら弁証法的な発達を実現していく。

発達の理論からすれば、乳児期の前半から後半の時期はこのような時期にあたっています。問題は、この理論を健診にどのように結び付けていくかということです。そこで大津方式が着目したのは、6か月や1歳半という発達の節といわれる質的転換期を乗り越える力がどこで芽生えるのかという点でした。その点で、4か月と10か月の健診を設定しました。つまり、4か月の健診では、単に「何ができたか」を見るのではなく、6か月という乳児期前半と後半を分ける発達の節を乗り越える力、発達の原動力が芽生えているかどうかを見る訳です。そして、その力が不十分であれば、的確な指導と助言を行なって、赤ちゃん自身の力を引き出せるようにする。10か月の健診は、1歳半の壁を乗り越えていく力が芽生えているかを見る訳です。

当然、4か月や10か月の健診で発達の原動力の成長を見てとることは、健診技術の高さを要求する訳で、人間の発達についての科学的理論研究の成果を健診システムに取り入れる不断の

姿勢が必要です。この点で、健診の時期やその持ち方において、大津方式は大きな特徴をもっています。4や10という数字に含まれた、深い意味、および就学までのきめの細かい健診の実施、まず最初にこうしたことをご承知おき下さい。

## II 健診のシステムと相談活動

健診のシステム

次は、健診もれゼロの問題です。これは、手続き的にかなりの合理性をもっています。出生後14日以内に届けを市役所に出します。普通、この情報は住民課とか市民課で手続きが行なわれて税金とか健康保険や年金の課へは回されるのですが、大津では、健康センターにまで回されるようにして、健康センターですぐに乳幼児健康カードを作成し、住民票の内容から、住所、氏名、生年月日、両親、家族の構成など必要事項を書き込んで、生まれ月別、学区別に保管されます。そして、各家族には、赤ちゃん手帳が送られます。赤ちゃん手帳には、熱の測り方から予防接種の情報などとともに、3歳6か月児健診に至るまでの9回におよぶ乳幼児健診・観察のカードが入っています。

まず、3か月健診ですが、赤ちゃん手帳から「3か月児健診票兼請求書」というカードを切り取って市内の医者へいってもらいます。これは、市が市内の医師会と契約してますから、小児科の医者がどこでも健診を行なってくれる訳です。実は、ここで各家庭が主治医との関係を結ぶことになります。この健診では、生まれてから3か月までの形成異常だとか身体上の発達の問題、心臓の問題などを診てもらいます。医者はそのカードの一部を切り取って健康センターに健診料(1枚2500円)を請求する訳です。

次の、4か月健診については先にお話した  
ように、発達の節を乗り越えてゆく力が芽生え  
ているかどうかを診る訳です。6か月はお母さ  
んが観察をしてアンケート式のカードを送って

もうシステムになっています。これは、4か月で発達の節の乗り越える力の芽生え方を専門家がみたのを受けて、今度は発達の節の乗り越えざまを、お母さん自身が観察し、確認するという意味をもっています。アンケートでは、首は何か月ぐらいにすわりましたかとか、手をつかずに1分間ぐらい座れますかとかいった発達的特徴をまとめた質問がされています。

10か月健診は、これも先にお話ししたように、1歳半の発達の節を乗り越えてゆく力が芽生えているかどうかを診ます。そして、12か月と18か月は、6か月と同じように発達の節の乗り越えざまを、お母さん自身が観察し、確認するということでアンケートを送り返してもらいます。こうして、2歳、2歳半、3歳半、就学前健診と続けられていく訳です。

健康センターへ送られてきたアンケートカードは乳幼児健康カードへ全部転記されます。健康センターで行なう4か月、10か月、2歳児健診の結果も、また保健所で行なう3歳6か月児健診の結果もすべてこの乳幼児健康カードへ記録されます。つまり、これには、その乳幼児についての健康と発達に関する情報がすべて記録され保存されることになる訳です。そして、カードに工夫がされ未受検者はすぐに分かるようになっていて、健診に来るよう電話するなどの手を打って、健診もれゼロにしていく取り組みが行なわれます。

## 高い健診率の秘密

大津では、健診日のお知らせは、他の地域の  
ようにはがきで各家庭に通知される訳ではありません。毎週火曜日は10か月健診、金曜日は4  
か月健診というように健診の曜日を固定してお  
いて、あとは自治会、町内会から配られる『公報  
おおつ』(毎月1日、15日発行)に第1週はどこの  
学区、第2週はどこどこと載せるだけです。そ  
れでも、毎回95%前後の健診率なのです。

その秘密は、健診のスタッフが、来てよかったですといわれる健診をやろうと、意志統一をしている点にあるかと思います。信頼される仕事を

やろうということです。そのためには、健診における技術水準の高さと、信頼されるに足る応対が必要なことはいうまでもありません。

特に、現在赤ちゃんを生み育てている世代は、30代の前半や20代の後半で、いわゆる高度経済成長期に生まれ育った世代です。ご存じの通り、この時代は、産業のスクラップ・アンド・ビルトとともに、人口の大移動が起こり、核家族化が非常な勢いで進みました。こうした家族にあっては、地域や家族に根ざした育児方法の伝承は望めません。ここに、健診における相談活動の重要な意義があります。

お母さんやお父さんの育児に関する知識は育児書から得られます。ところが、育児書にはスタンダードなことは書かれていますが、個別Aちゃんにすることについてはなかなか読み切れません。例えば、聞いた話ですが、3時間おきにミルクを飲ませなさい、とあると、寝ても覚めても3時間おきにミルクを飲ませる人もいるらしいです。赤ちゃんが歩きだしたときに、歩き方がおかしい、という思いにとらわれてしまつてしまつたがないというお母さんがいます。でも、田舎からおばあちゃんが飛んで来て「お父さんの小さいときにそっくりや」となって解決。

要するに、今日の家族の置かれた状況下では、育児不安やノイローゼ一步手前の状態がある訳です。子育てに関する相談にたいするニーズは、非常に高い。それに健診活動が応える。「行ってよかった、私、ほめられた」といわれる健診を行なう。例えば、「お母さん、よくやってますね。でも、もう少し赤ちゃんを抱く時間を増やしてくれるといいんですが」と言ったりします。私たち専門外ですから、どうしてそんなことが分かるのかと尋ねてみると、後頭部を指さして「ここがツルツルでしょ」という訳です。寝させているとハゲてくる訳ですね。こういう場合に相談を行なっている。そうすると、あなたも行ってきなさい、となる訳です。健診率95%の秘密はここにあります。

ところが、あと5%はそうはいきません。電

話で健診に来るようになってもなかなかこない。実は、健診にこない家庭にこそいろいろと問題の含まれている場合が往々にしてよくあります。サラ金で逃げ回っている人、子どもを生んだばかりなのに離婚の話がでている人などさまざまです。そういう時は、該当地域の担当保健婦と家庭児童相談員が2人で家庭訪問をすることになります。法律などに無知で人に言われるままという人が多い。子育て以前の問題な訳ですが、乳幼児健診の範囲を超えていたり、経済的に困っている時には福祉事務所を紹介するとか、家庭裁判所がありますよ、などと公的機関に結びつけていく訳です。このような努力をして健診率を100%に近づけています。

### 発見もれゼロ

次は、発見もれゼロの問題ですが、ここでも相談活動を大切にしています。いくら技術的に高い水準を持った専門家であっても、だまって座ればピタリとわかる、という訳にはいきません。子どものことですから、たまたま寝起きで機嫌が悪い場合もあります。「お母さん、何か心配ごとはありませんか」と、お母さんからの主訴を聞き出しながら、その子の全貌を掌握していくことが必要です。もちろん、健診の技術についてはすでにお話ししましたように、4か月や10か月の時点で6か月や1歳半の発達の壁を乗り越える原動力の形成を読み取ろうという訳ですから、かなりな高さが必要なことはいうまでもありません。でも、それだけにとどめない。お母さんのニーズや気持ちを大切にするという考え方を基本に据えた健診のシステムをつくっていると理解していただきたいと思います。

### Ⅲ “対応もれゼロ”と 「人に法をあわせる」地域療育システム

#### 制度間移行でおちこぼれを作らない

「健診もれゼロ」「発見もれゼロ」ときますと、

次は「対応もれゼロ」です。いくら100%の健診を実施し、発達に遅れやもつれのある子どもを発見しても、それだけでは「絶望へのパスポート」を渡しただけになりかねない。大津では、毎年3,100人ぐらいの新生児が生まれますが、そのうち、先ほども言いました、発達の節——質的転換期——を綿密に観察したほうがいい、という子が約25%います。発達に遅れやもつれのある子どもは、約2.5%です。人数にして60~70人です。これらの子どもと家庭にどのような手を打つのか。

この点で私たちが基本にしているのは、制度間移行の段階でおちこぼれを作らない、ということです。母子保健法と児童福祉法との間で谷間を設けない。就学にあたって乳幼児健診、障害乳幼児対策の成果を確実に教育保障へとつなげていく。法に人をあわせるのではなく、人に法をあわせるという考え方です。

例えば、具体的にいえば、健診活動で発見した発達に遅れやもつれのある60~70人の子どもは、大津市心身障害者福祉センターに設けられた「やまびこ園」(精神薄弱児通園施設)。「やまびこ教室」(大津市母子通園事業)へきてもらうようにしています。精神薄弱児通園施設「やまびこ園」の場合、定員は30名、大津市母子通園事業「やまびこ教室」の場合、定員は20名ですが、それを越える場合も希望者は全員何らかの形で引き受ける努力をしています。

### 精神薄弱児通園施設の新たな役割

ここで、精神薄弱児通園施設「やまびこ園」について説明します。精神薄弱児通園施設というのは、そもそも昭和32年の児童福祉法改正によって設けられたものです。当時、障害児は教育から完全に疎外されていました。年頃になっても学校にも行けない、施設にも入れないという子どもたちをどうするのか、ということが社会的に大きな問題となった。そこで、児童福祉法が改正されて精神薄弱児通園施設が学校教育の補完という意味で設けられるようになった訳です。そして、3~4歳くらいから18~19歳まで

ぐらいの子どもがそこへ通うようになりました。

ところが、住民運動が発展して、障害を持った子どもでも、中軽度の子どもたちの場合は、保育園へ行けるようになった。そして、決定的には昭和54年に養護学校の義務制が実現され、6歳以上の子どもは原則として通園施設には入らないようになった。こうして、精神薄弱児通園施設の経営としては危機に陥るところが多くなるようになった訳です。この活路をどこに見つけるのか。ここに、大津で行なわれてきた障害の早期発見を早期療育とつなげていく、つまり「対応もれゼロ」の役割をこの通園施設が担うという新たな方向の障害児の地域療育システムがつくられていく条件が存在した訳です。こうして、精神薄弱児通園施設「やまびこ園」がそのモデルとなりました。大津における「対応もれゼロ」のシステムが、人に法をあわせる形で、つくり上げられてきたのです。

### 大津方式の源流

ここで、大津方式の源流について考えてみたいと思います。

今の、精神薄弱児通園施設の問題とかかわるのですが、滋賀県の場合には学校教育を補完するような精神薄弱児通園施設は「やまびこ園」以外にはありません。それはなにも滋賀県が遅れているからではなく、逆に障害児教育の進んでいることの反映である訳です。

ご存じのように、戦争が終った昭和20年の時点で、大津と京都は戦災をうけず都市機能をまだ有していて、焼野原となった周辺一帯から戦災孤児たちが集まってきた。この状況を前にして、故糸賀一雄先生らは自分たちの食事もままならなかった食糧難の時代に、孤児たちを家に連れかえり、石山に旅館一軒を借り切って近江学園の実践を始めました。そこでは、子どもたちはラジオの訪ね人の時間をよく聞いたそうです。そして、健常者は施設を逃げ出したり、親が迎えにくる者もあって、結局精神薄弱児が残ることになった。昭和23年に児童福祉法ができ、昭和26年には近江学園が精神

薄弱児施設として認可されていますが、それはこのような事情があったからなのです。

では、この子らに教育をどのように保障していったのか。当時、地元の子どもが通う石山小学校は児童数が200名くらいで、100名くらいいた施設の子らを石山小学校に通わせるようになると、学校施設が不足するし、「名うての悪者」が来ると混乱が生じるという訳で、精神薄弱児施設の中に石山小学校南郷分校が設けられ、そこで知恵遅れの子も非行の子もいっしょになつた教育が行なわれ始めました。統合教育のはしりだった訳です。

その後、この実践が高く評価され、大津では「なかよし学級」、いわゆる特殊学級が全国よりも早く設置され、また、乳幼児健診も近江学園の研究部の協力もあって、昭和30数年頃からわりに早く研究的に積み重られてくるというようになった訳です。そのため、昭和54年の養護学校義務制実施に先だって、大津では就学免除や就学猶予のゼロを達成することができました。

このように、大津や滋賀の障害児教育の先進性、それはとりもなおさず福祉の先進性でもあった訳ですが、それらの土台の上に大津方式が花開き、「対応もれゼロ」の課題を担った地域療育システムの一環としての精神薄弱児通園施設「やまびこ園」もつくることができたといえるかと思います。

#### IV 地域での母と子の育ち

##### 障害児療育と両親教育

次に、「対応もれゼロ」を担った「やまびこ園・やまびこ教室」での、運営の特徴について説明したいと思います。

ここは、乳幼児健診で発達の遅れやもつれがあると指摘された子どもたちに対して、保育園や幼稚園という本格的集団へ入る準備・訓練としての療育を保障していく取り組みを行なうところである訳ですが、両親教育にも同じように

力を入れている点が大きな特徴となっています。母子通園の事業であり施設である訳です。

療育カリキュラムをみると、まず、「やまびこ」へ入った第1週目ですが、お母さんにも保母といっしょにプレイルームへ入ってもらいます。そうしますと、核家族で育って、地域とのつながりも薄くなっているお母さんとしましたら、家の中でしか子どもの姿を知らなかったのが、集団の中での子どもの姿をそこで始めて見ることになる訳です。そこで、専門家が自分の子どもをどう見ているのかについても、学ぶことができます。

第2週目は、自主活動といって、お母さんの集団を作ることにしています。仲間づくりです。このことは、当然、子どもにもよい影響をあたえます。「ぼくのお母さんが、あんなに楽しそうにお話しするおばちゃんの子どもだからぼくもきっと仲よくなるだろう」ということでしょう。

関連して、こんな話しがあります。いま、母子心中とか、子殺しなどが社会的に問題になっています。これは、子どもの年齢によって、ピークがあります。最初のピークは、1歳半から3歳です。この段階では大なり小なり障害に係わっているといわれています。大津のように、全体のシステムのなかで発見され、対応がされていくところはいいのですが、そうでない場合、お母さんがおかしいな、と思って医者に相談しても、医者の方では、様子を見ましょうということで、結局1年くらいたってから脳性マヒと診断されて、早期療育、早期対応の時期を逸してしまっていうことがよくあります。そして、見通しがなくなつて、死を選ぶ。

この場合でも、家庭環境やまわりに仲間がいるかどうかによって、大きく変わってきます。障害児を産んだということで、親戚や家族にたいする気がねをし、その上夫婦仲が悪いと救われない。しかし、障害児を持ったお母さん同士で具体的な経験を話し合うことができると違つてきます。

大津のお母さん方は、障害を隠そうとはしません。わたしは、「やまびこ」へ来られて半年く

らいたつと、お母さん方へいつも聞くことがあります。「自殺ということを考えたことがありますか」と。そうしますと、「それは考えました。健康センターから帰る時に涙で道が見えなかった」とか「枝ぶりのいい松を探しました」とか、答えられます。「では、いま何故生きているのですか」と尋ねますと、「アホラシ、何故わたしが死にますものか、わたしらには仲間がいます。仲間がいるだけではなくて、バックには専門家が付いてくれています」という訳です。仲間づくりの大切さです。

でも、仲間だけではダメです。子どもの育ちざまに対する見通しが必要です。そのために、第3週目には理論学習を行なって、発達の見通しとか福祉制度を主体的に把握してもらいます。「市役所へ行ったらなにかいいことがありますか」というお母さんではなくて、「私は、こういうことが必要だからこういう制度を市役所として考えて下さい」といえるようなお母さんになってもらいたい訳です。そして、4週目からは1か月の子どもの変化を保母とお母さんと一緒に観察するとか、何か共通の目標を持って子どもに対処するとかして、1年が経過する訳です。この間に、子どもたちもそうですが、お母さん方も大きく変化し大変明るくなられます。

### 障害児保育と地域での育ち

こうして、「やまびこ」で1年が経過しますと、今度は制度間移行の落ちこぼれをつくらないということから、希望者には全員、保育園または幼稚園へ行ってもらいます。全国的には、障害が発見されると、在宅で置かれない場合でも、通園施設で6歳までというのが多いようです。それを、大津では健常児集団のなかへ入れる訳です。

しかも、大津の障害児保育の特徴は、どこか特定の指定園を設けて受け入れるというのではなく、地域の子どもはその地域で育つという原則で、大津全体の保育園で障害児を受け止ることにしています。

次に、すべての園で受け止める保障を行財政でどうしているのか。公立の保育園の場合でしたら、障害児3人に対して保母1人というように人を配置していけばいい訳ですが、民間の保育園の場合には、補助金を出すしかありません。昭和58年の時点で、障害児1人を預かると4万4,700円、2人ですと8万9,400円、4人ですと20万2,000円という額の補助金を毎月出しているのです。それで保母さんを1人なり2人なりを雇ってもらう訳です。こうしてますと、受け止めた障害児が6歳になって卒園していくとき、補助金が削られると保母さんの首を切るというのは困るので、園長さんは「来年1人受けれます」となる訳です。年々障害児が出てきても保育園へは入れるというシステムです。

こうして、障害を持った子どもにたいしてその発達を保障する集団を地域の子どもたちとともに提供していくのですが、実は、そのためには次の2つの条件も必要となります。それは、第一に、障害児だけではなくどの園でもゼロ歳からの保育を行なっていること、そして、第二に、ある程度すべて健常児が保育園に入れているということです。そうしないと、市民を団結させることにはならずに、対立させることになります。4～5歳の子どもでしたら保母1人で30人の保育ができるようになっています。そのとき、障害児1人を受け止めるのか、30人の健常児を受け入れるのかということになればどうなるのか。ですから、ある程度の水準で健常児の保育需要が満たされていることが必要な訳です。

### おわりに

いま大津では、以上のようなシステムや考え方で、乳幼児健診を行ない、障害乳幼児対策を実施して、障害の早期発見、早期対応の取り組みを行なっています。ですが、お分かりのように、この取り組みは障害のある子どもとその家族にたいして発達を保障するだけでなく、大津地域全体のすべての子どもたちや家族

にたいしてもその発達を保障するという取り組みへと発展せざるをえない、発展している、そうした相互関係にあるということを、最後に申し上げて、大津における福祉のまちづくりにつ

いての報告を終わらせていただきます。

(注)本稿は基礎研の1984年7月の研究大会での報告をまとめたものです。

(たけもと いさお、所員、公務労働者)

## ●読者のひろば

### 「構造転換」と教育の特集を

山崎 勉(藤沢市)

青年代の「モラトリアム」化が話題に登場するようになってから長くなりますが、日本の教育制度や仕組みは、日本の資本主義の歴史に深く根ざしていると思います。

最も「創造力」と「将来への夢」への力に満ちた青年代に、その時期に、受験の仕組みと選別、そして学校のランク付けとによって、その若々しい力を打ちのめしてしまう。その事ほど残酷な事はないと思います。

「構造転換」の一つとして、日本資本主義の特殊性と限界の中から日本の教育制度の限界を照らし出せるような特集を望みます。

(エンジニア)

### 福祉切捨てを痛感

斎藤洋太郎(佐倉市)

最近、福祉作業所で働いていた母が、引率旅行中脳出血で倒れ、様々なことを考えさせられ。

そこは「心」身障害者が社会復帰を進めるための場で、社会福祉協議会の管轄である。本来自治体が責任を負うべきを、そうはしておらず、しかも職員の待遇も一時は半年ごとの辞令のごときで、いわば「福祉はなるべくボランティアで」という姿勢だった。地域の需要に応えるにはほど遠く、「家庭」に閉じこもっている障害者も大勢いるはずである。作業所では、3人の指導員で18人の障害者の面倒を見切るのはたいへ

んで、行政の怠慢を待ってはおられないから、当然職員に負担がかかる。今年は特に問題の多い人を抱えて、過密・休日など当てにできぬ日々が続き、その中で母も限界に達した。

現在労災を申請しているが、労働省の認定の厳しさにも問題があるようだ。療養費も国保のため3割負担で、入院当初1週間は11万円というありさま。今後も含め、福祉切捨てを実感している。

(学生)

### 47号を読んで

角田 知生(堺市)

佐々木秀太さんの論文(47号)を読ませていただきて、株式会社の理解において、目からウロコが落ちる思いがしました(チョットオーバーですが)。次には、福祉の貧困さゆえに、労働者家庭が株式や国債を購入することが、いかに労働者から労働現場以外で収奪しているかを解明する論文を期待します。

また、関下さんの論文も、日米関係を理解する上で有用だと思いますが、日米両国人民の連帯をどう築きあげるか、日本における人民的英文ジャーナリズムの分析を通して行った論議を読みたいと思います。

その他、「イギリス便り」は軽い読物としておもしろかったです。インタビューも含めて毎回このようなものがあると楽しいですね。

(高校教師)

## 初村尤而さんに聞く



初村さんは、大阪市浪速区役所(福祉事務所)に勤務。基礎研とは10数年来のつきあいで、現在の研究科が設立される以前からの所員、大阪自治体論学科を支えるメンバーの一人。昨年、日頃の職場での実践活動を基礎に執筆された「区制労働者から区政労働者へ——区役所労働論試論」<sup>(注)</sup>で、自治体問題研究所20周年記念事業募集論文の部に入選されました。

**編集局** 自治体問題研究所の懸賞論文の御入選、おめでとうございました。その話は、あとでごゆっくりお聞かせ願うとして、最初に、基礎研とのかかわりについて、お話し願えますか。

**初村** 基礎研との付き合いは、もう10年以上になるとおもいます。最初は、新聞広告を見て、参加させてもらいました。まだ大阪市内にあった外大で研究会がされていた頃です。

**編集局** その頃からずっと今まで……。

**初村** いえ、76年に組合の役員になって、しばらくずっと御無沙汰していました。一時は、お金がもったいないだらうと事務局の方で気の毒がって、所友にしてもらっていました。ところが、何年か前から、また経済学が勉強したくなつて、自治体論学科にでるようになりました。

**編集局** 最初に基盤研に参加された動機や印象についてはどうだったんでしょう？

**初村** 当時はまだ、勤労協も今のような資本論講座を始めてはいませんでしたが、資本論の全行読みの研究会に一時出たり、通信講座を受けたりしていて、それがきっかけで、もっと勉強したいと思っていました。一般的にいって、労働者の大衆的な教育機関では、マルクス主義のテキストがあってそれを教えるということが主目的になるのは当然ですが、そのことに物足りなさを感じ始めました。

ところが、基礎研の研究会に出てみると、当時は「帝国主義論」かなにかをやっていましたと思

いますが、なんというか、すさまじいもので、ぼろんちょんですワ。論争がすごくて、批判もするし。最初の頃は研究会に出ても、皆さんのが何を言っているのか、どこが違うのかもわかりませんでした。基礎研に来る以前に感じていた物足りなさとは逆に、そこで議論が自分たち労働者の運動に何の役に立つかと、ときには思ったこともあります。何回か出ているうちに、経済学の理論の中でその時々に求められているものを創造しようとしている熱気のようなものは、分かるようになりました。その後、先ほどもいいましたように一時中断しましたが、その間に自治体論学科ができ、労働組合でも地域問題を視野に入れた活動が求められるようになっていましたから、また続けて来るようになりました。

**編集局** 今では自治体論学科の強力メンバーのお一人なわけですが、初村さんが職場で日頃考えておられることや、入選されました論文執筆の背景などをお聞かせ願いたいのですが。

**初村** 私は、1965年に大阪市役所に入り、最初の6年間は財政局にいて、その後、区役所に移りましたが、財政局と区役所とでは、仕事の面でまったく違う。財政局にいた時は、限られた部面ではあっても全体のことが分かる。例えば、税金の徴税率ということを通じて、地域ごとの状況がつかめるとか。また、日常の業務をこなそうと思えば、法律を調べたりとかいろいろな

勉強をしなければならない。ところが区役所の仕事というのは、窓口で次々とくるお客さんと対応するわけですから、いちいち六法や規程集を調べるわけにいかない。分からないうがあれば、先輩に聞いて済ますか、本庁の統括する部局に聞けばよいわけで、あまり勉強する必要がない。必要がないというよりも、毎日毎日の処理に追われているわけです。

そういうことを思いながら、組合活動では、「住民との共闘」というようなことを、模索しなければならない。区役所の労働というのは、本来住民と直接接触するわけですから、「共闘」しやすいはずですが、なかなかそうならない事情があります。どういうことかというと、例えば保母さんとか保健婦さんそれから清掃などの現場労働者であれば、母親や地域住民との共闘といった場合、問題は具体性を持っている。公務労働論も、福祉・教育・現場労働といったものを基礎に創られてきた。60年代から70年代にかけてそういう労働が広がり、そこで運動が革新自治体を支えてきた。ところが、区役所の仕事というのは、現場で出先の作業労働であるにも関わらず事務労働なんですね。ところが、公務労働論の現状をみていると、一般の事務労働の問題が抜けている気がする。区役所で住民といろいろな共闘をしようとした時に、今の公務労働論を勉強してすぐに適応しようともうまくいかない。そういうことがあって、もっと公務労働論をしっかり勉強しようと思っていたわけです。

**編集局** その辺のことが、今回入選された論文執筆の背景になる問題意識ということですね。  
**初村** そうです。副題に「区役所労働論試論」と付けたのもそういう問題を考えていたからです。それは、私だけの思いでなくて、80年代の初め頃労働組合で研究会をして「区役所行政の現状と問題点」という報告を組合として出したり、私も報告をして討論してもらったりしていました。そういう運動が基礎にあって、また、私自身本庁と区役所と両方の労働を経験したことや、76年から84年までの9年間組合の役員を

やって、ちょうど財政危機が深刻になり自治体労働者論がいわれたそういう時期に組合活動ができたということが土台にあって、今回の論文が執筆できたわけです。いわば、区役所労働者また公務労働のなかの一般事務労働のための公務労働論になればと思って書いたわけです。

**編集局** 入選論文の講評で「その労働内容を地域住民の生活情報と生活密着型サービスに関連させた上で、公務労働の疎外からの回復をめざす」とありましたが。

**初村** たしかに論文の中では、今の区役所の仕事を窓口的な仕事と地域を直接対象とした仕事とに分けて、窓口事務をやるような所というのは、市民の個人に関わる情報を扱い、他方は、地域の社会集団としての情報を扱う。そして、窓口事務であつかう個人情報は、きちっとした民主的な行政制度の中で扱えば、一般的な調査やアンケートでは扱みきれない内容豊富な情報として蓄積し活かすことができると書きました。そのところを、御注目していただいたのかな、と思います。書いた時はそう意識していなくて、今の区役所はいったいなにをしているのか、今の押し付けられた制度の中ではきわめて限られたことしかしていない、もっと幅広い仕事をし、地域全体をみて、「区制」ではなく「区政」を行う、そういう気持ちで書いたのですが、講評をいただいて、そのことと「情報」ということが関係してるのであと、まあこれから考えてみようかと、思っています。

**編集局** もっと突っ込んだ内容についてお聞きしたいのですが、それは論文を読ませていただく時の楽しみにとっておくことにして、その後の反響という点ではどうだったでしょうか。

**初村** まあ、「10万円もうけよった」(笑い)。職場では、先にも言ったように、議論をしていましたので、特別の事ではなくあたりまえのことやと。他には、名古屋や神戸の人から連絡があったりしました。どこの大都市の区役所でも、どうして地域共闘をやるのかということは、こまっているのだなあと実感しました。

**編集局** 時間も残り少なくなってきたので、

最後にもう一度基礎研のことについてお聞かせ願いたいと思うのですが、初村さんは、夜間通信大学院の設立の呼掛けをした『通信』の13号でも「実践的理論的課題に応える大学院を」という一文を寄せられているのですが。

初村 今は「大学院」ではなくて「研究科」ということですが、それを修了された人たちがどうされているのかなど。活躍されている人もいますが、労働者研究生の力を引き出すような制度や工夫がもっとあったらと思います。

それと、資本論講座ですが、基礎的なことを

教えるだけでは物足らないし、かといってむつかし過ぎてもいけないわけで、どこかで基礎研らしさ、基礎研の長所を盛り込んで欲しいと思います。私自身は、これから大阪市の財政をちゃんと勉強したいと思っています。

編集局 今日は、長時間ありがとうございました。

(1985.12.14)

付) なおこの論文は『住民と自治』の1986年2月号から4月号までに連載されています。

田中博秀著

## 『解体する熟練——ME革命と労働の未来——』

上田健作・小林正人

われわれは、労働現場の実態を描いたという点では貴重な本書について、何度か討論を重ねてきたが、問題点も見いだされてきた。そこで、われわれなりの論点を読者に提起することにした。以下、上田は1で、小林は2で、それぞれの問題関心に沿って評価をしている。今後の「情報化」と労働の問題に関する討論の一助となれば、幸いである。

### 1 「情報化」と人間発達論

情報処理手段としてのコンピュータと情報伝達手段としての通信システムが手を携えて、経済過程のみならず社会生活のすみずみにまで浸透して来ている現状を反映して「情報化社会論」が流行している。この「情報化」と言われている技術的進化の過程が、経済過程における「構造転換」の一つの起動因であることは多くの人が認め得るところであろう。しかし、こうした過程の分析に関して言えば、その一面を捉えてバラ色の未来社会を描くといった、徹底した現状批判の欠落した、これが言い過ぎであれば、それが不十分な議論が多いのではないだろうか。

それだけに、生産と消費、この双方を媒介する流通、金融等の過程において「情報化」の過程がどのように進んでいるのか、それが労働の編成や、消費の形態にどのように影響し、どのような変化をそれらにもたらしているのか、これらのことによって現代社会は何を求められているのかといった問題が、より一層、現実の諸過程に踏みこんだ上で検討される必要があるようと思われる。

こうした中にあって、本書は自動車製造過程

のうち鉄物工程、機械工作工程、金属塗装工程における機械化・自動化、及び発電におけるコンピュータ化が現実の労働過程および労働にどのような影響をおよぼし、その影響が社会的にどのような意味を持つと/or しているかを描き出そうとしている。そうした意味では、一度検討されしかるべき書物ではなかろうか。

本書が描く、機械化・自動化・コンピュータ化による諸生産工程の変化の実態、ならびに、その分析から著者が導き出す結論の主要な点と思われるものを要約すれば以下のとおりである。

本書で分析されるすべての工程において、「検出」や「制御」といった、「熟練」労働が従来残されていた分野へのME（マイクロ・エレクトロニクス）技術である数値制御装置やセンサーの導入によって工程そのものが極度に自動化され、熟練労働者が不必要になりつつある。すなわち、このような労働現場では、機械の補助的労働か予め決められたマニュアルに従って機械を操作する（といつてもボタンを押すだけ）単純労働が求められており、極端に言えば、言語や文字が理解できれば1週間程度で習熟できる労働が求められているのである。これは、鉄物工程や機械工作工程や金属塗装工程に、それぞれの偏差があるとは言え、典型的に見られる事実として検出されている。いわゆる「熟練の解体」が進行しつつあることをここで著者は検証しようとしているのである。

さらに、このME化の過程は個々の工程を超えて工場全体に及ぼうとしていることが検出される。すなわち、巨大なコンピュータによって制御される個々の自動システムの体系がFA

やFMSといった形で出現しつつあるということである。こういった事例としては、電力のそれが圧巻であろう。個々の発電所におけるコンピュータによる発電過程の自動制御は言うに及ばず、「情報化」の技術的中身であるコンピュータと通信システムの結合による情報処理と制御によって、全国に散在する多くの発電所を单一の発電システムとしていること、すなわち、日本全土を覆うような巨大な自動システムが形成されているのである。ここでは、人間が判断を下すことは皆無の状態——突発事故の時は人間が判断せざるを得ないが、それもほとんどの領域においてコンピュータが処理する。また、そのような時、個々の発電所ですら人間の力でそれを制御するのは不可能なほどシステムが巨大化している——が生み出されているのである。いわゆる「熟練の解体」された姿がここに描き出されていると思われる。

以上のように、ME化による生産過程の自動化は直接的労働の分野から「熟練」を排除しつつあり、極端な場合、人間労働そのものを不要にしようとしていることが分析されている。それは、かって「熟練」の担っていた労働部分が、システム・エンジニア等の科学技術労働による熟練労働の分析を介してプログラム化され、マイクロ・プロセッサやコンピュータを中心神経としてなりたっている自動システムの中に組み込まれる過程として描かれているのである。

さて、本書は、以上のような現状分析の上に立って次のように結論している。

かつては個々の熟練工が機械(労働手段)と労働対象に直接触れ、それらについて経験を積み重ねることで機械の技術的改良や発展が図られてきた。しかし、マイクロ・エレクトロニクス技術の発展とともに熟練工と機械の運動そのものを分析の対象とすることによって、それをプログラム化しマイクロ・プロセッサやコンピュータを中心神経とする自動システムに組み込もうとする科学技術労働が、従来は熟練工の担った労働にますます多くの領域で取ってかわってきている。このような生産過程の自動化を通じ

て労働は単純化され、熟練が生きづく分野はますます少なくなってきた。それだけではなく、人間労働そのものが直接的労働過程において必要とされるようになりつつあると言うのである。この結果、技術発展の基盤そのものが狭められる恐れがあるとするのである。その根拠として、これまで技術発展が熟練と、熟練をモデルとした科学技術的分析によって担われていたが、FAやFMSによってその主体はもとより、客体としての熟練すらなくなるということに求められている。

さらに、このような「熟練の解体」は従来の熟練工を中心とした職場秩序を解体し労働問題の質をかえている、すなわち、今日の「労働組合運動の停滞」(組合組織率の低下として捉えられている)を規定しているというのである。

以上が本書の現状分析とそこから導き出される結論の主要なものと思われる。そして、この結論から熟練を残したモデル工場の必要やFA、FMS工場における研究労働の必要を提起している。

結論に対する評価をさしあたり置いておくとすれば、本書は、「熟練の解体」する過程の分析を通じて、「検出」、「制御」、起きた事態や将来起こり得る事態に対する創造的対処、改良等といった人間労働にとって最も主要なものであった知的労働が、ME機器やコンピュータの導入によって労働者から奪われていっているということを明かにしている。この労働者の知的労働からの疎外は、マルクスが述べたように、機械の資本主義的充用が労働者を機械の従属物とし、ますます、労働過程における指揮・監督労働から排除するという精神労働(知的労働)と肉体労働の分離を一層推し進め、残されていた知的労働部分をも奪い去ろうとしているということを物語るものではなかろうか。とすれば、現在進行しつつあるこの直接的労働過程における「情報化」は人間労働の否定であり、人間発達の否定である。そして、それは人間にとての最も本質的部分にまで及ぶものであるというのは、言い過ぎであろうか。我々は、本書の現状

分析から、人間労働の資本主義的充用は、技術が発展すればするほど労働能力に本来備わっている無限の可能性を奪い去って行くという技術発展とその資本主義的充用との矛盾を再度確認できよう。

しかし、本書の結論については首肯しかねる点があり、幾つかの問題点が指摘されねばならないと考える。

第1に、FA、FMSによって現場の労働は不必要になり、そのことと関連して技術発展の基盤がなくなるという結論についてである。

FA、FMSの進展によって果たして従来必要とされた諸労働が不必要となっているのであろうか。FA、FMS工場に限って見るならば、確かに無人化といったこともあろうが、この無人工場を動かす準備をする無数の従来型人間労働が存在するし、この工場を動かすためのコンピュータ・プログラムを作る労働が存在していると一般に言われている。いわゆる「ME化」または「情報化」が労働におよぼす影響を考える場合、労働の編成をFA、FMSといった最も「ME化」が進んだ、また、進みつつある工場に限ってはならないと考える。資本主義社会において新しい技術が適用される場合、直接それに関係する新たな労働が出現するとともに、従来の労働が新たな技術に基づく工場を頂点とする社会的分業の中に編成し直されるといったことは多々存在してきた。我々は、我が国の大企業が技術革新による生産性向上を戦後一貫して続けてこれたのには、労働集約的な技術水準しか持てぬ中小企業からの部品、材料供給があつたからであるということを忘れてはならないであろう。また、トランジスターやICの生産の裏に内職という家内労働があることも、これに類似の事例であろう。このように、技術発展に係わる労働の社会的編成の二側面を統一的に考察することを通じて初めて「情報化」「ME化」の人間発達にとっての可能性と資本主義的限界とを明らかにできよう。

第2に、技術発展が熟練によって担われてきたという評価に係わる問題である。

確かに熟練労働者の経験を生かした技術的改良や熟練の科学的分析を通じて技術発展がなされることは多々あるだろう。しかし、この評価はいささか一面的ではあるまいか。本書における技術発展にたいする危惧は悲観的すぎよう。本書も言うようにFA、FMS工場体系そのものを分析し改良を図って行く研究的な労働がそれを果たす可能性があるのである。もし、それが実現されない何かがあるとすれば、そういう労働の編成を許さない資本主義的な枠組みではなかろうか。労働のますます多くの部分が科学技術分野に投下されつつある今日、本書で提起されるような危惧は資本主義の下での科学技術発展の問題として独自に考察される必要がある。そのためには科学技術労働そのものの分析や科学技術労働の過程（今日の科学技術研究は組織の担当どころとなっており、一種の労働編成をもつと考えられる）の分析が必要ではなかろうか。これは単純労働の対極に存在する知的労働についての資本主義的充用が果たして人間発達を可能にするものであるか否かを問うものであり、第1の論点と対をなすものである。

第1の論点とこの論点を統一的に考察して初めて発達条件としての技術発展とその資本主義的充用の矛盾を認識できるとともに、真に人間発達の可能性を展望することができるのではないかろうか。（上田健作）

## 2 熟練の解体、「没職種の労務管理」

=日本の経営について

産業用ロボットが日本では欧米よりも普及していることは、よく知られている。また田中氏によると、意外なことに、アメリカには完全にコンピュータ化された発電所は存在しないという。このような事実は、ME化やコンピュータ化が日本では欧米以上にすすんでいることを示している。これは、日本では熟練の「解体」が、欧米よりも急速にすすむことを意味するのではないだろうか。本書は、この問題に対するひとつの答えを示している。すなわち、日本に独自な労務管理が要因とされているのである。

そこで、以下この点に関する本書の見解を検討してみよう。

「本来の道具が人間から一つの機構に移され」たときに「機械が現われ」、これによって「手の巧妙さ」 Virtuosität der Hand (Das Kapital, I, S. 403)などの制限が打破され、「経験的熟練 (Routine)のかわりに自然科学の意識的応用に頼ること」(ibid., S. 407)が必然的になつたのであれば、産業革命以来の機械の資本主義的使用は、熟練の解体の歴史であろう。もっとも、19世紀初頭の産業革命によってすべての熟練が不必要になったわけではない。量的な比重は下がりながらも新しい機械に必要な、新しい質の熟練も形成されてきた。その端的な例が旋盤工である。その意味で、この旋盤工の熟練についての、本書におけるくわしい記述は、重要なである。

この点を明確にしておかなければ、例えば NC 工作機械がもつ意義を理解することはできない。NC(数値制御)工作機械では、機械工の熟練にかわって、数値で表現された制御信号(それは、たとえば紙テープにパンチされる)が工作機械を制御する。われわれの研究によれば、これによって、多品種少量生産の分野、すなわち自動化しようにもコストがかかりすぎるために熟練に依存していた最後の分野で、熟練が、少なくとも同じ加工をくりかえす時には、大幅に不必要になった。

とはいものの本書の中では、NC 化や ME 化以外の機械化・自動化の実情もかなり描かれている。例えばⅡ章の 3 [機械加工工程] で示されているのは、トランスマシン(これは元来 ME 化ではない)による熟練の不要化の事例である。Ⅲ章の 2 の(2)の(ハ) [NC 化] でも現状については具体的にはあまりられてない。筆者自身も、ME 技術の熟練への影響それ自体を「具体的に描き出すことはできない」(207ページ)と断わっている。また、「人間労働がそれ(= IC や ME 技術)に対応し、管理(コントロール)することが不可能である」(271ページ)というような、納得しがたい記述もある。

そして本書の場合、ME 技術は、熟練解体という「傾向をさらに徹底しよう」(90ページ)とするものとして、捉えられている。

だが、本書のメリットとして、ME 化以前の、例えはトランスマシンの労働がいかに単純化されているかを説明することによって、「熟練の解体」が最近にわかに起こってきたのではなく、「長い歴史的な積み重ね」(86ページ)によるものであることをあきらかにしていることも重要な点であると思われる。とくに注目されている時期は、昭和30年代以降である。それは、戦後日本の高度経済成長あるいは「技術革新」の過程、つまりトランスマシンによるオートメーションから、大型コンピュータによるライン全体の制御、そして ME 化という過程を短期間で実現した時期である。これはまた、熟練が急速に機械におきかえられ、労働者が新技术にいわば「みごとに適応」していった時期でもある。

そこで、なぜ日本では異例のスピードで熟練が解体していったのか、労働者はどのようにこれに適応したのか、ということが問題になってくる。例えは、J.C. パーソンが米国空軍と MIT の協力のもとで1952年に世界初の NC フライス盤をつくったのに、なぜ今では日本が NC 工作機械の世界最大の生産国になるほどまでに、国内で NC 化がすすむのか、という問題である(これについては小林の研究がある)。すなわち、上で提起した問題がここであらためて浮かび上がってくるのである。そしてこの論脈のなかでは、日本独特的熟練の問題の背景にあるのは日本に独自の「没職種の労務管理」である、とする本書の見解について、検討されなければならないのである。そしてこれはつきつめていくと、いわゆる日本の経営とか、日本の労使関係といふものと関連していくのである。

「没職種の労務管理」とは、労働者の担当する職種を固定化しないような労務管理であり、これは欧米の企業にはみられない日本独自のものであるとされる。具体的には、ブルーカラーワークの新規学卒採用方式、労働者に数年おき

に複数の職場を体験させる配置転換方式、業務成績とは関係なく全員の賃金を毎年引き上げる定期昇給方式、という、採用、訓練=熟練の修得、賃金、にかかる戦後の日本の雇用方式のことである。

これにたいして、欧米の労務管理は職種が基礎にある。具体的には、まず職種別の労働市場が前提としてあり（つまり、熟練は企業の外で習得される）、採用は、必要な職種の労働者を必要なとき（たとえば欠員が生じたとき）に行なうが、景気変動などにより必要なくなればその職種の労働者は、かりに一週間であろうと解雇する（いわゆるレイオフ）。そして賃金は、横断的な職種別の労働組合および産業別組合との関係で、企業横断的な職種別の賃金率が決められる。

さて、このような本書の説明の背景には、以下の重要な事実がよこたわっている。われわれの資料にもとづいて、少し詳しくみておこう。

アメリカの自動車工業の場合、ふつう企業内に複数の職種別組合が存在する。そこで、生産ラインのなかの一部の職種の組合がストにはいるだけでライン全体がとまるということも起きる。またパートの雇用が組合との協約で制限されたり、技術革新とともに機械設備の変更が組合の承認を必要とすることがある。

この最後に述べた点は、「作業ルール」といわれるもので、生産方法の管理に現場の労働組合が介入して、作業量や仕事のテンポの規制や、労働密度の軽減、安全対策などを行うのである。これを経営側は、生産性向上と合理化を阻害するものであると非難してきたが、組合側は、労働者の権利してきたのである。

もっとも、1982年のUAW（全自動車労組）とGMとの協約交渉で、日本製自動車の輸入規制とからんで、組合側は「作業ルールの変更」を認めるという譲歩をした。しかしどもかくも、このような労使慣行の存在自体、日本ではあまりみられない。このような産業別職業別の労働組合の「反合理化」的な役割をみていくと、これと対照的な、日本の労使関係のなかでの企業

別組合が果たしている役割が浮かび上がらざるをえないるのである。

たとえば、日本におけるトヨタ生産方式いうものは、その眼目は「省力化ではなく『少人化』」である。これは「余剰人員をはっきりと浮き出させるシステム」とも特徴づけられている。例えば、10人で1日100個つくる工程を、10人で1日120個という工程に変えて、見かけ上生産性が上がったにすぎない、なぜなら、それでは需要が減ったときには在庫を貯やすからである、8人で1日100個つくるようなシステムこそが眞の生産性である、つまり人をへらさなければならない、というわけである。

こうした「哲学」をとなえるトヨタの大野耐一氏は、実に（当然といえば当然であるが）、作業員から“肉体的、時間的にムリだ”とか“監督者が上司にいい顔をしようとしている”といった「人間関係の上での疑問」が出ても「管理者の手腕は、この時に問われるのだ」と、管理者による人べらしの実行をせまる。われわれはこの言葉から、現場に苦痛をもたらす人べらし、そしてこれを実行した監督者には昇進、という現実を読み取ることができる。

これについては、トヨタの本社工場のある組み立てラインを「見学」していた人の、次のような報告が参考になる。そこでは、しばしば停止する工程があるにもかかわらず、つまりまだ労働者がそこで作業に慣れていないにもかかわらず、このラインを眺めている技術員は、さらにひとり、人を抜こうとしていた、といでのである（1967年）。つまり末端の現場で「少人化」の哲学が実行されるという体制が確立されているのである。

しかも現場では正式採用の労働者（本工）となるんで、多数の臨時工ないしその一種である期間工が作業に従事していた。この「いくらでも取り替えのきく」労働者の存在こそ、人員削減による労働強化の実行の不可欠の条件であった。そして本工は、臨時工を管理する立場に立つことになる。こうして期間工は本工の企業別労働組合を、「職制組合」と呼ぶのである。

さて、以上のような事実を無視しては、われわれは日本の労務管理というものをみていくことはできない。このような労務管理と組合との関係について、本書でも、「こうした労務管理のやり方は、日本の労働組合がホワイトカラー労働者とブルーカラー労働者が一体となってしかも企業別に組織されるという労使関係面の特質とも密接に関連」(276ページ)していると述べられてはいる。しかし議論の重点は、戦前にはあったブルーカラー労働者とホワイトカラー労働者との身分差別が、戦後は改善、解消された(241ページ)、という点にある。つまり、戦後の技術革新の過程で、本工と、臨時工や社外工という新しい身分制が形成されたこと、そして、企業別組合に入っている前者と、同じ企業、同じ産業に属しながらこれとは別に、あるいは末組織のままおかれている後者という関係、などの戦後の労務管理をめぐる重要な問題は、まったく無視されているのである。

以上のように本書は、急速な熟練の解体という日本に独自な事実を、詳しく明らかにし、それが日本の労働管理および企業別組合などと関連していることを教えてくれている。しかし、戦後の日本の労働管理が新しい身分制を不可欠の構成部分としていることも、しかもこれが急速な技術革新および熟練の解体を可能にする重要な条件であったことは、示されてはいないのである。(小林正人)

〈付記〉この2の部分は、本研究所の技術産業論学科における討論をベースとしているが、紙数の関係で十分に反映することができなかつたことをおことわりしておきたい。また、書くにあたって、京大大学院の川瀬、小林(世)、西山、山田の各氏より貴重な助言をいただいた。記して感謝するしたいである。

(日本経済新聞社、1984年)  
(うえだ けんさく、こばやし まさと、  
所員、京都大学大学院)

ウィリアム・タブ著、宮本憲一・横田茂・佐々木雅幸監訳

## 『ニューヨーク市の危機と変貌—その政治経済学的考察—』

小森治夫

本書は、アメリカの都市経済学者で、マルクス主義経済学者の若手の代表であるウィリアム・K・タブ教授の著書「THE LONG DEFAUT」(長い怠慢)の邦訳である。

本書の構成は、次のようにになっている。

### 日本語版序文

### 序章

#### 第1章 都市の危機

—地方の舞台で演じられる  
全國民的ドラマ—

#### 第2章 耐乏生活の押しつけ

#### 第3章 病にあえぐ状態 —財政再建の諸結果—

#### 第4章 「責任」の政治経済学

#### 第5章 経済基盤の構造転換

#### 第6章 二都物語

—計画化された縮小と  
シェントリフィケーション—

#### 第7章 連邦政府はニューヨーク式解決法を採用する

#### 第8章 代替的都市政策

#### 監訳者あとがき

第1章では、1970年代後半のニューヨーク市財政危機の「再建」策がその後の全国的経済政策のモデルとなったことをまず強調し、第2章では、財政危機と「再建」の経過についてドラマチックに紹介したうえで、第3章では、公共サービス削減が市民とくに低所得者住民にいかに深刻な衝撃を与えたかについて述べている。第4章では、ニューヨーク市財政危機の基本的原因は、多くの分析家が指摘するように、公務員賃金や福祉給付の過剰支払い、疑問のある借

入行為や不正な経営などの市独自のパターンにあるのではないと断じている。第5章では、財政危機の背景にある経済基盤の構造転換、すなわちサンベルトとスノーベルトという地域経済の不均等発展について分析し、第6章では、土地利用の物理的転換—低所得者住民の追い出しとシェントリフィケーションによる近隣住宅の高級化—を分析し、第7章では、ニューヨーク式の財政再建築が全国レベルの経済政策に採用される過程を、「納税者の反乱」(プロポジション13)とともに論じている。最後に、第8章では、市場力に依存した再編成に対する代替的政策が、改良的変革を要求する資本主義的民主主義の立場から提言される。

以上、本書の構成と論点を簡単に紹介してきたが、私なりに注目したい特徴の第1は、レーガン流の「行政改革」を正面から徹底批判していることである。本書では、福祉や自治体労働者の賃金および年金の費用が都市財政危機の原因であるとする理論を、具体的な数字をあげて徹底的に批判しつくしている。また、このような理論が意図的に流布された政治的理由として、①女性、黒人、スペイン語系市民が公共部門の労働者として非常に高い比率を示しており、②彼らを組織化した公務員労働組合が革新勢力として大きく成長し、戦後の経営者と労働者との協調的労資関係に挑戦した結果、民間部門はこれを脅威と感じたことを指摘している。

第2は、経済基盤の構造転換についてリアルでわかりやすい分析をしていることである。たとえば、サンベルト諸州の発展には、連邦支出(とくに軍事費)の集中的な投入が大きな役割を

果たしていることを指摘しつつ、大資本が低いコスト(エネルギー、賃金率)、弱い労働組合、有利な減税政策を求めて意図的な進出や移転、閉鎖、あるいは国際的資本移動を行うことにより、労働者が地域的に引き裂かれた状態になっていると述べ、大資本の無制限な移動の規制、閉鎖の事前通告を提起していることである。また、ニューヨーク市の構造転換については、製造業部門の急激な衰退に注目して、製造業の雇用の喪失が公共部門の新しい雇用によってある程度埋め合わされたが、それが財政再建過程での公共サービスカットで人員整理の対象とされたと述べている。他方、76~80年代初頭にかけて、世界的企業の本社の立地がすすみ、金融、保険、不動産、広告、経営コンサルタント、コンピュータと法律サービス、ホテルとレストランなどサービス分野で新しい雇用が増えることにより、「ジェントリフィケーション」という現象が進行し、中産階級むけのコンドミニアムが建設される一方で、ニューヨーク市は低所得者住民を追い出し、近隣住区の悪化を放置していると告発している。

第3に注目したいのは、「プロポジション13」の評価である。従来の「プロポジション13」の分析では、「小さな政府」論や歳出の削減に重点がおかされることへの批判とともに、中産階級と労働者階級との分断の側面が強調されていたと思われるが、本書では「プロポジション13は現実には、住宅所有者や市民一般を犠牲にして、土地所有者や事業家に巨大な利益をもたらした」(192ページ)とその階級的本質を喝破しつつ、今後の見通しについて、「プロポジション13が労働者階級有権者に与える影響が完全に現れて、低水準の公共サービスと生活の質の悪化をもたらしたことが判明した時にいかなる反対運動が始まるとか、なお注視する必要がある」(193~194ページ)と述べていることに注目したい。また、ニューヨークの緊縮プログラムがレーガン政権により連邦政府の政策となつたが、その後の展望について、「歳出削減の影響が多数の住民に感ぜられるようになり公約された経済の奇跡が実

現されないなら、反対運動が高揚し、アメリカ国民は古い型の自由主義と、保守主義の市場による解決との双方をのり越える視座をもつて至るだろう」(197~198ページ)と述べていることも注目したい。

第4に、日本語版序文および監訳者あとがきある。本文では住宅問題については詳細な分析があるが、道路、橋りょう、地下鉄などインフラストラクチャ一般についての分析が十分にされているとは思えない。しかし、今後の都市問題を考える際には、重要な指摘であることはまちがいない。つまり、社会資本の維持管理のための財源を福祉、教育をカットすることにより調達したのがニューヨーク市であり、この教訓は中曾根、鈴木流の「民間活力活用」方式として東京大改造などに大いに利用されるおそれがあるからである。

第5に、代替的政策の展望として、本書では経済民主主義が提起されているが、それは日本の読者にはやや抽象的なものかもしれない。しかし、これはアメリカの政治的運動に特有の困難性を反映したものである。ここではむしろ、運動の主体として、オコンナーは公務労働者と福祉受給者との連合に期待していたのに対して、タブは都市における草の根運動、つまり近隣住区の運動に期待しているという点に注目しておきたい。

第6に、日本語版序文において、著者は日本とアメリカの相違を検討する際のテーマとして、①地域割拠主義、②移動性と自由についての個人主義的定義づけ、③人種的、民族的、地域的差異の深刻さ、④効率性の名による社会的浪費の許容、の4点を提起している。これも深められるべき論点として注目しておきたい。

(この書評は、自治体論学科・京都での検討をふまえ、筆者の責任でまとめたものである。お忙しい中、ゼミにご参加いただき、有益なコメントをいただいた佐々木雅幸氏に感謝したい。)

(法律文化社、1985年)

(こもり はるお、所員、自治体労働者)

朱い実保育園職員会編

## 『朱い実の子どもたち』——民主主義保育の一つの到達点

今 井 幸 二

京都大学では、婦人の働く権利を守るために  
30年前から保育所づくり運動がはじまっています。

長年の運動の成果として、京都大学に職場保  
育所が誕生したのは、今から20年前のことでした。

本書は、その20周年を記念して、とりわけ保  
育実践を中心にまとめられています。

京都大学の保育所では次のような「設立趣旨  
と目的」と「運営の三つの柱」があります。

1. 戦争や迫害によって、幼い子どもたちの  
生命がうばわれることのないように、戦争  
をひきおこし、貧困をもたらすものと闘い、  
平和で豊かな世の中をつくるために努力し  
ます。

2. 働く婦人の権利と地位を守り、重税と高  
物価に苦しむ勤労者の生活を守るために努  
力します。

3. 全国各地における保育所づくりの運動と  
連帯を深め、相互に援助を行います。

4. ひとりはみんなのために、みんなはひと  
りのために、力を合わせることのできるよ  
うな、心の豊かな子どもに育てるために努  
力します。このために、私たち自身が心の  
豊かな保護者に、保母に、保育所協力者に  
なるよう努力します。(16ページ)

1の柱 子どもたちの心身の豊かな発達を保  
障する。

2の柱 母親の働き、学ぶ権利を守る。

3の柱 働くものの生活を守る。(18ページ)

以上の指針は、20年を経た今日でも、その内  
容のすばらしさが増え光り輝いています。

このような「設立趣旨」と「三つの柱」に基  
づいた京都大学の保育所には以下の特徴

があります。

1. 子どもの発達権保障や保育所経営につい  
ては、京都大学関係の学際的な研究者と協  
力関係が保障されていること。

2. 働き学ぶものの生活と権利を守ることについ  
ては、保育所づくりの最初から職員組  
合をはじめ学内外の民主的諸団体との協力  
関係があり、保育所が安定して運営される  
なかで、組合員が増え、働き学び続ける婦  
人が学内で増えることによって京都大学の  
民主化に寄与してきました。

次に本書の特徴については、7章の「民主的  
な職員集団をめざして」でも論究していますが、  
現在日本におけるすぐれた保育実践の出版が数  
多くあるなかで、その多くの場合、それぞれの  
保育園の中心的な職員の個人あるいは代表の数  
人が執筆していることがほとんどです。

しかし、本書を御覧になれば御気付きのよう  
に、個人名は「はじめに」の園長のみです。

本書の執筆にあたっては、第一稿を園長、保  
父、保母、栄養士、調理士、事務員など、全職  
種、全職員が分担して書いていることです。こ  
こにも、朱い実保育園の民主主義保育の一つの  
到達の側面が現われています。

以上のように、本書は、現代日本における民主  
主義運動にとってさまざまな教訓を指示して  
くれていますが、ただ一つ惜しまれることは、  
さわやかに書き流されている感があり、もう少  
し失敗談も数多く含めた泥臭さがあればもっと  
親しみが感じられたのではないかでしょうか。

(ミネルヴァ書房、1985年)  
(いまい こうじ、所員、堺市ひまわり保育園園長)

静岡大学「経済劇」フォーラム著  
『舞台の上の経済学』

市 橋 勝

本書は、1983年静岡大学において、学生と教官が「stagflation」の諸学説を演劇化し、大学祭企画の1つとして上演するに至った経過を、学生達自身が編集したものである。

私もその当事者の1人であった。本来、書評というものは、第三者がその本についての客観的なコメントを行なうはずのものであるが、この原稿を依頼された時に「宣伝を兼ねて書いてくれてもいい」ということだったので、客観的コメントというよりもむしろ、私なりの感想と宣伝を主に行ないたいと考える。

本書は3部から構成されている。第1部が「上演までがひとつのドラマ」、第2部が「経済劇『嵐の時代』——stagflationの謎を解く」、そして、第3部が「嵐のあと」となっている。以下、各部について要約的に紹介してみる。

第1部はそのタイトルどおり、「上演までがひとつのドラマ」である。経済劇の話は、私が大学時代に所属していた国民経済計算論ゼミの土居英二先生から持ち込まれたものだった。ところが、この提案に対して圧倒的多数の学生が無関心。経済劇はその実現を見ないで終わるかに見えた。だが、若干の学生がこの提案を正面から受けとめ、経済劇の対象として取り扱おうとしていたミルトン・フリードマンに、英文で手紙を出していたのだ。氏から返事が届き、彼らが本気でやる気になってから、この経済劇の話が再燃し始める。大学祭まであと1ヶ月。時は秋。したがいに、というよりはむしろ一気に、学生達がやる気になっていく様子が実によく伝わってくる。

今でも思い出すのは、とにかく上演までの1

ヶ月というのは、経済劇にたずさわった多くの学生達が、信じ難いほどに燃え上がり、毎日時間がないことを相手のせいにでもするかのように、互いに「ののしり合い」ながら過ぎていったということだ。表面的にはしらけているかのように見える学生達も、実際には自分達のエネルギーをぶつける何かを非常に強く望んでいるという現実が、この第1部から充分に伝わってくるだろうと思われる。

第2部は、stagflationの諸学説の概説及び演劇化した台本が掲載されている。取り上げた学説は、大内力氏、米田康彦氏、川口弘氏、ジョージ・ギルダー、ミルトン・フリードマンの各学説である。この他に置塙信雄氏の学説も取り上げようという話もあったが、時間と研究員との不足がそれを許さなかった。

各学説の台本は、私達の勉強不足のせいでかなり内容不充分であった。上演にあたってコメントをいただいた各学説の先生方が口をそろえて言っていることは、「私の理論を理解しきれていない」という主旨のことであった。例えば、台本の上では、米田氏の学説を「過少消費」がstagflationの原因であるかのように歪めてしまったり、大内氏の学説を事実上G・ギルダーのそれと変わりのないものにしてしまったりなどのひどいものもあった。

そこで、再度これらの学説を研究し直して整理したフロー・チャートが各学説の台本に入る前に掲載されている。

この台本は、学生達が5つの班に分かれてそれぞれの学説を台本化したものであったが、事実上各学説は担当班まかせになってしまい、5

学説それぞれを最終的に比較検討し直して特徴点を浮きぼりにしていくところまでは行なえなかった。学説の研究上、この点を行なう必要があることを痛感する。

第3部は、経済劇を上演し終わり、大学を去って行った学生達の思いが記されている。この第3部はページにしてわずか10数ページであるが、本書において非常に重要な位置を占めている。

学生達が最初は、いやいやながら、あるいはひやかし半分で、たずさわった経済劇であったが、このイベントを通していかに多くのことを感じ、学んだかが行間から伝わってくる。受け止め方はそれがあったに違いない。だが、それは「青春のよき想い出」などというセンチメンタルなものではなく、現実に提起されている様々な問題を私達に考えさせてくれた。

第1に、私達は現実の中では人間的なふれ合いや交流を渴望しているということ。換言すれば、自分自身の人間としての意味を見い出そうと望んでいるということ。しかし実際には、切り離され、孤立させられている状態にあるということ。第2に、私達自身が人間として変わらるし、それはまた他人をも変えうるものだということ。第3に、私達の潜在的なエネルギーはいかに大きいかということ。第4に、スタグフレーションは演劇の上の架空の話ではなく、現実に私達の生活を圧迫し、苦しめている実際問題だということ。これらの問題は、「よき想い出」としてかたづけてしまうには、1つひとつがあまりにも大きな問題であり、今後私達が実生活の中で、何に立ち向かっていくべきなの

かを暗示している点で極めて教訓的である。

第3部がこのような方向性を内包しているために、スタグフレーションの台本の理論性に多少の問題があるとは言え、本書全体が非常にさわやかで気持ちのいいものとしてまとまっている。

なお、巻末の付録は、経済劇の着想やスタグフレーション5学説の総括的なフロー・チャートがのせられている。また、上演当日の観客の感想も載っており、ここだけを読んでいても当日の熱気が伝わってくるものとなっている。

以上が本書の主な内容及び私個人の感想である。

私自身は本書を、「現代青年・学生論」の優れたものとして紹介しておきたい。「青年は保守化した」と言われるようになってから久しいが、果して真実かどうか。また、現在流行の浅田彰的青年像——「のりつつしらけ、しらけつつのる」——は、本当に現代青年の本質をとらえたものと言えるかどうか。本書はこれらの青年論の一面性に対して、現実的で説得力のある反論を充分に行なっているものと考える。経済劇にたずさわった学生達は、他の大学にも存在する何の変てつもない学生達である。そして、さらに、この経済劇は文字どおり当時の経済学科のほとんどの学生の力によって成功したのである。

本書に登場する実在の人物達の1つひとつの言動は、実に多くのことをいきいきと物語っており、かつ、極めて現実的であり、人間的であると思う。

(大月書店、1985年)  
(いちはし まさる、所員)

## 11年目を迎えた夜間通信研究科

藤 岡 悅

### はじめに

10年1時代——何ごとも10年たつと、マンネリ化し、ほころびが出がちだという。その容赦ない社会変化の厳しさを知る研究科関係者を中心、昨春から研究科の改革をめぐる論議が、くりかえされた。策定された新方針は、1.学年の開始を季節のいい9月に繰り上げる、2.研究科案内の抜本改訂、3.共通基礎講義を「公開セミナー・生活者からみた『資本論』の世界」に変え、その内容を全面刷新する、4.赤字をださぬよう、研究生30名・セミナー受講生60名を目標に、募集に全力をあげる、というものであった。その結果、仲間として12名の新研究生を迎える、23名の受講生を確保することができた。

以下、この間の活動を紹介するとともに、新方針実践の一端をになうなかで、感じたことを私見として述べてみたい。

### 感動的だった修了・開講式

例年より1ヶ月はやい9月22日の午後、恒例となった京都府立大学を会場に雨にけぶる比叡山を眺めつつ、研究科の第11回修了・開講式がおこなわれた。見事に論文を書き上げ卒業する修了生は、4名となり、昨年の1名を大きく上まわることができた。

論文提出・合格者の氏名とテーマはつきのとおり、

河野吉男(第2学科・京都)「戦後税制と大型間接税」

水野喜志彦(第4学科・合同)「労働問題の

### 今日的課題と4・17問題」

石川雅博(第5学科・京都)「マルクス・エンゲルスの家族論」

梶原聰子(第5学科・京都)「婦人解放における婦人労働者の役割」

この結果、私たちは10年間に計60名の修了生を世に送り出したことになる。証書授与の後、4人の修了者から「喜びの言葉」を語っていただいた。論文執筆のため何日も有給休暇をとったという苦労ばなしや婚約者どうしで励まし合いながら書き上げたという経験、等々——そのかぎりのない充実した話は、40人の参加者の心を魅了した。修了論文は、本年3月刊行予定の『労働と研究』第9号に掲載される。

その感動の余韻のさめぬままに、新年度の開講式にうつった。まず自治労衛都連委員長の一法真證所員より「働きつつ学ぶ運動の意義」と題して記念講演していただいた。氏は30年の経験をふまえて、労働運動がこれまで学習運動から政策研究運動・文化創造運動へと絡まりながらいかに発展してきたかを跡づけられ、運動と科学とを結びつける担い手の発達の重要性を強調された。まさに基礎研運動発展の必然性を労働運動の現場から論証していただいた力のこもった講演であった。

その後、ガイダンス・学科別懇談があり、夕刻より場所を基礎研事務所にうつし、恒例の論文完成祝賀・新研究生歓迎の大懇親コンペがおこなわれた。30名もの参加者で事務所はうめつくされ、その熱気に祝福されつつ11年めのスタートがきられたわけである。

### ハイテク時代の人権の核心を担って

入会者は、目標数にたっしなかったとはいえ、京都・大阪計9つのゼミは、12名の新鮮な頭脳を迎える、精気がよみがえっている。公開セミナーのはうも現代の生活者の心にくいこむ『資本論』の新たな読み方をもとめて、講師団の総力あげた探求がはじまっている。今日池上氏が新著で強調されたように、人間の自立と発達を支える人権群の核心に生涯学習権をすえなければ、生存が保障されない時代がはじまつた(池上惇『情報化社会の政治経済学』18ページ)。

すでにフランスの労働運動は、ミッテラン政権下で従業員代表制度(企業委員会)の改革に着手し、「雇主の経営情報の公開の義務づけ」や有給の教育休暇権をかちとったという。すなわち経営委員会に選出された「正委員は、[年間]

最大5日について有給の経済学教育に参加する権利を認められた。情報権の拡充は、……委員が経済的諸問題を科学的に理解するばかりにだけ満足のいく結果をみいだ」すからである。労働総同盟CGTは「経済学教育権(CGTだけで8年実績3万5000人が権利を有する)を効果的に適用するために、すでに教育プログラムと教科書を作成」している、等々(島崎晴哉ほか「ヨーロッパの経済民主主義運動に学ぶ」、『日本の労働組合運動』第4巻、308~317ページ)。

まさに私たちの運動は、このような「新国際情報秩序」(ユネスコ)の一環ではないか。

この「深部の力」に確信をもち、困難にくじけず、未来をきりひらいていきたいと思う。

(ふじおか あつし、所員、立命館大学)

基礎経済科学研究所 研究年報 1985年版

## 労働と研究 第8号 頒価(税込) 1,200円

### 第一部 研究運動論

働きつつ学ぶ運動の現代的意義……………高浜介二

### 第二部 修了論文の部

民間社会福祉労働者の主体形成と人間発達……………河合 隆

シャウブ地方税財政改革の評価をめぐって……………武田公子

税務労働論……………石井 孝

労働金庫の現状と選択について……………沖田洋一郎

「非行」問題と子ども組織の重要性について……………折原ゆき

—登校拒否克服の経験の一報告を読んで—

## 夜間通信研科紹介

### 社会構成体論学科京都ゼミナール

本学科は、経済学や歴史学の基礎理論全般を担当するため研究科全体の「教養学部」的役割を果たしており、とっつきやすいがまとまりもつけにくい特異な存在である。御多聞にもれず本ゼミも、10年余の歴史のなかで幾たびか存廃の危機に直面したことがある。とくに『資本論』2巻から3巻へと読み進めていた3年まえ頃は、新メンバーの補充はできないわ旧メンバーは脱落するわで、最悪の状態であった。それが実に6年ぶりに、わがゼミからも修了論文完成者が、昨秋いっきょに2人生まれたのである。そして毎回のゼミには7-10名が集まるまでに盛り返すことができた。以下その理由を考えてみたい。

第1に、指導担当者の自覚とやる気は当然のこととして、特に事務局メンバーによる連絡・通信活動が大きく前進したことである。

第2に、学科の性格上へたをすると、わがゼミが依拠すべき労働者層や責任をもつべき運動の課題があいまいになる傾向があった。この点を改善するため本ゼミは、できるだけ多数の経済・歴史教育を担う教育労働者を結集しようと努めた。つまりひきつづき研究科の「一般教育」分野を担当するとともに、日本の社会科教育運動の扱い手養成にも責任をもとうとしたのである。

第3に、テキストの改善である。『資本論』第1巻をくりかえし読破するとともに、労働運動・住民運動や青年実態が提起する今日的課題に意欲的にとりくんでいる文献を精選したことである。「生成期の社会主義」論争とのかかわりで諒濤弘『21世紀と社会主義』や芝田進午「核時代の階級闘争」、それに成瀬ほか『家族の経済学』

が特に好評であった。

こんごに残されたわがゼミの課題はなんであろうか。

第1に、ひきつづき社会科学の根本問題に肉薄してみたい。たとえばハイテク時代や「高度情報社会」の世界史的位置づけや史的唯物論と核兵器の問題、さらには最近中村静治氏の提起する「生産様式」論争、等々。

第2に、昨秋「経済学教育研究会」が発足したが、ここに結集する社会科教員にも参加を呼びかけ、協力関係を強めたい。そして将来は経済(学)の素晴らしい教科書を本ゼミでつくりたい。さらには教科書検定官を論破する巨大なシンク・タンクの役割も果たせたらと思う。

第3に、せまく教育関係者だけで集まるのではなく、多様な階層・職業の人を結集し、「日本社会の縮図」のようなゼミをつくりあげたい。これこそがゼミの総合性を保障する。そのさい、全国各大学で取り組まれている学生社研運動との連絡・接合に留意したい。

第4に、指導担当の大学関係者の発達保障・生活保障にも留意したい。今日大学の場では、学問(価値ある情報)の生産と消費のあいだには巨大な矛盾・ギャップが存在する。「教えることは学ぶこと」「教育者が教育される」という。この学びあい育ちあいの輪のなかで、大学研究者も鍛えられ、単位の脅しで著書を学生に押し売りするのではなく、勤労民衆のなかに普及し運動前進に役立つ著書を書く作風を体得したいと思う。

## 『経済科学通信』No.46を読んで

浪 江 嶽

I

「現代社会の構造転換」を各分野から追求する特集の5回目として、本誌第46号は労働時間問題をとりあげている。編集局によれば、「構造転換」のあり方をめぐって労働時間（生活時間）がその焦点のひとつになってきているとの認識と位置づけのもとに、問題の解明にとりくもうとしている。しかも、そこでは、「時間は人間の発達の場である」（マルクス）という視点が強調される。貿易摩擦と「内需拡大」論議、労基法改正問題などを通じて、時短問題がクローズアップされてきている今日、時宜をえた特集といえよう。

特集は5本の論文で構成されており、それぞれ重要なテーマをとりあげている。望むべくんば、「構造転換」との関連について労働時間問題により具体的にひきつけ、その位置を鮮明にしてくれる論稿や、現代の生活時間面からアプローチする論稿が用意されるならば、なおよかつたと思われる。個々の論文については、重要で興味深い論点や見解が示され、教えられる点も多々あった。反面、多分紙幅の関係であろうが、卒直にいって説明不足や展開の筋道のわかりにくさなど読みづらいところもみられた。

以下は、各論文ごとに評者の卒直な感想なり疑問なりをいくつか提示することによって、「誌評」に代えさせていただきたい。なお、坂本悠一氏の力作「工場法と片山潜（上）」については、未完でもあり、紙幅の関係からも、ここでの検討対象からはずすことをお許しいただきたい。

II

青木圭介「日本資本主義の『構造転換』と労働条件」では、現代日本の労働者の「貧困化」とその克服の課題や条件を、ME化やサービス経済化などの「構造転換」との関連において把握する基本的な論理や視点が、覚書的に提示されている。資本主義の投機性の深化を不安定就業の構造化——労働の「抽象化」——労働運動の衰退・協調化とつなぐ論理（IV節）などは、理解はしつくせないがなかなか興味深い。また、「貧困化」の克服方向としての「教育制度を含む労働の質・生活様式の規制」や「労働・生活・文化の構造を変革する創造的な取り組み」という課題は、今後さらに深められていくべき重要な論点であろう（この点については中原学「団結主体の形成と思想・文化のたたかい」『日本の労働組合運動』5、大月書店、1985年、も参照）。これに関連して、そこに紹介されている工場評議会を通じての「自己統治」の訓練＝労働者階級の「文化」とヘゲモニーの創出過程というグラムシの命題についても、わが国での今日的意義が検討されるべきであろう。

湯浅良雄「現代日本の労働時間とその短縮の展望をめぐって」は、現代日本の長時間労働の構造と労働行政の動向を分析し、時短の展望を探ったものである。労働行政については、まず、時短推進のうえでのいわゆる「お願い行政」の限界と法律・行政両面からの規制力強化の必要性が、日本の労使関係の特殊性とかかわらせて、くりかえしもと強調されてよいであろう。つぎに、大企業の時間管理との関係では、「構造転

換」に伴う労働時間の「弾力化」への資本の要請によって、1日単位の規制の緩和の動きがあることは筆者も論及している通りであるが、今日ではこの点こそ重視されるべきであろう。また、週休2日制の導入に伴う時間管理への対応という点では、労働時間の範囲（実働と拘束、始点と終点など）や「サービス残業」の規制（労働時間と生活時間の区分）がより重要な課題として浮かび上るのではないか。

時短の展望については、労働時間と労働強度の「結節点」に関するマルクスの命題にもとづき時短の必然性・法則性を強調するところが、本論文のいまひとつの特徴である。ただ、そこでの時短闘争の位置づけ、筆者のいう「手がかり」「客観的条件」の意味について説明がほしい（この問題にふれた山本潔『日本の賃金・労働時間』東京大学出版会、1982年、Ⅱも参照）。なお、時短の展望を語る場合、筆者も関説しているように、国際的インパクトと国際労働基準の問題や経済構造の転換の問題がしかるべき位置づけられる必要があろう。

### III

伍賀一道「同盟・総評の労働時間短縮闘争をめぐって」は、同盟・総評の闘争方針の批判的検討を通して、運動論上の諸問題を、明らかにしようとする。まず、要求・目標に関する批判については、その根拠についての説明があればより説得的であろう。運動方針については、方針自体の妥当性とともに、筆者も指摘するように、実践の問題が残る。実践（の総括）にたいする批判が必要になる。また、闘争の前進をはばむものとして傘下の民間大企業労組の企業主義的体質が批判されるとき、運動主体としての同盟・総評の評価が問題になってくる。「これに期待を寄せるることはできない」（辻岡靖仁「労働時間短縮闘争の重要性と方向」『日本の労働組合運動』3、大月書店、1985年、129ページ）とすれば、それに代わる運動主体、運動構築のしかた、同盟・総評の位置づけをどう考えるか。しかし、根本問題は個々の労働者の運動主体としての登場の可能性であろう。

時短要求と2つの賃金要求とのセットについて、結局「時間あたりの賃金率の引き上げ」に帰着し、それゆえ賃上げ闘争との結合が不可欠である、と整理されている。ただ、運動論的にはさらにつめるべき問題があろう。たとえば、引き上げの根拠と限度はさしあたりどこに求められるのか。残業制限や所定時間短縮・休日増に伴う賃金収入の減少部分の補償にか（月給制では後者の問題はおこらない）。また、通常の賃上げとの区別と関連を政策・運動上どう整理するか。たとえば、賃上げの一部を時短にまわす（減収分の相殺にあてる）という形になるのか。

大和田敢太・矢部恒夫「フランスにおける労働時間問題」は、1982年の労働時間制度改革の背景と意義、内容、効果について論究したものである。まず、本論文は時短の前進という改革の積極面に考察を限定しているが、そこでは指摘にとどめられている労働時間の「柔軟性」の拡大という側面をふくめた改革の全体的評価いかんという問題は残されている。時短実現の要因とされる左翼連合に支えられたミッテラン政権の誕生と労働様式・生活様式変革の新しい「哲学」は、わが国における時短闘争にとっても示唆的であろう。また、週所定時間、超勤、年休・休日の三方から、規制・時短措置を前進させた改革内容を知ると、日本の公的規制のたちおくれを改めて思い知らされる。ただ、そこで賃金問題の処理について一言説明がほしかった。

最後に、改革の効果の実証に用いられている「週平均労働時間」とは「所定」か「実労働時間」か（後者とするとき、第4表にみるように、39時間や40時間という切りよい数字に集中するものであろうか）。その算出方法はどうなっているか。因みに、日本の週実労働時間（年間平均）は、1984年で40.7時間である（フランスは第3表では1985年1月で38.9時間）。

以上、評者の不勉強や紙幅の制約ゆえに、不十分な論評にとどまった。誤読や的はずれの批判もあるだろうが、ご寛恕をこう。

（なみえ いわお、所員、立命館大学）

### 編集後記

- ・昨年末に取り組みました「通信年末普及運動」は、読者の皆様の御協力を得、69部の成果をあげることができました。遅ればせながら、御礼申し上げます。今後とも、読みやすく充実した誌面づくりをめざして編集局も奮励いたしますので、日常的な『通信』の普及、誌代の前納運動等にも引き続き御協力下さいますよう御願いいたします。
- ・本号の特集3論文は、論点は多岐にわたりますが、いずれも「地域」を一つの視点に据えて、

分析を試みていただきました。また。小特集では、4人の労働者の方に、地域・生活・労働の現場から、生の声を届けてもらいました。武元さんの御報告ともあわせて、是非、御一読下さい。忌憚のない御批評、御意見が寄せられるよう期待しています。

・「構造転換」シリーズも回を重ねてまいりましたが、次号では、「『金融革命』と国民生活」の特集を予定しております。また、新連載「資本論で現代を読む」を企画しておりますので、御期待下さい。

(H・Y)

### 経済科学通信 (季刊) 第48号 1986年3月20日発行

#### 編集・発行

基礎経済科学研究所 『経済科学通信』編集局  
(〒602 京都市上京区河原町通今出川下ル 芝山ビル)  
TEL (075) 255-2450

振替京都 8-1972

#### 編集委員

芦田 亘	梅原 英治	江尻 彰
小倉 信次	斎藤 雅通	坂本 悠一
竹味 能成	中谷 武雄	西田 達昭
柳ヶ瀬孝三	山田 浩貴	横山 寿一

#### 印刷所

新日本プロセス株式会社  
(〒601 京都市南区吉祥院石原上川原町21)  
TEL (075) 661-5688

価格 1部 1,000円

定期購読費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)



# 現代地方自治財政論

坂本忠次著

A5判三〇八頁  
定価二五〇〇円

行政改革に遡れ、苦闘する地方自治、その最新局面を、戦後の発足から今日に至る変遷の構造的分析を通じて解明し、地方行政の現状克服と民主的再生の展望を具体的に追究する。研究者、学生、地方自治の第一線を担う人々に必読の書下ろし！

# 科学技術の経済理論

仲村政文著

A5判三〇四頁  
定価三八〇〇円

科学技術とはなにか——従来のバーナー、マートン、クーンらの所説を体系的に検討し、マルクス科学論を労働論の視点から再構成するとともに、ME革命など今日の技術革新を解明するための方法論的視座を提示した書下ろし！

# 資本論の研究

種瀬茂編著

A5判三八六頁 定価二九〇〇円

種瀬茂編著

# 現代資本主義論

「資本論」研究の新しい到達点をめざしてクリエイティブな積極説を体系的に開陳

〔執筆者〕種瀬茂／明石博行／花田功一／真田哲也／宮沢俊郎／福田泰雄／坂口明義／桜井幸男／松石勝彦／中山孝男／星嘉宗彦／小島彰／戸田雄幸／頭川博／滝田和夫／浅利一郎／石倉雅男／唐渡興宣／松嶋孝雄

（青木書店・図書目録）をお近くの書店へお申込みください

財政学

（4月刊）

藤岡惇著

A5判・定価二八〇〇円

# アメリカ南部の変貌

—地主制の構造変化と民衆合衆国南部地域の変貌の基礎過程、とりわけ「サンベルト」化の基礎構造を剥む！三度にわたる現地調査をふまえて、南部社会変貌の秘密をときあかし、底辺民衆の人間的息吹きを伝える独創的な南部経済史。

# 情報化社会の行政改革

島恭彦・池上惇・重森暁編

いま進められている「行政改革」は、国の政治や経済をどう変えてゆくか？ 情報化社会の到来がそれとどうかわるか？ 本書はそれを追求して、現在の「改革」とは別の道!! 生活者本位の改革のあることを、現代人の生き方に重ねて明らかにする。

3月下旬刊／予一八〇〇円

林直道著

# 現代の日本経済 第四版

本書は日本経済のトータルでコンパクトな概説書として好評を博し、一九七七年に第1版第1刷が刊行されて以来3版、通算20刷を数えるロングセラー。今回、本年初頭までの経済情勢を解説した第5章を増補。

青木書店

電話・03(292)0481